

東アジア研究

East Asian Studies

15号
2014年3月

経済大国から文化大国へー東アジア中日韓三国における 無形文化遺産保護に関する一考察ー	白 松強
企業内貿易と企業パフォーマンス ー日韓企業を中心にー	王 忠毅
韓国移行期正義における司法の機能 ー大法院長交代の影響を中心にー	木村 貴
東北アジアの地域経済協力と地域の安定化	小川 雄平
2013年度 学会活動	

東アジア学会

東アジア研究 第15号

目 次 CONTENTS

〈論 文〉

- 経済大国から文化大国へ
— 東アジア中日韓三国における無形文化遺産保護に関する一考察 —
..... 白 松強 1
On Transformation from Economic Power to Cultural Power BAI Songqiang
— Preliminary discussion on the protection of intangible cultural
heritage of China, Japan and Korea as three countries in East Asia.
- 企業内貿易と企業パフォーマンス
— 日韓企業を中心に — 王 忠毅 27
Intra-firm Trade and Corporate Performance: Chung I, Wang
The Case of Japanese and Korean Corporations
- 韓国移行期正義における司法の機能
— 大法院長交代の影響を中心に — 木村 貴 49
Influence of the Chief Justice of the Supreme Court on the KIMURA Takashi
Function of the Judiciary in the Transitional Justice in Korea
- 東北アジアの地域経済協力と地域の安定化 小川 雄平 67
Regional Economic Cooperation and Political Stabilization in OGAWA Yuhei
Northeast Asia

〈活動報告〉

- 2013年度 学会活動 89
Year 2013 Activity Report

経済大国から文化大国へ

— 東アジア中日韓三国における無形文化遺産保護に関する一考察 —

On Transformation from Economic Power to Cultural Power

— Preliminary discussion on the protection of intangible cultural heritage of China, Japan and Korea as three countries in East Asia.

白 松 強
BAI Songqiang

Summary

Various countries in East Asia have much in common in the use of Chinese characters and chopsticks, as well as the interpersonal communication, cultural transmission and other aspects. In particular, China, Japan and Korea occupy a decisive position in East Asia. In 2012, GDPs of these three countries rank were in the top three among Asian countries.

Beyond doubt, economic development would contribute to the cultural prosperity. Into the 21st century, China, Japan and Korea have begun to build symbolic systems for their own cultures. More than ever, governments of these three countries have been enthusiastic about intangible cultural heritage. They have launched a series of activities, in hope of ultimately achieve the goal to join the List of Intangible Cultural Heritage by UNESCO. The number of intangible heritages from China, Japan and Korea listed on the List of Intangible Cultural Heritage respectively ranks first, second and third all over the world.

October 2013 is the tenth anniversary for the release of the Conventions for safeguarding of the intangible cultural heritage by UNESCO. In this paper, first of all, a detailed exploration is made on the background and process to create the Conventions for safeguarding of the intangible cultural heritage. Secondly, contributions made by Japan and Korea to the generation of conventions, current situations of the intangible heritage protection in China, Japan and Korea and differences between protection systems of intangible heritages in three countries are discussed and explored. Lastly, the future prospect to build a common and shared protection system for intangible heritages for China, Japan and Korea is made.

Keywords: East Asia; China, Japan and Korea; safeguarding of intangible cultural heritage; Protecting, shared protection system.

要 旨

21世紀に入った東アジア中日韓三国はいずれも重要な経済体である。2012年、経済力、アジア GDP ランキングにおいて、三国はそれぞれアジアの1位、2位、3位を占めている。三国だけの GDP は東アジアの90%、アジアの70%、世界の20%に達している。東アジアが世界経済成長の中心であると言うならば、日中韓の経済の世界経済に対する影響も言うまでもなく明らかである。

その一方、中日韓三国は、2000年代初頭から自国の文化的アイデンティティを表象し形成する無形の文化遺産に対して、それぞれ自国で全国的に加速するユネスコ無形文化遺産へ登録しようとする運動を深く展開している。2013年まで10年余りの間、ユネスコ無形文化遺産リストへの記載項目は、中日韓三国はそれぞれの38件・22件・16件を持って、世界の1位、2位、3位を占めており、「人類共通の財産」として、誇りと責任を持って後世に継承している。

2003年10月にユネスコ総会において採択された無形文化遺産保護条約は、本年度で採択10周年を迎える。この節目の機会を捉え、まずは、該当条約誕生のきっかけとその後の経過、条約の歴史と制度の仕組みと現状を考察し、その特徴を明らかにする。つぎに、日本と韓国のこの条約の誕生においての役割、中日韓三国における無形文化遺産保護の現状、三国の保護法の体系の差異について考察する。さらに、今後、中日韓三国は無形文化遺産保護に対して、共生保護システムを創る必要があるということを展望したいと思う。即ち、(1) 世界無形文化遺産の保護の取組み、(2) 中日韓の無形文化遺産保護の現状、(3) 中日韓の共生保護システム構築への提唱と展望という基本問題に焦点を当て、そのあり方等について考察したいと思う。

はじめに

東アジアにおける中国、日本、韓国の三国は、世界経済に与える影響が大きく、2011年の中国、日本、韓国の GDP の総額は世界の第2位、3位、15位を占め、実額では各々7.30、5.87、1.17兆ドルと世界経済の名目 GDP 総額67.14兆ドルの21.3%に達し、EU（欧州連合）に匹敵する（施・久保2013）。中日韓は世界経済の成長センターであるアジアにおいて中核となる存在である。これら三国は、地理的に近接し、歴史的、文化的に深い関係にある。中国にとって日韓は、かつては「近くて遠い国」などと表現されることもあったが、近年では人の往来が活発化し、域内での貿易が盛んに行われ、1980年代の改革開放政策を契機に対中直接投資が増加するなど経済関係もそれなりに深まってきて、中国にとってきわめて緊密な関係にある貿易相手国になった。貿易・投資を通じた中日韓の相互依存関係も高まっており、三国とも自国の輸入に占める他二国の割合が20%を超えており、それぞれが重要な貿易相手国となっている。中日韓がこれまで以上に積極的に協力を進めていくことが、東アジア、ひいては世界経済の発展のためにも必要不可欠となっている。

その一方で、文化の面では、21世紀に入ってから中日韓の国際文化交流は20世紀とは異なる積極的な次元に入ったといってもよいのではないか。経済交流が中心であるとはいえず、「東アジア共同体」議論もなされるようになり、「東アジアサミット」会議も開かれるようになった。華流、日流、韓流などの言葉もいつしか日常的に使われるようになった。

例えば、中国の故宮、日本の富士山、韓国の水原華城を具体的な例として挙げて言えば、説明を加えない限り、より多くの人々は人類共通の宝物である「世界遺産」を連想できるだろう。ところで、その一方では、中国の古琴、日本の歌舞伎、韓国の江陵端午祭と来るとどうだろうか。同じようにユネスコが運営に関わる「無形文化遺産」が共通項だと答えられるだろうか。2003年にユネスコ総会において反対ゼロ、無事に採択された「無形文化遺産の保護に関する条約（以降、「無形文化遺産保護条約」と略記する）」に基づくこの保護制度は、知名度で世界遺産に未だ遠く及ばないが、少しずつ定着してきている。2014年1月現在、世界各地の人々が長い年月をかけて育んできた祭り行事や芸能、手わざや暮らしの知恵など、様々な無形の文化遺産のユネスコ無形文化遺産条約代表一覧表への登録総数は、過去10年余りの間に飛躍的に増大し、合計327件¹⁾となった。

勿論、ユネスコの文化遺産の双璧と言われた世界遺産とユネスコ無形文化遺産は、人類全体にとって両方ともかけがえのない財産である。次世代に伝えていくことの大切さを唱えているユネスコ2条約の保護理念をしっかりと認識し、過去からの贈り物を大切に保護し、未来に引き継いでいくことは、我々にも容易に想像がつかだろう。しかしながら、世界遺産でもユネスコ無形文化遺産でも、このユネスコ2条約における条約実践の動態過程において、リストに登録されている物件の数には、地域的な偏りや、種類の格差が見られる。例えば、世界遺産に見ると、ヨーロッパ・北米諸国だけで合わせて全体の47.7%を占めるに至った。一見して明らかな通り、文化遺産の登録数の方が圧倒的に多く、地域的には文化遺産の約半数がヨーロッパの物件に偏っている。

歴史的な建造物などを称える「世界遺産」は欧米に集まりやすいという傾向とは正反対に、世界の伝統芸能や祭礼、口伝えの文化、工芸技術など、人から人へ、あるいは世代から世代へと伝承される営みを中心になっているユネスコ無形文化遺産は、アジア・太平洋地域においては、特に東アジア中日韓三国を中心として、登録しようという運動が積極的に展開されてきた。2009年よりユネスコ無形文化遺産保護条約代表一覧表の登録ランキングの上位3位は、既に中国、日本、韓国の順となっている。現在、中日韓三国はそれぞれの38件・22件・16件を持って、世界の1位、2位、3位を占めており、「人類共通の財産」として、誇りと責任を持って後世に継承している。

I 先行研究の到達点と本研究の目的

近年、グローバリゼーションの進展に伴い、「文化の多様性」の意義や各民族の無形文化遺産の重要性が世界的に注目されている。特に中国・日本・韓国は無形文化遺産保護に関

¹⁾ ユネスコ無形文化遺産のリストは現状、代表リス281件で、緊急保護リスト35件で、ベスト・プラクティス11件で合計327件で構成されている。加盟国は157ヵ国である。本データを作成するにあたっては、『ユネスコ無形文化遺産データ・ブック（2013年版）』とユネスコの公式サイト <http://www.unesco.org/culture/ich/index.php?lg=en&pg=00559>（2014年2月1日閲覧）を参考として利用させていただいた。

する領域で世界を圧倒する業績をあげられた。三国の多くの学者も、各自の国の実情に従って著しい学術的業績を上げた。先行研究においても、中国、日本、韓国それぞれの研究者の研究が存在する。

中国では、康保成（2011）が中日韓無形文化遺産共同保護論を提案し、中日韓の無形文化遺産を中心とする東アジア共同保護体の理念と構想を提起している。また、白松強（2011）が理論分析から中日の無形文化遺産保護の成立に伴う中国、日本の政策波及効果は極めて高いと結論づけている。

一方、日本では、山下晋司（2009）が、日本における無形文化保護や国家実施の政策的位置付け、その文化効果を評価した上で、日本の無形文化遺産がもたらす経済インパクトが非常に大きいものの、安易に観光化すべきでないと指摘している。岩本通彌（2013）が日韓両国の無形文化遺産保護を含む東アジア両国の保護システムを実現させる必要性和阻害要因について詳しく分析している。

また、韓国においては、丁秀珍（2008）が韓国の無形文化財保護法の現在に至るまでの展開過程を紹介し、南根祐（2006）により、韓国の端午祭を事例として、ユネスコ無形文化遺産条約の受容による国内法の変化や地域社会の変容が詳論されている。

しかしながら、これまでの中日韓における無形文化遺産保護に関する研究は、そのほとんどが自国の無形文化遺産保護における現状と課題に関する研究であるといってもよい。とくに、無形文化遺産保護としての現状研究は、そのほとんどが自国範囲研究のなかで行われてきたことから、無形文化遺産保護研究が端緒についた2003年以降の保護研究を概観すれば、その到達点が把握できると考えられる。これらの研究は、経済的な側面、或いは文化・政治の観点から中日韓の無形文化遺産の保護実践やその経済効果を主に理念的に論じており、全体的に捉えた三国の保護実態を基礎に、その保護発展の背景や「経済」、「政治」、「文化」の多面から中日韓の無形文化遺産を考察した研究は見られない。

本論文は、2003年10月にユネスコ総会において採択された無形文化遺産保護条約が、本年で採択10周年を迎えるこの節目の機会を捉え、まずは、該当条約誕生のきっかけとその後の経過、条約の歴史と制度の仕組みと現状を考察し、その特徴を明らかにする。つぎに、日本と韓国のこの条約の誕生における役割、中日韓三国における無形文化遺産保護の現状、三国の保護法の体系の差異について考察する。さらに、今後、中日韓三国は無形文化遺産保護に対して、共生保護システムを作る必要があるということについても究明することを目的とする。即ち、(1) ユネスコ無形文化遺産の保護の取組み、(2) 中日韓の無形文化遺産保護の現状、(3) 中日韓の共生保護システム構築への提唱と展望という基本問題に焦点を当て、そのあり方等について考察したいと思う。

Ⅱ ユネスコ無形文化遺産の保護の取組み

1. 無形文化遺産保護条約の成立の背景

本条約が成立するまでの道程については多くの学者（愛川2010、河野2004、国末2012、七海2012、星野2007、松浦2008、宮田2007）によって述べられてきたが、一面から論じられることが多い。勿論、条約成立の原因は単一ではなく、複合的なものと考えられる。これについてももう少し詳しく述べる必要があると思われるので、以下、この点について詳しく述べる。

(1) グローバリゼーション

1980年代以降、世界経済のグローバル化に伴い、世界は経済、文化、政治、軍事など多様な仕方で緊密に結びついている。そこでは主に経済、産業が世界的に拡大し、政治的関係が緊密化することで、国家や地域を超えたネットワークが形成され、それと平行して様々な国際的問題が発生する。こうした潮流は、単に世界規模の変動を引き起こすだけでなく、そこに巻き込まれている各々の社会に少なからぬ影響を与える。そして社会ごとの自律性、安定性、一体性が動揺し、国家や地域、民族といった単位のまとまりが以前ほど意味をなさなくなる。その結果、それぞれの社会の制度、慣習、生活様式、言語、つまりその社会の文化も、多かれ少なかれ変化せざるをえない。

この状況を踏まえて、ユネスコでは急速に法整備が進むことになった。1989年11月の第25回ユネスコ総会において、直接に無形の文化遺産についての「伝統的文化及び民間伝承の保護に関する勧告（以降、「勧告」と略記する）」が最初に宣言された。そこでは、「民間伝承の極度の脆弱性及びその消失の危険性を認識し、すべての国において民間伝承の役割を認識する必要及びそれが直面している多くの要因から生ずる危険を強調し、政府が民間伝承の保護に関して決定的な役割を果たすべきであり、かつ、できるだけ早急に行動すべきであると判断し…その形態は、とりわけ、言語、文学、音楽、舞踊、遊戯、神話、儀礼、慣習、手工芸、建築及びその他の技術である²⁾」といている。即ち、1980年代以降、グローバル化の時代において、多様な文化遺産が、文化の没個性化、武力紛争、観光、産業化、過疎化、移住、それに環境の悪化によって消滅の危機や脅威にさらされていることとユネスコが認識しているということである。まず、無形の文化遺産の脆弱性及びその消失の危険性が発せられた。ここでは、ユネスコ加盟各国に対し、民間伝承は文化遺産及び現存文化の不可欠な要素として、その特質及び重要性を守る義務があると宣言したのである。ユネスコによる条約は勿論、勧告も単なるお題目や参考事項ではなく国内政策上の具体的ガイドラインであり、批准国はこれに沿って国内法の整備に努力することが義務づけられているが、多くの国々は勧告には法的拘束力が無い、これらは協議する必要のない管

²⁾ 日本国文部科学省—日本ユネスコ国内委員会—ユネスコ総会で採択された勧告一覧の伝統的文化及び民間伝承の保護に関する勧告を参考として利用させていただいた。[http:// www.mext.go.jp/unesco/009/004/029.pdf](http://www.mext.go.jp/unesco/009/004/029.pdf) (2013年08月19日閲覧)。

理運営事項であるとして、無視する態度をとり続けている。

上記の事業の確実な実施を確保するために、1997年11月、ユネスコ第29回総会では、「人類の口承及び無形文化遺産の傑作の宣言（以降、「傑作宣言」と略記する）」という国際的榮譽を設けるための決定が採択された。このプロジェクトは、口承及び無形文化遺産が諸民族の集合的記憶の宝庫であり、文化的独自性の永続を保障しうる唯一のものであるということから、政府、NGO、地方自治体が、自らの口承及び無形文化遺産の同定、保存、活用に着手するよう奨励することを目的とし、とりわけ「勧告」（1989）による報告との関連において、個人や団体が、当該の口承及び無形文化遺産の管理・保存・活用に対し、めざましい貢献を果たすよう奨励するものである（範2006）。

（2）文化的アイデンティティ

その一方では、冷戦の終結は東側諸国と西側諸国との間の文化交流を促進した。冷戦下において東西両陣営間の交流を妨げていた障壁がなくなり、諸分野の交流が容易となった中で、こうした動向は、文化の分野に大いに裨益する。冷戦時代には主として政府間で、かつ限定的に行われていた東西文化交流は、その後量的に拡大しているのみならず、その担い手においても対象の面でも格段に幅広く多様な様相を呈している。冷戦の終結後、国際関係の基礎としての豊かな文化を保持すること、他国との文化交流に努めることが、安全保障に資するものであることも、第2次世界大戦の際の京都やパリが破壊を免れた例などを引きつつ、しばしば指摘されるところである。文化的アイデンティティの肯定、創造性の推進、それに、文化の多様性の保存を図っていく上での活力として、無形の文化遺産が果たす重要な役割への認識の一層の高まりが見られる。実際、冷戦終結後に世界各地で多発する地域紛争の様相を見ても、また、進展するグローバリゼーションの影響を見ても、文化の影響力がだんだん強くなって、国際関係における文化の要素の重要性は増大していると感じられる。

例えば、文化遺産に関しては、世界遺産条約によって世界的な枠組みが作られたことが、文化によって価値観が異なることを人々が認識するよい契機となった。即ち、石の文化の伝統を持つヨーロッパの文化遺産のみならず、京都、奈良の建造物群に代表される木造建造物も世界遺産に認定されるようになり、解体修理を経て維持されてきたものにも文化遺産としての価値があることが、世界に広く知られるようになった。このように、多元的な価値観を認める文化多様性の意識や文化的アイデンティティが国際社会で生まれている。

（3）松浦氏のユネスコ改革

ユネスコの前身と言える機関は、1922年に国際連盟の下に設立された国際知的協力委員会である。その当時、新渡戸稲造が国際連盟の事務局次長を担当していた。1926年に、仏政府の支援により国際知的協力機関がパリに設立され、知的財産等の分野で活動していた。第2次世界大戦の間、その活動は中断された。1945年11月、英仏両国政府の招聘により、44ヵ国代表がロンドンでユネスコ憲章を採択した。その後、ユネスコは教育・科学・文化に関する国際協力を促進すると同時に、有形・無形の文化遺産の保護にも積極的に取

り組むようになってきている。

日本大使として5年間パリに駐在し、ユネスコ世界遺産委員会議長でもあった松浦晃一郎氏は1999年にユネスコ第8代目の事務局長に就任した。新しい考えを携えた新事務局長の松浦氏は、任期当初の最重要課題として、不透明な人事の横行の断絶にとりかかった。「その中に入ってみると、管理の誤りは私が思っていたよりずっと深刻なものだった。任命も昇格も多くの場合気配な人事なのだ³⁾」と彼はインタビューで語っている。松浦氏はいかに困難な事態であるか自分ではかなり認識していると考えていた。彼は就任当初から自分のオフィスだけでも資格審査なしに政治的に任命されたアドバイザーを20人も解雇しており、抜本的改革には苦心した。その後2500名の職員からの不平不満を受け付けるウェブサイトを開設した。また、ユネスコ上層部における不当な管理がきっかけで、1984年にユネスコから脱退した米国の復帰を実現したこと、財政基盤を強化したことは「松浦改革」と評価されている。これだけではなく、「文化多様性条約」「無形文化遺産保護条約」も松浦氏の業績である（松浦2011）。「ユネスコを設立して以来世界は変化し続けており、我々はそれと共に変化しなくてはならない。発展途上国の要求に留意することなく単に先進国間の知的協力を推し進めることだけで満足しているわけにはいかない。条約は有形のものだけを対象にしている、技能、音楽、伝統、言語といった無形のものは対象としていない⁴⁾」といった松浦氏は、条約については有形遺産を重視する欧州から強い異論が出され、ユネスコ事務局の中にも明らかに反対勢力がいることに直面し、より失われやすく保存を必要とする人から人へ伝承されるアジアやアフリカの生きた文化を保護するために、この条約案の作成を強く推進、実現した一人であった。

2. 無形文化遺産保護条約の発足とその後の展開

民族伝統文化や口承伝統、民間伝承などの形のない文化を私たち人類の財産とし、保護していくために作られた無形遺産条約は、2003年10月17日、第32回ユネスコ総会で賛成120ヵ国、反対ゼロ、米、英を含む棄権8ヵ国で無事採択された。2006年1月20日に条約の契約を結んだ国が30ヵ国になり、2006年4月20日に正式に発効した。ユネスコはこの条約に先立って、2001年から1年おきに、世界の伝統のある表現文化やその空間を「傑作宣言」として世間に知らせてきた。この宣言では、中国の崑劇、古琴、ムカム、オルティンドー（モンゴル国と共に）、日本の能楽や人形浄瑠璃文楽、歌舞伎、韓国の宗廟祭礼及び宗廟祭礼楽、パンソリ、江陵端午祭が登録されている。無形遺産条約ができた後は、先に発表された宣言のリストは、無形遺産条約の中に組み入れられている。

2013年12月2日から7日まで、アゼルバイジャン共和国のバクーで開催された無形文化遺産保護条約の第8回政府間委員会⁵⁾で、世界各国の条約締約国から推薦された無形文化遺産30件⁶⁾（提出候補31件・登録率＝96％）が「代表一覧表」に記載された。その一昨年、

³⁾ と ⁴⁾ 『The New York Times（ニューヨークタイムズ）』（2000年3月5日付、日曜国際版）

2011年11月にインドネシアのバリで開催された第6回政府間委員会においては、既に2009年、2010年の2回の政府間委員会で指定された180件と、また2001年、2003年、2005年の「傑作宣言」で記載された90件と、前回の2012年の27件と合わせて、代表一覧表には合計327件の無形文化遺産が記載されることとなった。

これにより、現在では、無形文化遺産の保護に関する活動は、無形文化遺産保護条約の下に、157ヵ締約国をメンバーとする締約国会議⁷⁾、無形文化遺産の保護のための政府間委員会によって展開されており、各国は本格的に記載案件の保護に向けた取り組みを実施していくことになった。

Ⅲ 中日韓の無形文化遺産保護の現状

日本では、長い間、19世紀のヨーロッパの歴史家によってつくられた世界の歴史が教えられてきた。それは一口で言うと、「アジアは古代から今日まで停滞した社会である」というものであった（石川2008）。この歴史の見方は、第2次世界大戦後の日本の復興によって、まず崩れ始めた。欧米の人々は、それを「奇跡」と呼んだが、その後、韓国、中国なども次々と経済成長を成し遂げていった。最近30年の間、東アジアにある中日韓三国は経済であれ、文化であれ、世界から注目を浴びている。この事実は、過去の歴史の見方にも大きく影響を与えた。21世紀に入ってから、東アジアにおける無形文化遺産の保護も、他の地域に比べて出来栄を高く評価されている。特に、中国、日本、韓国といった歴史や文化の深い源を共有している一衣帯水の友好的な三国は、お互いに文化の繋がりや経済圏地域化の必要性のため、最近10年の間、三国は連携に関する鼎談が多くなっていると同時に、それぞれ国で全国的に加速するユネスコ無形文化遺産への登録運動現象も顕在化している。

1972年の世界遺産条約の成立から2003年の無形遺産保護条約の採択に至るまで、2条約の中で見逃してならないことは、「石の文明」の欧米から「泥の文明」のアジアへ、「モノの文化」から「心の文化」へということである（松本2012）。即ち、当初、ユネスコの世界遺産に対する考えは「石の文化」とその真正性（authenticity）ということであった。北京、京都、奈良等の木の文化財を指定するに際し、石の真正性のみから、形（form）の真正性

⁵⁾ 政府間委員会は締約国の中から選出され、2006年から年に1回で8回開催された。2013年現在、委員会は中国、日本を含む24ヵ国から構成される（韓国の任期は2008年－2012年）。この委員会の重要な任務の一つは、無形文化遺産の国際的保護の重要措置である「代表一覧表」「緊急保護一覧表」「ベスト・プラクティス」への記載に関する締約国の提案について、補助機関（政府間委員会委員国の内の6ヵ国で構成された機関であり、事前に代表一覧表への記載案件について審査し、政府間委員会に勧告を行う）の勧告を踏まえて審議・決定することである。

⁶⁾ この数字は代表一覧表25件（拡大1件含）、緊急保護一覧表4件、ベスト・プラクティス1件の合計である。

⁷⁾ 締約国会議は全締約国の代表によって構成、無形文化遺産保護条約の最高機関である。この会議は2年に1回開かれており、審査手続きなど条約の運用に係る方針について最終決定する。2006年、2008年、2010年、2012年ユネスコ本部で4回開催されたことである。

の承認へと変化し、やがてそれは民族の精神を継承する無形文化遺産の保護へと進んでいく。ヨーロッパ中心であった世界遺産保護の思想が変容をとげ、内容的にも地域的にも広がった。無形遺産保護条約はアジア・アフリカ・中南米諸国で熱烈な歓迎を受けた。

その一方では、中国を始めとする韓国、日本などの東アジアでは、畑地、水田、湿地や雨林などが多く、恵みを与えてくれる天を神と看做し、畏敬の念を抱いて、信仰の対象としており、共同して東アジア文明を開拓し創造してきた。身近なところでは、箸、お茶、ラーメン、団扇、書道、囲碁、水墨画など、言葉にも似通ったところもある。例えば、以下のような単語が挙げられる。

科学	kēxué	かがく	과학	思想	sīxiǎng	しそう	사상
交通	jiāotōng	こうつう	교통	儒教	Rújiào	じゅきょう	유교
音楽	yīnyuè	おんがく	음악	社会	shèhuì	しゃかい	사회

上記の例のごとく、最初の文字は漢字、次のローマ字は中国語の発音、その後は日本語の仮名、最後はハングルの読みである。発音は少しずつ違うが、すべて最初にあげた漢語がもとになっているのである。また、これらの漢字はもともと中国で生まれたものであるが、19世紀後半から西洋の文明を漢語によって翻訳した和製漢語に属している。近代以降、このような和製漢語は中国に逆輸出され、「中国式」として普及・定着した。そのほかに、同じく漢字文化圏である韓国でもこうした和製漢語を自国語漢字音で取り入れているようになった（陳2001）。このように、共同の漢字文化、共同の儒学・仏教の伝統価値観が有るので、経済面のみならず、文化面や社会面も、三国の間では切ってもきれない関係がある。中日韓三国を中心とする「東アジア一極」は、特に文化面では、世界にその魅力を示しつつある。

1. 中国における無形文化遺産保護の現状

(1) 保護政策展開の背景

中国における無形文化遺産保護をめぐる動きは、江沢民政権期から始まった。1990年代半ば以降、過去に例を見ない規模で拡大し、対外開放路線に転換した中国は経済発展に大きな成功を収めた。農村は、著しい経済発展の中で都市化が進行し、経済インフラの整備、農村からの労働力の流出など、農村を取り巻く社会、経済及び環境が大きく変化してきている。地域にとって欠かせない存在である伝統文化なども、実は、本来の形を残しているモノは決して多くはない。そのほとんどは、時代や社会の発展によって、形そのものを変化させている。この状況は農山漁村においてより顕著であり、特に近年、激甚化する都市化が農山漁村の過疎化に拍車をかけている（小熊2007）。従って、その地域における伝統文化が徐々に失われていくのを危惧する声が高まり、「伝統文化に関する座談会」が開かれるなど一定の進展を見せたが、特に胡錦濤政権期においては、民俗学、文化人類学、無形文化遺産学等の多分野において大きく進展した。このような学術研究の成果を受け、「伝統文化」を構成する広い地域の内、ごく一部が歴史上又は学術上価値の高い伝統文化として無

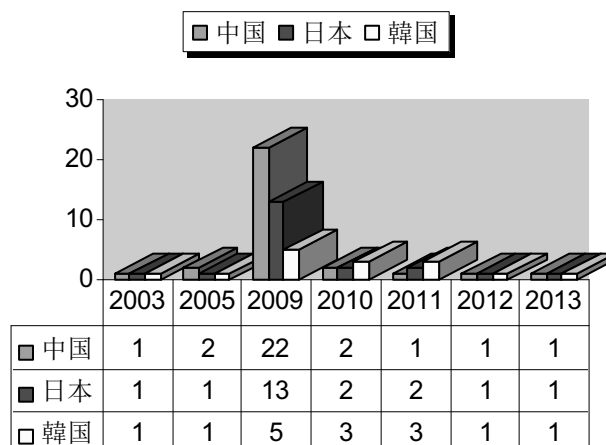
形文化遺産に指定された。

その一方では、国際的視野で見れば、1997年、ユネスコ総会が公表した「傑作宣言」によって各国の伝統文化保護の検討作業が加速した。また、日本でも、1998年に、文化庁が「文化振興マスタープラン—文化立国の実現に向けて」を発表し、国の文化政策の新たな段階に入った。「伝統文化の継承・発展」、「地域文化・生活文化の振興」を文化振興施策の体系の2つの面として、取り組むこととしている（藤野2002：66）。韓国政府は金大中政権下の1998年当時、「文化立国」戦略を打ち出し、韓国の文化産業を21世紀までに韓国の主要産業に発展させることを公表した（池2011）。しかも、中国の隣国である日韓両国は、1950年及び1962年に既に世界で最初と、2番目に無形文化遺産に関する保護法を作って、それに則って民族の精神文化の象徴である無形文化遺産の保存と活用の一層の充実を図ることとした（河野2004）。中国は、こうした動きを踏まえて、文化を中心とする「ソフトパワー」の強化をも目指し、伝統文化の振興や保護を推進している。

(2) 無形文化遺産保護の現状

以下は国際と国内という2つの面から中国の保護現状について論じる。国際側から見れば、ユネスコの一連の無形文化遺産に関する宣言や条約に対して、中国政府は積極的に共同歩調をとっている。2001年から隔年で、2006年までに3回公表した傑作宣言リストにおいては、中国はユネスコに推薦書を提出し、推薦決定に向けて積極的に取り組んできて、4件が傑作に登録された【表1・表2】。2003年のユネスコ総会で無形文化遺産保護条約が採択され、中国は2004年12月2日に条約を受諾する文書をユネスコに寄託、世界で6番目の締結国となった。現在、ユネスコの「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に含まれている中国の無形文化遺産は36件で、世界で最もユネスコ無形文化遺産が多い国となった。

表1 中日韓三国はユネスコ無形文化遺産条約代表一覧表に登録された件数



（資料：ユネスコの公式ウェブサイト <http://www.unesco.org/culture/ich/index.php?lg=en&pg=00559> を基に筆者作成）

表2 中国はユネスコ無形文化遺産条約代表一覧表に登録された件数⁸⁾

登録年	件数	名 称
2001	1	崑劇
2003	1	古琴
2005	2	ムカム、オルティンドー（モンゴル国と共に）
2009	25	端午の節句、南京雲錦、福建南音、安徽宣紙、貴州ドン族の民族音楽、粵劇、ケサル王の叙事詩、浙江龍泉青瓷、青海熱貢芸術、藏劇、マナス、呼麦、花兒、西安鼓楽、農楽舞、書道、篆刻、切り紙、彫版印刷、木造建築技術、養蚕・織物技術、媽祖信俗、（中国木造アーチ橋技術、チャン族の新年の祭り、リー族錦の機織り技術の3件は緊急保護一覧表）
2010	5	中医鍼灸、京劇、（中国帆船の水密隔壁製造技術、活字印刷術、メシュレプの3件は緊急保護一覧表）
2011	2	影絵芝居、（ホジェン族の口頭伝承叙事詩「伊瑪堪」は緊急保護一覧表）
2012	1	福建操り人形師の次世代訓練の戦略（ベスト・プラクティス）
2013	1	珠算

（資料：表1に同じ）

国内から見ると、無形文化遺産に対する正式な保護は2001年に崑劇がユネスコの傑作宣言に指定されてから始まったのだと、文化部元副部長、中国無形文化遺産保護センター長王文章氏が指摘している（王2013：12）。2003年1月に中国政府のもとでは「中国民族民間文化遺産保護プロジェクト」が立ち上がった。政府の主導で、各大学や研究所の民俗学者が講師を担当して、民俗知識、フィールドワークに関する講習会が各地で開かれている。しかも、多くの民俗学者は各省、市の無形文化遺産保護の専門委員会委員として任命された。2004年9月に、烏丙安⁹⁾氏は「中国民俗文化の根幹及びその影響」という題で、中央政府の高級幹部を前に講義した。民俗学の視野から開催するのは初めてのことである（王2009：117－137）。2005年3月には国務院が「我が国非物質文化遺産保護強化事業に関する意見」を発表し、具体的に取り組む姿勢を鮮明にしている。また、同年12月に国務院は「文化遺産保護の強化に関する通知」を通達し、「保護を主とし、救済は第一、合理的に利用し、伝承的に発展させる」という保護事業の方針を打ち出している（馮2007：138）。しかも、人々の無形文化遺産保護に対する意識を高め、社会全体で無形文化遺産を保護する良好な雰囲気形成することを目的とし、2006年から毎年6月の第2日曜日を「文化遺産の日」に指定し、その前後の期間、各地域で、無形文化遺産の上演や展覧会、フォーラム、表彰式等が行われ、一部の博物館、記念館等が無料または割引となったり、発掘現場で一

⁸⁾ 中国のユネスコ無形文化遺産数量は代表リスト30件・緊急保護リスト7件・ベスト・プラクティス1件で合わせて38件となっていることである。2位の日本の22件は全部代表リストで構成されている。3位の韓国の16件も全部代表リストで構成されている。

⁹⁾ 烏丙安、1929年内モンゴル生まれ、モンゴル族人。中国の現代民俗学を打ち立てた民俗学者。中国民俗学会名誉会長、国家無形文化遺産特別委員会副委員。

表3 中国の国家レベル無形文化遺産リストに登録された件数

種 類	2006年第1回リスト	2008年第2回リスト	2010年第3回リスト	合 計
民 間 文 学	梁祝伝説… 31件	西湖伝説… 53件	牡丹伝説… 48件	124件
民 間 音 楽	チャルメラ… 72件	ミャオ族民謡… 67件	ハサク族民謡… 32件	155件
民 間 舞 踊	獅子舞… 41件	ムカデ舞… 55件	鶴舞… 30件	111件
伝 統 芝 居	河南劇… 92件	無錫劇… 46件	江西劇… 48件	157件
寄 席 演 芸	蘇州説書… 46件	漫才… 50件	四川説書… 27件	115件
雑 技・競 技	呉橋雑技… 17件	囲碁… 38件	声帯模写… 22件	69件
民 間 美 術	切り絵… 51件	木彫… 45件	ヨウ族刺繍… 32件	109件
伝統手工芸	紹興黄酒醸造… 89件	ミャオ族錦織り 97件	筆の作り方… 51件	211件
伝 統 医 薬	鍼灸療法… 9件	回族医薬… 8件	チワン族医薬… 11件	21件
民 俗	清明節… 70件	漢族伝統婚俗… 51件	中元節… 48件	146件
合 計	518件	510件 (新入選363件)	349件 (新入選190件)	1377件 (実1071件)

(資料：中国無形文化遺産ネットワークの公式ウェブサイト <http://www.ihchina.cn/inc/guojiaminglu.jsp> を基に筆者作成)

部見学が可能となったりする。2006年5月、国務院によると、第1回国家レベル無形文化遺産リストが公表され、その中には民間文学、民間音楽、民間舞踊、伝統芝居、寄席演芸、雑技・競技、民間美術、伝統手工芸、伝統医薬、民俗の10種類が含まれ、合わせて518件である。2008年6月には第2回の510¹⁰⁾件、2010年5月には第3回の349¹¹⁾件を公表した【表3】。2013年8月から、第4回国家レベル無形文化遺産リストへの公募認定を展開中である。重要無形文化遺産の場合、文化遺産として保護するためには、単に指定するだけではなく、その無形文化遺産を実際に体現する保持者の特定が必要となる。従って、文化部（文化科学省）は2007年6月から2012年10月まで、4回国家レベル無形文化遺産リスト項目の代表的保持者（人間国宝）として、合わせて1978名を指定した。保持者の総数は、次のようになっている【表4】。また、2011年2月25日に第11期全人代常務委員会第19回会議で「無形文化遺産法」が採択され、同日公布、2011年6月1日に施行され（主席令第42号）、世界で少数派の無形文化遺産に関する専門の法律を持っている世界でも少ない国のひとつになった。一連の無形文化遺産保護の動きは、各地の調査、申請書類の作成、審査などに多くの学者や民衆が動員されており、各民族が伝えてきた各種伝統文化の表現形式及びそれ

¹⁰⁾ 第2回の全510件中には363件の新入選項目と147件の拡張項目（拡大項目）がある。新入選項目とは第1回に指定された項目中ではない、新たに増加された項目である。拡張項目とは、第1回に既に指定された項目が、第2回に、第3回にまた違い地域が該当地域の無形文化遺産として国に申請して、最後に指定された項目である。例えば、剪纸（切り絵）という項目が第1回に既に登録されたが、申請地は河北省・山西省・遼寧省・江蘇省・広東省・雲南省・陝西省だけの7省である。第2回に国レベル無形文化遺産を認定する際に、内モンゴル自治区・江西省・黒龍江省・上海市・浙江省・安徽省・福建省・山東省・河南省・湖北省・湖南省・貴州省・甘肅省も、自分の省内の剪纸をアピールし、優秀な伝統文化として国レベル無形文化遺産を申請した。最後に国に認定されたこれらの13省の剪纸という国レベル無形文化遺産は、拡張項目に属している。

¹¹⁾ 第3回の全349件中には190件の新入選項目と159件の拡張項目がある。

表4 中国の国家レベル無形文化遺産リスト項目の代表的保持者（人間国宝）¹²⁾

種 類	2007年 6 月 第 1 回	2008年 2 月 第 2 回	2009年 5 月 第 3 回	2012年10月 第 4 回	合 計
民 間 文 学	32名	認定無し	25名	20名	77名
民 間 音 楽	認定無し	104名	96名	31名	231名
民 間 舞 踊	認定無し	72名	56名	49名	177名
伝 統 芝 居	認定無し	304名	196名	112名	612名
寄 席 演 芸	認定無し	66名	51名	34名	151名
雑 技・競 技	15名	認定無し	19名	13名	47名
民 間 美 術	72名	認定無し	83名	70名	225名
伝統手工芸	78名	認定無し	136名	111名	325名
伝 統 医 薬	29名	認定無し	24名	19名	72名
民 俗	認定無し	5名	25名	31名	61名
合 計	226名	551名	711名	490名	1978名

（資料：表2に同じ）

に関連する実物と場所、口承文学、伝統美術、書、音楽、演劇、医薬、暦法、儀礼など、広範にわたって、無形文化遺産に対する社会的関心を著しく向上させることが可能になった。

2. 日本における無形文化遺産保護の現状

(1) 無形文化遺産保護の現状

「無形文化遺産の考え方を、世界で初めて法的な概念としたのは、1950年の日本の文化財保護法だ。ひいてはユネスコでも、無形文化遺産保護条約の採択の議論をリードしたのも日本だ」と、河野俊行¹³⁾氏は指摘している（河野2004：7）。日本は、1950年、有形のみならず無形の文化財をも対象とした文化財保護法を制定した。2004年6月15日に無形文化遺産条約を受諾し、3番目の締約国として仲間入りした。これまで、22物件がユネスコのユネスコ無形文化遺産リストに登録されており、その数は世界2位である【表5】。

文化財の考え方は欧米にもあるが、大抵は建物や美術品など「有形」の文化財である。日本はそれに加えて、演劇、音楽、工芸技術などの無形文化財や、風俗慣習、民俗芸能、民俗技術などの無形民俗文化財の保存のために必要な技術を指定、選定、選択するなどして保護を図っており、それを担うヒトにも着目している。60年以上に及ぶ無形文化遺産保護制度を誇る世界トップの国としての日本は、積み上げてきた貴重な経験を持っており、ユネスコの保護条約によって国際社会に広めていく大きな役割を果たしている。現在、日

¹²⁾ 第1回目の代表的保持者の認定は民間文学、雑技・競技、民間美術、伝統手工芸、伝統医薬等の5種類だけに向けて行っている。第2回目の代表的保持者の認定は民間音楽、民間舞踊、伝統芝居、寄席演芸、民俗等の5種類だけに向けて行っている。なお、2012年6月に至るまで、過去3回に及ぶ1488名の保持者は、逝去133名。

¹³⁾ 河野俊行、1958年大阪府生まれ、九州大学法学研究院教授、文化庁世界文化遺産・無形文化遺産部世界文化遺産特別委員会委員、ICOMOS（イコモス）執行委員会委員。無形文化遺産保護条約の起草や世界遺産の諮問機関での企画運営などに携わってきた。

表5 日本のユネスコ無形文化遺産条約代表一覧表に登録された件数

登録年	件数	名 称
2001	1	能楽
2003	1	人形浄瑠璃文楽
2005	1	歌舞伎
2009	13	雅楽、小千谷縮・越後上布、石州半紙、日立風流物、京都祇園祭の山鉦行事、甕島のトシドン、奥能登のあえのこと、早池峰神楽、秋保の田植踊、チャッキラコ、大日堂舞楽、題目立、アイヌ古式舞踊
2010	2	組踊、結城紬
2011	2	壬生の花田植、佐陀神能
2012	1	那智の田楽
2013	1	和食；日本人の伝統的な食文化

(資料：表1に同じ)

表6 日本の国指定重要無形文化遺産の件数

種 類	分 類	項 目 名 称	計
重要無形民俗文化財 281件	風俗慣習	生産・生産6件、人生・儀礼7件、娯楽・競技8件、社会生活（民俗知識）2件、年中行事33件、祭礼（信仰）62件	118件
	民俗芸能	神楽30件、田楽24件、風流33件、物語・祝福芸5件、延年・おこない7件、渡来芸・舞台芸36件、その他16件	151件
	民俗技術	生産・生業10件、衣食住2件	12件
重要無形文化財 107件	芸 能	雅楽1件、能楽8件、文楽4件、歌舞伎5件、組踊4件、音楽26件、舞踊2件、演芸2件	52件
	工芸技術	陶芸12件、染織22件、漆芸6件、金工5件、木竹工2件、人形2件、手漉和紙6件	55件
選定保存技術 31件 ¹⁴⁾	個 人	歌舞伎床山、雅楽管楽器製作修理、玉鋼製造（たたら吹き）、結髪（沖縄伝統芸能）、研炭製造、蒔絵筆製作、漆刷毛製作、漆掻き用具製作、漆濾紙（吉野紙）製作、手機製作、粗苧製造、能楽小鼓（胴・革）製作修理、能楽大鼓（革）製作、能管製作修理、文楽人形髪・床山、邦楽器糸製作、杼製作、琵琶製作修理、琉球藍製造	19件
	団 体	琉球藍製造、からむし（苧麻）生産・苧引き、阿波藍製造、歌舞伎衣裳製作修理、歌舞伎小道具製作、歌舞伎大道具（背景画）製作、玉鋼製造、手漉和紙用具製作、植物染料（紅・紫根）生産・製造、組踊道具・衣裳製作修理、苧麻糸手積み、日本産漆生産・精製、邦楽器原糸製造	13件

(資料：日本国文化庁の公式ウェブサイト <http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/categorylist.asp> を基に筆者作成)¹⁴⁾ 琉球藍製造という選定保存技術は個人も団体もあるので、重複した値を除外し、1つと看做して計算を行う。

本の無形文化遺産に関しては、「重要無形文化財等一覧」、「重要無形民俗文化財一覧」、「選定保存技術保持者等一覧」という3つのインベントリーがあり、政府組織である文化庁が作成と管理を行っている【表6】。

(2) 無形文化遺産保護における日本の役割

上記に述べたように、日本は1950年に制定された文化財保護法により、早い時期から国内の有形・無形の文化遺産を保護してきた。日本のように、無形文化遺産についても保護する制度を持つ国は少なく、他国に先駆けたものである。この国内での豊富な知見を活かし、日本は無形文化遺産保護条約の作成にあたっても中心的な役割を果たした。

1) ユネスコ条約の原本となったこと

日本では、無形文化遺産にあたるものとして、無形文化財（演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、日本にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの）、無形民俗文化財（衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術で、日本国民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの）、文化財の保存技術（文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能）と3つの分野が、ユネスコの無形文化遺産保護条約第2条で、定義された5つの分野（口承による伝統及び表現、芸能社会的慣習、儀礼及び祭礼行事、自然及び万物に関する知識及び慣習、伝統工芸技術）と同じ内容を示している。

2) 人間国宝、保持団体という指定制度の創始

後世に伝えたい文化や自然が世界遺産であり、偉大な功績を称えるのが国民栄誉賞である。同様に、長く険しい修業の末、一芸を極めた匠として認定されるのが「人間国宝」である。日本では、無形文化遺産行政にあたる文部省が1954年の日本の文化財保護法改正に基づいて、重要無形文化財技術指定制度の第1次指定（30名）を発表した。正式には文化財保護法で定められた重要無形文化財保持者が新聞で人間国宝と報じて以来定着したというのだからいい得て妙とはこのことだろう。日本の伝統的な芸能や工芸技術などの中で、特に重要な無形の工芸技術等の「わざ」を国が「重要無形文化財」として指定し、また、その高度な「わざ」を体現・体得した保持者等を国が認定する。この人がいわゆる人間国宝と言われる人である。複数の人がいる時には、「保持団体」として、認定される場合もある。人間国宝を認定する制度が発足して59年間で、芸能、工芸技術の両分野を合わせれば、故人を含めて333人（故人）が認定されてきた¹⁵⁾。自らの技術の研鑽や後継者育成のために、現在は年間200万円の特別助成金が支給されている。人間国宝という語感から、永久的な名誉と考えがちだが、技能の保持や伝承が困難な場合は解除される。ユネスコはこの制度をまだ採用していないが、隣国の中国と韓国は、この指定体系を参考にし、自国の法律に入れた。

¹⁵⁾『週刊ポスト』（2013年6月28号、小学館）

3) 保存・活用のため国際への援助

無形の伝統文化は、一度失われてしまえば二度と取り戻すことはできない。近年、農村の都市化、農山漁村の過疎化、芸能保持者の高齢化及び継承者の不足等により、消滅の危機に瀕している無形文化遺産が少なくなく、その保存・振興の緊急性は極めて高いものとなっている。日本は1993年にユネスコ「無形文化遺産保護日本信託基金」を設置し、2012年までに1518万ドルを拠出し、現在までに、世界各地で約100件以上のプロジェクトを実施してきた。「消滅の危機に瀕した世界の言語地図の作成」といった言語保存のための事業や「馬頭琴（モリン・ホール）の伝統音楽」、「中央アジアの伝統音楽、シャシュマカーム」といった個別の無形文化遺産の保存事業の他、日本が作成段階で主導的役割を果たした「無形文化遺産の保護に関する条約」が2006年に発効したことを受け、無形文化遺産の宝庫である大洋州地域において各国が条約に加盟するための国内体制整備を支援する事業も行っている。中国に対して新たな課題やニーズに応じ、例えば、「中国民間口承文芸保存プロジェクト」、「中国少数民族の絶滅の危機に瀕する伝統口承文学の保存」、「アジア民族衣装作成技能の継承に関するワークショップ」、「昆劇」、「無形遺産傑作宣言データベース」などの支援活動を積極的に展開している。

3. 韓国における無形文化遺産保護の現状

(1) 無形文化遺産保護の現状

韓国は1962年1月に「文化財保護法」を制定し、1964年から重要無形文化財を指定し、保護・伝承しており、世界で2番目に無形文化財保護のための体系的な努力を始めた。2005年2月9日にユネスコが採択した無形文化遺産保護条約を11番目に批准した。2006年10月に文化財庁が、韓国文化財保護財団内に設立企画団を設置し、2009年にユネスコの傘下機関で、ユネスコ・アジア太平洋無形文化遺産センターの設立承認を受け、5年をかけて準備し、2011年3月に独立機関として法的地位を与えられる内容の文化財保護法改正案が国会を通過し、同年6月中旬、発起人大会を開いて独立法人として発足した。これは韓

表7 韓国はユネスコ無形文化遺産条約代表一覧表に登録された件数

登録年	件数	名 称
2001	1	宗廟祭礼及び宗廟祭礼楽
2003	1	パンソリ
2005	1	江陵端午祭
2009	5	カンガンスルレ、男寺党、霊山齋、済州チルモリ堂燃燈グッ、処容舞
2010	3	歌曲、大木匠、鷹狩り（他の10ヵ国と共に）
2011	3	テッキョン、チュルタギ（綱渡り）、韓山カラムシ編み
2012	1	アリラン
2013	1	キムジャン文化

（資料：表1に同じ）

国が誘致した文化分野の最初の国際機関で、無形文化遺産保護分野で培ってきた経験と知識が高く評価されて誘致に成功したものである。韓国センターがこれまでにしてきたこととしては、アジア太平洋地域のユネスコ加盟国48カ国の無形文化遺産の現況調査、データベース作成、消えゆく種目の記録作業、ユネスコ世界無形遺産登載支援、無形文化遺産保護制度の普及などがある。2014年01月時点まで、韓国では無形文化遺産として共同登録1件を含む16件が登録されており【表7】、登録数は中国、日本に次いで世界3番目となっている。

しかも、国内では、50年以上にわたって文化遺産保護法に基づいて、有形文化遺産、無形文化遺産、記念物、そして民族資料の4つの分野から成り立ち、保護項目が配置されている。そこで、無形文化遺産の定義というのは形のない非物質的な文化遺産、そして、韓国国民の歴史のなかに受け継がれてきたものということで、カテゴリーは音楽、舞踊、演劇、儀式・民間遊技、武芸、そして手工芸と料理などの七つの分類がある。手工芸、儀式・民間遊技というのが無形文化遺産の重要な部分を占めている【表8】。

表8 韓国の国指定重要無形文化財の件数及び伝承者保持者

種類	分類	項目名称	保有者組織	保持者
合計	7	126	56	197
芸能	音楽	済州民謡などの23件	13	45
	舞踊	太平舞などの7件	4	12
	演劇	江陵農楽などの14件	13	35
	儀式・民間遊技	社稷大祭などの34件	26	41
	武道	テッキョンの1件	認定無し	1
技能	手工芸	靴鞋の匠などの45件	認定無し	61
	料理	朝鮮王朝宮中飲食などの2件	認定無し	2

(資料：朴成龍 (2010) から引用し、再編集。)

(2) 無形文化遺産保護における韓国の役割

世界各国では現在、無形文化遺産の保存のために、国境を越えた取り組みが共同で行われている。韓国は、急速な近代化の過程で無形文化遺産の伝承の危機に比較的早く気づき、保存に努めてきた。こうした点から、韓国はこの問題において、非常に独断的で重要な国際貢献ができると考えられる (韓2012: 12)。

1) 人間文化財 (Living Human Treasure) 理念のユネスコへの普及

1962年から実施された韓国の無形文化財保護制度は、有形文化財が長い植民地統治や戦争などによる略奪、破壊、または紛失され、文化財というべき「モノ」があまり残されていないという憂慮から制定されたといわれている。その無形文化財保護策の一つである人間文化財制度は、保存の価値のある伝統芸術・儀礼・工芸技術の分野からもっとも優れた伝承者を指定し、後継者の養成を通して無形文化遺産を断絶させず次の世代に伝承してい

くことを目的とする。現在、重要無形文化財として126種目が指定されており、人間文化財は197人が認定され、伝承・保護されている。特にこの人間文化財制度は、1993年に韓国の提案を受け入れたユネスコ執行委員会の決定により、加盟国に設置されるよう促した。無形文化財の保存に効果的な制度として採択された。これは、韓国の無形文化遺産保護の発展を物語る上で、非常に大きな意味を持っている。なぜなら、韓国の文化財保護法と制度は日本のものを大いに参考にしているが、国中心的な「人間国宝 (Living National Treasure)」という日本の用語に比べて、少数民族・信仰・地域などを包括する「人間文化財 (Living Human Treasure)」という韓国の用語が国際的に通用しているからである。韓国がユネスコ執行委員会に人間文化財制度を提案し、採択されたことが、ユネスコの無形文化遺産保護に大きく貢献したといえる (韓2012: 12)。

2) 多国籍共同登録という新たな制度の創始

2003年にユネスコ総会で採択された無形文化遺産条約によって、祭り、音楽、儀式などの「生きた遺産」が、世界遺産と等しく人類の財産として保全できるようになっており、しかも、西欧中心の認識を改めさせ、文化の多様性の保存と文化間の理解に大きく貢献してきた。だが、無形文化遺産が国民・国家間の威信争いの道具と見なされるなど、新たな問題も起きている。登録できる少数の国が、多数の無形文化遺産を登録し続け、さらには端午祭のように、自民族中心主義的な傲慢・偏見・誤解のために特定の無形文化遺産の起源と所有を争う事態も生じている。ユネスコの無形文化遺産が、平和の定着どころか、かえって一部の国では他国への敵対心と緊張を招くという結果まで起きているのである (韓2012: 15)。こうした状況は、国の境界を越える無形文化遺産、すなわち「共同の」無形文化遺産の重要性と文化遺産全般に対する省察を求めている。この状況を踏まえて、2009年11月に韓国江原道江陵市において開催された東アジアの共同文化遺産に関する国際会議では、韓国は「江陵宣言」によって無形文化遺産の共同登録の意味と重要性を唱え、ユネスコと共に国際的な支援と協力に率先して取り組むことを求めている。その宣言は、まず無形文化遺産の複数国 (多数の共同体) への分布は例外ではなく、むしろ無形文化遺産の根本的な存在形態の一つだという点を強調している。そして、共同登録は今後、無形文化遺産登録制度の注目すべき方向であり、制度の中核になるべきだと主張している。最後に、韓国は無形文化遺産、特に国民・国の境界を越えて存在する無形文化遺産の発見と研究に力を注ぎ、国際的な共同登録に関する理論的な開発に努めなければならないと述べている。こうした成果は、国ごとの登録の順次制限、緊急保護一覧表の作成と共同登録の強調という国際的な流れをリードした点でも意味が大きい (韓2012: 15)。

Ⅳ 中日韓の共生保護システム構築への提唱と展望

無形文化遺産保護は東アジア中日韓三国でどの国に対しても、地域に伝えられる伝統文化・伝統芸能を継承して行くということは、かなりの努力と困難さを要すると思うが、貴重

な文化財を次世代に残すという面で重要である。他国に先駆け、国策として無形文化遺産保護への取り組みを開始した日本、韓国、中国は、このことを通して自国に誇りと愛着をもたらし、地域共同体に果たす役割も大きいのではないかと思う。

ここ数十年の歴史を振り返ってみると、特に中国の場合は、高度経済成長期の社会情勢の変化でこの貴重な伝統文化や伝統行事が簡素化されてしまったり、場合によっては失われてしまったところも多いと見られる。これらの無形文化遺産は、地域の人達のみならず中国の貴重な財産であり、さらに、無形文化遺産条約の締約に従って、人類共有の財産であるという考え方とも繋がっているので、この宝物とも言うべき文化遺産が失われて行くことは非常に残念である。それで、中日韓三国のどの国でも、全力でその保護事業の推進を尽くし、一国の文化的アイデンティティを表象し形成するように伝統文化を大切に守り伝えるという理念や行動は、必要なことではないか。

1. 中日韓三国政府の積極的な介入

文化は、人として生きるあかしであり、創造的な営みの中で自己の可能性を追求する人間の根源的な欲求であり、生きがいである。また、文化は、人々の心のつながりや相互に理解し尊重しあう土壌を提供するものであり、心豊かなコミュニティを形成し、社会全体の心の拠りどころとなるものである。さらに、文化は、それ自体が固有の意義を有するとともに、国民性を特色付け、国民共通の拠りどころとなるものである。東アジアにおける経済成長をみれば、まず日本が戦後の経済成長に成功し、その経済成長は「東アジアの奇跡」と称されるように、非常に高い経済成長を実現させてきた。その後、1970年代半ばから韓国が、1980年代以降に始まる中国が、めざましい経済成長を遂げたことは知られている。特に21世紀に入ってから、地域的にも世界的にも、東アジアの中日韓三国はいずれも重要な経済体である。2012年、経済力、アジア GDP ランキングについて、三国はそれぞれアジアの1位、2位、3位を占めている。東アジアが世界経済成長の中心であると言うならば、中日韓の経済の世界経済に対する影響も言うまでもなく明らかである。経済が発展し、人々の暮らしが豊かになってくると、文化と生活は、経済の枠組みを通じて、きわめて密接な関係を築いていくようになった。その対象は、量産が可能な各種の工芸作品から、音楽や映画の公演、出版物や音楽レコードへと広がっていった。グローバル化の結果、文化は一種の産業として経済の枠組みに組み込まれている。

しかしながら、三国のどの国でも見られる姿は、人々は海外の文化に飛びつき、伝統文化には目を向けない性向があるということである。「隣の庭は…」の感覚である。無形の文化遺産は、一国の歴史、文化などの正しい理解のためには欠くことのできないものであり、また、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの（大島2007）として、その適切な保存活用を図ることの重要性は言うまでも無い。中日韓三国は、こうした状況を踏まえ、それぞれの国で全国的に加速するユネスコ無形文化遺産へ登録しようとする運動を深く展開している。日本は1996年に新しい文化立国の創造を目指すという政策を発表した。その後、2010

年に、鳩山総理大臣は施政方針演説で文化立国を推進すると言明し、「文化」という言葉が「命」と同じく31回も使われた。韓国では、1998年、金大中大統領が「文化大統領宣言」を発表し、文化産業を21世紀の国家基幹産業として、文化産業の振興に向け、息の長い取組を進めてきている。その後、2003年、盧武鉉政権においてはさらに、世界五大文化産業国実現に向けた計画を策定した。国家間の競争は経済や科学技術を中心とする「ハードパワー」競争だけでなく、文化を中心とする「ソフトパワー」競争でもあり、後者が世界の体系に果たす役割が日増しに顕著になってきている。また、日韓両国がユネスコ無形文化遺産分野で迅速で柔軟な国際貢献を推進してきたことは、国際的文化大国への飛翔をめざす中国にとっては、「ソフトパワー」の方面で強化するにあたり、解決すべき最優先任務であることが察せられる。

もう一方では、1980年代以降、改革開放に伴い、中国において政治的、経済的、社会的に大きな転換がみられた。そして、1990年代には、ソ連や東欧の社会主義国家の崩壊により、これらの国々では宗教勢力の顕著な発展が見られるようになった。中国もこの事件の波に晒され、さらに社会の構造的基盤で大きな変動を経験した。文化の面から顧みれば、中国の文化をめぐる国家戦略は新たな局面を迎えている。1992年に党の総書記に就任した江沢民が社会主義市場経済を確立することにより、私営経済が加速度的に膨張した。事実上の資本主義化路線に拍車がかかって、経済は驚異的な高度成長を遂げたが、社会道德的退廃は嘆かわしい状況にある。伝統的な社会主義体制の足元が激しく揺らぐ中、江沢民政権は2000年に「三つの代表」¹⁶⁾ という考えを提唱した。その後、さらに、胡錦濤政権は、伝統文化を重視し、儒教や古典などの思想を指導理論に取り入れ、2004年に「和諧社会」¹⁷⁾ という理念を掲げ、国民に自尊心を与え、国民のアイデンティティを安定させ、国家的自負心や良好な国家のイメージを高める政策を進展している。

2. 中日韓三国が共生保護システム構築の必要性

国内各所には、それぞれの地区を特色づける多様な文化財が存在しており、これらが総体となってその地域の歴史特性を形成している。また、地域の人々の生活に根づいてきた伝統的な民俗芸能、民間習俗、生産技術などの多様な文化財には、歴史資源としてだけではなく、地域の活性化・世代間交流・まちづくりなどの起爆剤としての役割も期待され、各政府がこれらの継承と再興を推進しようという気運も高まっている。

中日韓三国は古くから儒教や仏教の思想が各地に広まり、漢字の使用や食文化など、共通する文化を持っているので、中国と韓国の無形文化遺産の登録案件を見ても、当然なが

¹⁶⁾ 中国共産党総書記の江沢民が2000年2月の広東省視察の際、共産党創立から70余年を総括した重要な結論として発表した理論である。中国共産党は、終始中国の先進的な社会生産力の発展要求、中国の先進的文化の進むべき方向、中国における最も広範囲の人民の根本的利益を代表していることにある「先進的な社会的生産力の要請」、「先進的な文化の発展」、「広範な人民の根本的利益」の3つを代表するという思想である。

¹⁷⁾ 調和のとれた社会を意味し、公平と正義を尊び、伝統文化を重視し、友愛に満ち、人と自然が共生する社会を指すことである。

ら同じような技術が日本にも存在することが分かる（松山2012：37）。文化が三国の国民の間の理解と信頼を強化することに重要な意義を有することで、無形文化遺産保護条約10周年記念の機会において、三国政府は、人類の創造性とアイデンティティの源としての無形文化遺産の重要性を認識し、東アジア地域における無形文化遺産保護を促進することを再確認し、情報とネットワーク、研究と訓練における取組を更に強化し、特に三国の専門家の会合の開催を通じて、継続的に強い相乗効果を生み出し、東アジア地域における無形文化遺産の保護の更なる発展に向けて貢献するのではないかと。ユネスコの枠組みで無形文化遺産を含む各分野における協力を強化する必要があると思う。

ユネスコに初の女性事務局長のボコバ氏¹⁸⁾が2013年6月に、「誰もが文化の伝承者」をテーマにした第4回中国成都国際無形文化遺産祭り¹⁹⁾に出席し、中国は無形文化遺産保護において著しい業績を上げたことを絶賛したと同時に、今後も他の保護先進国との保護経験の交流を強化し、国際協力や文化的多様性の保護などに貢献する旨の発言があったということである²⁰⁾。

例えば、ユネスコは2013年10月22日、2013年度の無形文化遺産に推薦していた件数について、全世界では31件中「記載」が23件、「情報照会」が1件、「不記載」が7件であったと発表した。新規登録を求める記載の勧告の23件において、中国の珠算、日本の和食、韓国のキムチとキムジャン文化を載せている²¹⁾。過去の事前審査で記載勧告された提案が覆されたケースはないことから、韓国では「キムチ」が無形遺産に登録されるとして大きな話題を集めた。しかし、ユネスコのホームページに記されている無形遺産の登録候補は「キムチ」ではなく、キムチを作る技術を指す「キムジャン（kimjang）」である。韓国外務省によると、ユネスコは「キムチが人類遺産のように伝われば商業化に利用されかねない」との懸念を示し、特定の食べ物が無形遺産に登録されることはないことを説明した。ユネスコはまた、韓国が今後も間違った事実を広め、キムチの商業化に利用した場合は「キムジャン」の登録は難しくなると警告したという。韓国文化財庁は警告を受けて、ユネスコに登録されるのは「キムチ」ではなく「キムジャン文化」だと説明を修正した。このことから、同じ飲食文化を提出した日韓両国、特に韓国は、無形文化遺産を中心としたさまざまな登

¹⁸⁾ イリナ・ゲオルギエバ・ボコバ氏（Irina Gueorguieva BOKOVA）、1952年ブルガリア生まれ、政治家、外交官である。過去に、駐フランス・ブルガリア大使を務めた。2009年10月より、日本の松浦晃一郎氏より事務局長の地位を引き継ぎ、4年間の任期を任されることとなった。2013年10月、ユネスコの執行委員会（58ヵ国）は次期事務局長を再選した。ボコバ氏は東ヨーロッパ出身、女性として初の事務局長である。

¹⁹⁾ 無形文化遺産保護条約結成10周年を記念する第4回成都国際無形文化遺産祭りは、2013年6月15日から23日まで中国・四川省の省都成都市で開催された。中国文化部、四川省人民政府、ユネスコ中国委員会とユネスコが共同で主催したものであり、100ヵ国・地域あまりが参加し、各種類の無形文化遺産項目1000種以上が集まった。

²⁰⁾ 中国成都国際無形文化遺産祭—第4回中国成都国際無形文化遺産祭—ユネスコ事務局長ボコバ氏に聞く（インタビュー）を参考として利用させていただいた。（2013）<http://www.cdich.com/ichnews.asp?newsid=451>（2014年01月10日閲覧）

²¹⁾ 日本国文化庁—報道発表資料のデータベース（2013年）『ユネスコ無形文化遺産保護条約「代表一覧表」への記載に関する補助機関による勧告について（H25.10.22）』を参照した。http://www.bunka.go.jp/ima/press_release/index.html（2014年2月7日閲覧）

録の動向について情報の交換を行い、共同保護、人材の交流などの協力関係を構築すればよいだろうと思う。

勿論、中国側も同じ、日韓両国に、具体的な保護政策面で連携を強化しなければならないのである。中国、日本、韓国の間の共生保護システムはどのように構築を進めていけばよいのだろうか。一番初めに必要なことは、三国政府が自国利益至上主義だけの角度から出発するのではなく、世界の無形文化保護という美名に酔ってなどいられないことだと思う。東アジア地域の無形文化遺産が世界中の注目を集める今、その保護の大切さに対し、当事国の政治のリーダーや各界のトップは誰しもこの点を認識する必要がある。中日韓の間にあるのは歴史問題や現実的な問題に対する見解の相違があるが、三国の間には、非常に大きく、広い範囲に及ぶ共通の利益も横たわっている。隣国は選ぶことができない。各国は当面の利益のために良好な競争を展開するとともに、子孫や後の人々の暮らしや文化伝承をしっかりと考えなければならない。

おわりに

以上に見てきたように、中日韓だけを見ても、各国政府は無形文化遺産条約の締結を推進し、自国の文化政策を踏まえ、伝統的文化の復興というスローガンを掲げながら、無形文化遺産保護の面では積極的に活用しようとしてきた。中日韓関係においては、経済、そして人的往来の強固な基礎が存在している一方で、特に無形文化遺産保護において、三国間の相互協力がまだ不十分な面がある。

例えば、2005年に韓国政府が江原道地方の民俗祭の江陵端午祭をユネスコ無形文化遺産に登録したが、これに対して、中国のネットユーザーらが「中国の端午節を奪った」という論調が広まった。韓国が端午祭をユネスコに登録する過程で、中国の民俗学者たちから端午節が中国起源の節句であるという理由で韓国の登録を反対する意見と、中韓共同の文化遺産として登録すべきだという意見が出された。中国側の意見に対して、ユネスコは2004年5月に端午祭を両国共同で登録できるという立場を表明したと中国メディアは伝えている。これに対して、韓国政府の文化財庁関係者はユネスコの無形文化財申請は国家別に行っていること、江陵端午祭と中国の端午祭は祭る対象と祭祀の内容が違うので、同じ無形文化祭として登録できないという見解を表明した。結果としては韓国が単独で江陵端午祭をユネスコ無形文化遺産に登録した²²⁾。

そしてこの登録が中国側に韓国が中国の伝統文化を侵食するというイメージを植えつける決定的きっかけを作ってしまった。江陵端午祭を直接見学した中国の学者たちは江陵端午祭の中国端午祭との違いをよく認識しているが、一般の中国人がそこまで認識しているとは限らない。現在になってみると、江陵端午祭のユネスコ無形文化遺産登録の過程で、

²²⁾『文匯報（中国香港）』（2006年06月09日付、歴史与空間・回音壁）を参考として利用させていただいた。

韓国政府が中国政府と意思疎通をし、中国で江陵文化祭について積極的な説明を行っていたら、こういう誤解を解消できたはずだし、江陵端午祭を中国の端午祭と共同でユネスコ無形文化遺産に登録できれば、むしろ中韓関係においてはよい結果を生んだ可能性がある(金2008:13)。

逆のパターンもある。2012年に韓国の民謡のアリランがユネスコ無形文化遺産に登録された。その前、2011年に中国政府が東北部にある吉林省延辺朝鮮族自治州に伝わる朝鮮族の民謡のアリランを国レベル無形文化遺産に指定する動きをみせていた。これに対し、韓国で「独自の文化が中国に奪われる」との危機意識がわき起こり、慌てて幅を広げてアリランを申請し直し、登録にこぎ着けた経緯がある。

2010年に、日本の鳩山首相によって「東アジア共同体」構想を提唱し、東アジア文化の共通性への再認識を積極的なアピールを展開している。だが、構想を実現させるためには、同じ文化圏に属しているという文化認識を地域内に再び根付かせることが大切である。即ち、国家地域と文化所属を問わず、自民族中心主義者のように自国文化での優位や特徴のみを強調・宣伝しすぎることではなく、むしろより広い視野で両国文化の類似性の中からそれぞれの文化の性格を把握し、豊かな心を持ち、その国家の文化を尊重したほうが、より東アジア共同体という脈絡での提携を分かりやすくするであろう。

中国と韓国はユネスコ無形文化遺産をめぐる両国の動きに再び世界の注目が集まっているだけではなく、韓国と日本の間でも海女、ねぶた祭り・燃灯会などの無形文化遺産による葛藤が続いている。韓国政府は2013年12月に、済州島の海女文化がユネスコ無形文化遺産に登録されるよう手続きを進め、2015年の登録を目指し、2014年3月末までにユネスコに申請書を出すと発表した。

一方日本メディアは、日本でも石川、三重両県で海女文化の無形文化遺産登録を目指す動きがあると報じた。登録争いで韓国が先行しているとの報道を受け、日本国内では「海女に関する最古の記録は4世紀の中国の歴史書『魏書』に見られる。韓国が海女文化を独占しようとするのは恥ずべき行為だ」と非難する声が上がっている。日本国内から批判の声が高まっていることを受け、韓国文化財庁は「海女文化は我々の代表的な無形遺産であるが、日本でも最近、登録推進の動きがあることも考慮した」と説明している²³⁾。

21世紀に入り、いわゆるグローバル化の時代において、東アジアの中日韓は人・物・資金・情報・サービスが大量にかつ迅速に移動することによる国境を越えた経済活動、人々の結びつきの格段の深まった。国境の意味が相対的に弱まる中であって、国境の枠にとらわれない文化交流が行われ、文化の多様性を尊重し、各文化の独自性を生かした上での融合、アイデンティティの探求が進められている一方、国境とは別の境界線、いわば文化による境界線が、従来よりも強く意識されるようになっている(西田2005)。各国

²³⁾『北京晩報』(2013年12月24日付、国際新聞)を参考として利用させていただいた。北晩新視覚 <http://www.takefoto.cn/viewnews-57684.html>

にとって、ソフト・パワーをいかに維持し開発するか、国際社会において自国の目標を実現する上でこれをいかに効果的に活用するかが課題となる中で、その重要な源泉である自国の文化の再認識が行われることとなった。東アジアの中日韓もまた、文化が一層の重みを持つ時代に入っているといえよう。このように、異なる三国、異なる社会、異なる文化の間の相互保護経験の交流が切実な問題として浮上してきている。

中日韓三国において、文化の違いが不安定の原因となったり、国境とは別に文化による境界線が意識されたり、文化をめぐって画一化と多様性維持との間のせめぎあいが起こったりといった情勢展開が今後とも予想される一方、異なった文化の間の交流が一層盛んとなり、それが新たな刺激と創造をもたらし、新たな連帯、共同体意識を生み出すといった展望もある。なぜか、三国政府、三国国民の文化交流は、アジア並びに世界文化の繁栄維持に不可欠なものである。

今後、中日韓三国が連携して、国民レベルの相互理解を深め、友好関係を確立し、中日韓自由貿易協定（中日韓 FTA）のような強い経済貿易関係を築いている上で、文化交流の飛躍的推進を図ることが政府外交上の極めて重要な課題として重視される必要がある。特に無形文化遺産保護をも発展させることは、単に三国の国益と繁栄に貢献するのみならず、アジアひいては国際文化の多様と豊かに努めるものであると確信している。この状況を打開するためには、中日韓が三国関係の明確なスタンスを改めて共有し、三国間の文化交流を活発・拡大し、多文化共生を図っていくことが肝要であると思う。

参考・引用文献

- 1 愛川フォル紀子 (2010)、「文化遺産の「拡大解釈」から「統合的アプローチ」へ—ユネスコの文化政策にみる文化の「意味」と「役割」」『Seijo CGS Working Paper Series』4、成城大学民俗学研究所グローバル研究センター、1-31ページ。
- 2 石川栄吉 (2008)、『欧米人の見た開国期日本—異文化としての庶民生活』風響社。
- 3 岩本通彌 (2013)、『世界遺産時代の民俗学』風響社。
- 4 王曉葵 (2009)、「『人類学化』と『非物質文化遺産保護』—現代中国民俗学研究について」『日本民俗学』259 (3)、111-137ページ。
- 5 王文章 (2013)、「無形文化財の生産保護がさらに重要」『中国画報 (ネット版)』81 (9)、12-13ページ。
http://www.chinapictorial.com.cn/jp/se/txt/2013-09/05/content_565926.htm (2013年9月13日閲覧)。
- 6 小熊旭 (2007)、『現代中国文化考—江沢民から胡錦濤へ』日本僑報社。
- 7 金光林 (2008)、「中韓両国の歴史・文化摩擦に対する文明史的考察」『新潟産業大学人文学部紀要』20、1-20ページ。
- 8 国末憲人 (2012)、『ユネスコ「無形文化遺産」—生きている遺産を歩く』平凡社。
- 9 河野俊行 (2004)、「世界で活躍する九大人 Part 2」『九大広報』33、九州大学広報委員会、6-9ページ。
- 10 河野俊行 (2004)、「無形文化遺産条約の思想と構造—世界遺産条約、日本法との比較に置いて」『平成15年度沖縄国際フォーラム報告書—沖縄のうたきとアジアの聖なる空間』国際交流基金、37-45ページ。
- 11 康保成 (2011)、中国非物質文化遺産保護発展報告、北京：社会科学文献出版社。
- 12 施錦芳・久保英也 (2013)、「貿易構造からみた日中韓 FTA の実現可能性」『CRR DISCUSSION PAPER』

- SERIES J』滋賀大学経済学部附属リスク研究センター、1-16ページ。
- 13 池明観 (2011)、『韓国文化史』明石書店。
 - 14 陳力衛 (2001)、『和製漢語の形成とその展開』汲古書院。
 - 15 丁秀珍 (2008)、無形文化財의 誕生、ソウル：歴史批評社。
 - 16 七海ゆみ子 (2012)、『無形文化遺産とは何か』彩流社。
 - 17 南根祐 (2006)、「民俗の文化財と観光化—「江端午祭」のフォークロリズムを中心に」『韓国民俗学』43。
 - 18 西田芳弘 (2005)、「国際関係における文化の要素」『レファレンス』649 (2)、39-49ページ。
 - 19 白松強 (2010)、「無形文化遺産分類にみられる差異—中国と日本の比較を中心に」『非文字資料研究』24、神奈川大学日本常民文化研究所非文字資料センター、17-18ページ。
 - 20 韓敬九 (2012)、「人類の無形文化遺産の保存と韓国の役割」『Koreana (コリアナ)』19 (3)、12-15ページ。
 - 21 範俊軍 (2006)、联合国教科文化組織關於保護語言与文化多樣性文件匯編、北京：民族出版社。
 - 22 馮彤 (2007)、中国の無形文化財の保護に対する一考察『北東アジア研究』13、137-147ページ。
 - 23 藤野一夫 (2002)、「日本の芸術文化政策と法整備の課題—文化権の生成をめぐる日独比較を踏まえて」『国際文化学研究：神戸大学国際文化学部紀要』18、65-91ページ。
 - 24 古田陽久・古田真美 (2013)、『ユネスコ無形文化遺産データ・ブック』シンクタンクせとうち総合研究機構 (広島)。
 - 25 星野紘 (2007)、「国際的に動き出した無形文化遺産の保存における課題」『比較民俗研究』21、77-88ページ。
 - 26 朴成龍 (2010)、「2003年ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約に基づく韓国無形文化遺産関連政策の新しい流れ」『アジア太平洋諸国における保護措置の現状と課題』、東京文化財研究所、1-6ページ。
 - 27 宮田繁幸 (2007)、「無形文化遺産保護における国際的枠組み形成」『無形文化遺産研究報告』1、東京文化財研究所、1-26ページ。
 - 28 松浦晃一郎 (2008)、『世界遺産—ユネスコ事務局長は訴える』講談社。
 - 29 松浦晃一郎 (2011)、『国際人のすすめ—世界に通用する日本人になるために』静山社。
 - 30 松山直子 (2012)、「東アジアの無形文化財保護制度における伝統的工芸技術の登録状況—日本・中国・韓国の国家級一覧表から」『東アジアの無形文化財保護制度における伝統的工芸技術の登録状況』、東京文化財研究所、37-53ページ。
 - 31 山下晋司 (2009)、『観光人類学の挑戦—「新しい地球」の生き方』講談社。

企業内貿易と企業パフォーマンス

— 日韓企業を中心に —

Intra-firm Trade and Corporate Performance: The Case of Japanese and Korean Corporations

王 忠 毅

Chung I, Wang

Abstract

This paper examines the relationship between intra-firm trade and corporate financial performance, whether the difference in structure of intra-firm trade will have different effects on their financial performance is using detailed firm-level data. I exploit dataset including accounting data and intra-firm trade data of 529 Japanese firms and 356 Korean firms from 2001 to 2010, where we observe whether intra-firm trade have impacts on corporate performance. I found that Japanese intra-firm trade had statistically significant positive influences on the operating profit on sales of domestic parent company. On the other hand, Korean intra-firm trade had statistically significant negative influences on the operating profit on sales of domestic parent company. This might be partly attributable to the fact that different strategies of the firms, different structure of the intra-firm trade, different development stages of foreign direct investment and difference between two countries' economic environment.

要 旨

本稿では、日韓企業の国際生産分業体制の違いを明らかにしながら、それぞれの企業内貿易の構造が利益パフォーマンスにどのような影響を与えるかを検討した。具体的には、2001年から2010年にかけての企業の内部取引に関するセグメント情報を公表する日本製造業企業529社（日経 NEEDS Financial QUEST）と韓国製造業企業356社（韓国企業情報データベース（KOCOinfo））をサンプル企業としてそれぞれの売上高営業利益率に対する企業内貿易の影響を検証した。その結果、日本企業の企業内貿易は親会社の売上高営業利益率に正の影響を与えている一方、韓国企業の企業内貿易は親会社の売上高営業利益率に負の影響を与えることがわかった。アジア地域において特に日韓企業による積極的な海外直接投資に伴い、国際生産分業における企業内貿易は大幅に増加している。実証結果では、日韓の企業内貿易の構造が親会社の利益パフォーマンスに相反する影響を与えることを明らかにした。

はじめに

近年、アジア地域において特に日本企業と韓国企業による積極的な海外直接投資に伴い、国際生産分業における企業内貿易は大幅に増加している。日本企業は1985年のプラザ合意による急激な円高を契機に海外直接投資を拡大し、特に東南アジアをはじめ、中国を中心に生産拠点を構築している。韓国企業は1997年のアジア通貨危機を乗り越え、2000年に海外直接投資額が50億ドルを超え、2006年に100億ドル、2007年に200億ドルを突破した。韓国企業の海外直接投資は2008年のアメリカ発の金融危機以降やや停滞したが、2011年にはふたたび増加に転じた。こうした積極的な直接投資を行っている韓国企業は日本企業と同じくアジアを中心とした生産拠点を構築している。そしてアジア地域では日韓企業による国際生産分業の恩恵を受け、生産拠点の産業集積が進んでいる。

日本経済産業省と韓国輸出入銀行の資料によると、2011年度にアジア地域における日韓企業の海外現地法人による企業内貿易はそれぞれ両国企業のアジア貿易総額の35.2%、35.7%を占めており、企業内貿易の構造は金額ベースでみると類似する傾向を示している。しかし、それぞれの企業内貿易の内訳をみると、日本の海外現地法人による企業内貿易（35.2%）は「親会社向けの13.5%」と「現地関係企業向けの21.7%」からなり、韓国のそれ（35.7%）は「親会社向けの25.1%」と「現地関係企業向けの10.6%」からなっている。換言すれば、韓国企業に比べると、日本企業は本国への逆輸入が少ない代わりに、中国、ASEAN などを中心とした新興国との企業内貿易の比重が高い。そして日本企業に比べると、韓国企業は本国への逆輸入が多く、本国の親会社を中心とした分業体制が行われていると考えられる。

本稿の主な目的は、日韓企業のこうした企業内貿易の違いがそれぞれの企業パフォーマンスに与える影響を明らかにすることである。

企業内貿易の重要な特徴の一つは、国際取引における互いに独立の輸出入業者間で使用される市場価格と異なった価格（移転価格）で取引が行われるということである。そのため、企業内貿易における移転価格設定は常に多国籍企業の価格競争戦略、国際租税戦略、為替相場の変動などに左右されながら、企業グループ全体の利益パフォーマンスに影響を与える。実際にこれまでの移転価格戦略に関する多くの研究では、移転価格の調整が多国籍企業の業績を改善していることを明らかにしている。

本稿では、日韓企業の国際生産分業体制の違いを明らかにすることによって、それぞれの企業内貿易の構造が利益パフォーマンスにどのような影響を与えるかを検討する。具体的には、2001年から2010年にかけての企業の内部取引に関するセグメント情報を公表する日本製造業企業529社（日経 NEEDS Financial QUEST）と韓国製造業企業356社（韓国企業情報データベース（KOCOinfo））をサンプル企業としてそれぞれの売上高営業利益率に対する企業内貿易の影響を検証する。

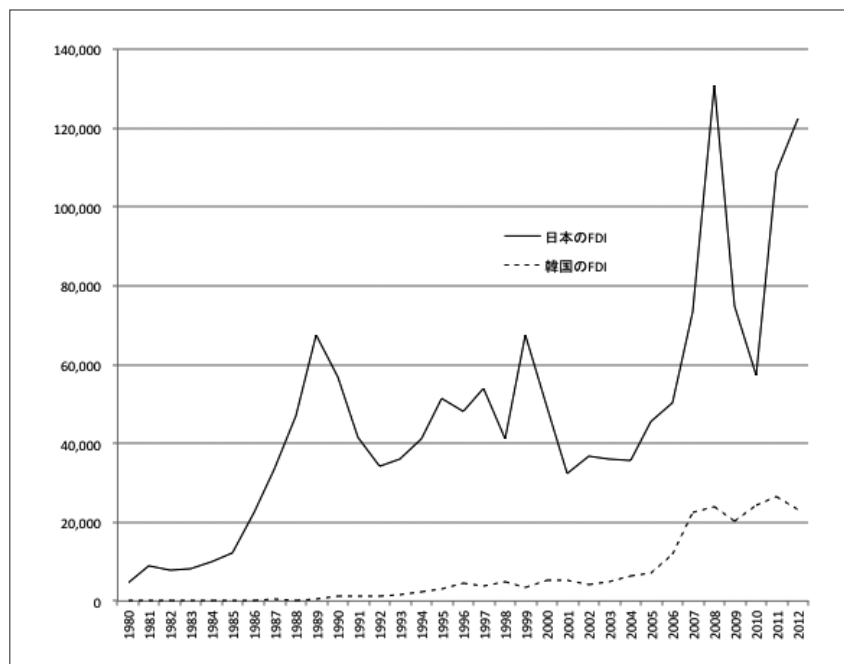
I 日韓企業の海外直接投資と企業内貿易

80年代中頃から2000年代にかけて日韓企業によるアジア地域への積極的な直接投資はアジア域内貿易の拡大をもたらし、国際分業ネットワークを構築してきている。図1は日韓企業によるこれまで30年間の海外直接投資の推移を示したものである。図1に示されたように、日本企業は1985年のプラザ合意による急激な円高を契機に海外直接投資を拡大し、特に東南アジアをはじめ、中国を中心に生産拠点を構築している。日本の海外直接投資は1990年のバブル経済の崩壊、2000年代初頭のIT不況、そして2008年のリーマンショックを除き、基本的に増加傾向にある。韓国の海外直接投資は1990年代から徐々に増加しはじめる。韓国企業は1997年のアジア通貨危機を乗り越え、2000年に海外直接投資額が50億ドルを超え、2006年に100億ドル、さらに2007年に200億ドルを突破した。韓国企業の海外直接投資は2008年のアメリカ発の金融危機以降やや停滞したが、日本企業と同じく基本的には増加傾向にある。韓国企業の直接投資は投資金額から見るとまだ日本企業に大きく及ばないが、日本企業と同じくアジアを中心とした生産拠点を構築している。ちなみに、アジア地域では日韓企業による国際生産分業の恩恵を受け、生産拠点の産業集積が進んでいる。

表1は日韓企業による主要国・地域への直接投資の分布を示したものである。表1に示されたように、1990年代において日韓企業の直接投資は主に米国とASEAN4に集中してい

図1 日韓企業の海外直接投資の推移

単位：100万ドル



資料：日本銀行、한국수출입은행（韓国輸出入銀行）の資料より作成。

表 1 日韓企業の主要国・地域別の直接投資割合（フロー）

単位：％

年 度	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
米 国	45.91 33.67	43.35 29.54	40.48 26.57	40.87 28.32	42.22 22.20	44.07 17.78	45.82 34.82	38.48 22.90	25.26 19.74	33.21 41.51	25.18 27.28	20.01 28.40
中 国	0.61 1.51	1.39 3.22	3.13 10.44	4.70 18.20	6.25 27.15	8.71 26.19	5.23 20.82	3.68 20.10	2.61 14.30	1.14 10.32	2.06 14.49	4.50 12.21
香 港	3.14 5.64	2.22 10.60	2.15 3.23	3.44 12.49	2.76 3.25	2.23 3.44	3.10 2.58	1.30 1.58	1.55 8.20	1.44 10.34	1.93 5.16	1.08 1.84
ASEAN4	5.70 22.78	7.41 24.20	9.37 21.08	6.66 9.23	9.47 6.78	8.05 12.44	10.30 6.65	10.55 11.23	8.30 6.26	4.39 7.86	4.18 5.88	7.92 5.73
オースト ラリア	6.45 1.39	6.13 0.66	6.30 1.21	5.29 2.23	3.08 0.76	5.17 0.96	1.57 1.17	3.09 1.91	3.40 2.27	1.32 1.74	1.11 1.11	1.61 0.20
韓 国	0.50	0.63	0.66	0.68	0.97	0.87	0.87	0.82	0.74	1.45	1.67	1.74
日 本	0.63	0.92	1.97	0.42	2.45	3.00	1.77	2.77	0.47	0.92	1.91	1.70
年 度	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	
米 国	22.29 15.37	29.30 22.74	13.16 21.59	26.67 17.44	18.53 15.99	21.33 16.18	34.15 21.34	14.28 17.49	16.07 13.92	13.54 22.44	26.13 16.35	
中 国	4.79 27.15	8.71 38.21	12.85 37.01	14.46 39.20	12.30 29.46	8.46 23.90	4.97 15.87	9.24 10.68	12.67 14.92	11.63 13.89	11.02 14.28	
香 港	0.56 5.76	1.10 2.36	1.80 3.58	3.92 5.27	3.01 7.28	1.54 8.37	1.00 10.84	2.16 7.69	3.64 5.22	1.39 5.88	1.93 6.37	
ASEAN4	4.13 5.01	5.36 3.82	5.45 2.85	9.41 3.48	12.04 2.96	6.81 3.00	3.09 4.78	4.74 3.28	7.53 11.43	12.14 8.60	5.23 11.32	
オースト ラリア	3.45 1.54	2.57 1.05	5.19 0.83	1.41 1.47	0.93 1.25	5.63 0.64	4.00 2.43	9.56 1.30	11.13 2.31	7.49 5.13	8.90 9.48	
韓 国	1.70	0.79	2.38	3.82	3.02	1.77	1.81	1.44	1.90	2.24	3.27	
日 本	1.96	1.10	4.52	2.15	2.07	2.32	1.79	1.85	1.32	0.87	1.95	

注）上段：日本企業、下段：韓国企業。

資料：財務省、日本銀行、한국수출입은행（韓国輸出入銀行）のデータより作成。

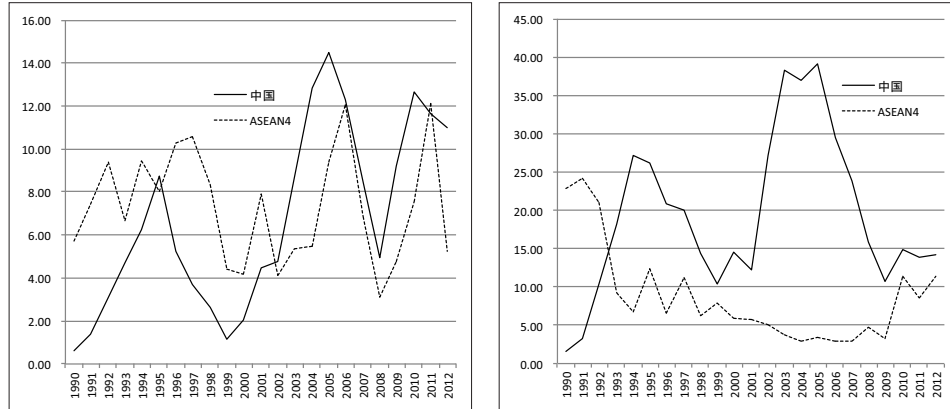
た。1990年に日韓企業による米国への直接投資はそれぞれ全体の45.91%、33.67%を占めていたが、2012年にそれぞれ26.13%、16.35%に減少した。日韓企業による直接投資において特に中国への直接投資の増加が目立っている。日本企業による中国への直接投資は1990年にわずか0.61%しかなかったが、毎年着実に増加して2012年に11.02%に達した。そして韓国企業による中国への直接投資は1990年の1.51%から急激に増加し、2005年の39.20%をピークに減少したが、2012年に依然として14.28%と高い割合を占めている。日韓企業によるASEAN4への直接投資は1990年から2012年にかけて平均して5～10%を維持している。ここで注意に値するのは、日韓企業による中国とASEAN4への直接投資はそれぞれ異なった様相を呈していることである。図2は表1の日韓企業による中国とASEAN4への直接投資のデータを抽出して図式化し、日韓企業にとって中国とASEAN4がどのような関係にあ

図2 日韓企業による中国とASEAN4への直接投資

〈日本企業〉

〈韓国企業〉

単位：％



資料：表1に同じ。

るかを示したものである。まず、図2左辺の日本企業の直接投資に示されたように、日本企業による中国とASEAN4への直接投資の動きはおよそ同じ傾向を示している。例えば、中国への直接投資が増加するとASEAN4への直接投資も増える。そして逆のことも言える。これは日本企業にとって中国とASEAN4は相互に密接な関係、補完関係にあることを示唆している。日本企業は中国とASEAN4を同時に生産拠点として活用しながら域内生産分業を構築していると考えられる。次に図2右辺の韓国企業の直接投資をみてみよう。中国とASEAN4に対する韓国の直接投資は日本企業のそれと反対の動きを見せている。つまり、韓国企業は中国に直接投資を増やすとASEAN4への投資を減らす傾向が見られている。これは韓国企業にとって中国とASEAN4は相互に代替関係にあることを示唆している。中国とASEAN4にはともに先進国にない安価な労働力が豊富に存在し、労働集約的な産業に比較優位があるため、特に進出する企業が労働集約産業の場合、中国とASEAN4は投資先として競合関係にあると考えられる。周知のように、1992年の鄧小平氏の南巡講話を契機として中国はASEAN4の直接投資受入先の競合相手として浮上してきた。そこでASEAN4は中国に対抗するため特に外資系企業に対して出資比率に関連する様々な規制を緩和している。例えば、外国企業に合弁企業への出資比率を一定期間内に50%未満に引き下げる「現地化」を義務付けていたインドネシアは、改革・開放を加速する中国に対抗するため、1992年に条件付きながら100%の外資出資を初めて認めた。

全体的に見ると日韓企業は産業集積が高度に進んでいる中国とASEAN4に直接投資を積極的に行っている。表1に示されたように、2012年において日韓企業による中国、香港とASEAN4への直接投資はそれぞれ全体の2割弱と3割強を占めている。しかし、国際生産分業において中国とASEAN4に対する日韓企業の異なった投資行動はそれぞれの生産分業体制の戦略の違いを反映している。ちなみに、日本企業による韓国への直接投資や韓国企業による日本への直接投資はわずか数パーセントにとどまっている。これは両国が主に輸

出を志向して経済を発展してきたことによるものであると考えられる。そしてこのことは日韓企業の現地法人の売上構造にも反映されている。

表2は日韓企業の現地法人の地域別売上内訳の推移を示したものである。まず日本企業の現地法人をみてみよう。欧州における売上の内訳は大きな変化がなく、現地向けの売上は全体の5～6割を占めている。北米では現地向けの売上は2007年の85.8%から2011年の67.2%に大きく減少している一方、第3国向けの販売は3割弱まで大きく増加している。これは、近年日本企業がメキシコや中米を生産拠点や国際物流拠点として利用していることを反映していると考えられる。アジアの日系現地法人をみると、日本向けと第3国向けの販売はやや減少しているのに対し、現地向けの販売は若干増加傾向にある。これは、日本企業がアジアを生産拠点として活用していると同時に、アジアを消費市場として捉えつつあると考えられる。

次に韓国の現地法人の状況をみてみよう。表2に示されたように、北米と欧州における売上の内訳は大きな変化が見られない。北米では現地向けの売上は売上全体の8割を占めている。欧州において現地向けと第3国向けはそれぞれ売上全体の6割、3割を占めている。アジアをみると、現地法人による現地向けの販売は5割強を維持して大きな変化

表2 日韓企業の現地法人の地域別売上内訳の推移（全産業） 単位：%

	地域	内 訳	2007	2008	2009	2010	2011
日本企業の現地法人	アジア	現地向け	56.0	54.4	59.3	61.6	61.9
		日本向け	16.4	17.3	15.7	15.3	15.0
		第3国向け	27.6	28.2	25.0	23.1	23.1
	北米	現地向け	85.8	77.4	69.3	66.3	67.2
		日本向け	4.3	5.7	3.9	3.8	4.1
		第3国向け	10.0	16.9	26.9	29.9	28.7
	欧州	現地向け	54.7	55.8	55.0	60.1	56.0
		日本向け	2.7	3.3	3.7	4.1	4.2
		第3国向け	42.6	40.8	41.4	35.8	39.8
韓国企業の現地法人	アジア	現地向け	53.2	49.9	53.4	53.7	53.5
		韓国向け	20.9	25.4	24.2	26.3	27.2
		第3国向け	25.9	24.7	22.5	20.0	19.3
	北米	現地向け	89.6	85.9	85.7	83.0	85.9
		韓国向け	4.1	4.8	5.3	2.7	3.6
		第3国向け	6.3	9.3	9.0	14.3	10.5
	欧州	現地向け	63.3	68.1	69.2	58.1	61.9
		韓国向け	5.2	4.5	2.6	4.8	4.4
		第3国向け	31.6	27.3	28.2	37.1	33.7

資料：経済産業省『海外事業活動基本調査』第38～42回調査、한국수출입은행2012『2011회계연도 해외직접투자 경영분석』（韓国輸出入銀行2012『2011年度 海外直接投資経営分析』）、より作成。

がみられないが、第3国向けの売上は2007年の25.9%から2011年の19.3%に減少している一方、逆輸入という韓国向け売上は2007年の20.9%から2011年の27.2%に大幅増加した。これは、韓国国内向けの生産がアジアにシフトしていることを示唆する。特にアジアにおいて日韓の現地法人による本国への輸出の比重と傾向は異なった様相を呈している。この問題についてはさらに日韓企業の内部取引の状況を検討することにする。表3は2011年度日韓企業の海外現地法人の地域別売上の詳細な内訳を示したものである。

表3に示されたように、2011年に特にアジアにおける日韓企業の海外現地法人の本国向けの輸出において、日本現地法人による日本親会社への輸出は全体の13.5%であるのに対し、韓国現地法人による韓国親会社への輸出は全体の4分の1（25.1%）にも達している。この傾向は中国（日本親会社へ14.6%、韓国親会社へ31.3%）、ASEAN（日本親会社へ12.9%、韓国親会社へ24.8%）、BRICs（日本親会社へ10.7%、韓国親会社へ26.2%）などの新興国において特に顕著である。そして現地での販売状況をみると、日本現地法人の現地関係企業への販売は全体の約2～3割を占めているのに対し、韓国のそれは欧州を除

表3 日韓企業の現地法人の地域別売上の内訳（2011年度）

単位：%

		本国向け輸出		現地販売		第3国向け輸出
		親会社向け	その他企業向け	関係企業向け	その他企業向け	
アジア	日本	13.5	1.4	21.7	40.2	23.1
	韓国	25.1	2.1	10.6	42.9	19.3
中 国	日本	14.6	1.2	27.3	47.5	9.4
	韓国	31.3	1.9	11.7	47	8.0
香 港	日本	24.5	2.8	20.1	17.2	35.3
	韓国	11.6	2.4	11.4	33.9	40.7
ASEAN	日本	12.9	1.5	22.4	30.5	32.7
	韓国	24.8	3.0	11.1	31.2	29.9
ASEAN4	日本	12.1	1.5	28.3	34.0	24.2
	韓国	19.9	11.5	18.5	26.4	23.7
北 米	日本	3.7	0.4	17.7	49.5	28.7
	韓国	2.5	1.1	7.3	78.7	10.5
米 国	日本	3.5	0.3	18.2	50.1	27.9
	韓国	2.4	1.3	8.0	77.0	11.3
欧 州	日本	3.9	0.4	7.0	49.0	39.8
	韓国	3.6	0.8	20.7	41.2	33.8
BRICs	日本	10.7	0.9	22.1	48.5	17.9
	韓国	26.2	1.6	12.2	50.8	9.3
全 体	日本	8.5	1.0	16.7	44.9	28.9
	韓国	15.8	1.6	11.5	50.4	20.8

資料：経済産業省『海外事業活動基本調査』第42回調査、한국수출입은행2012『2011회계연도 해외직접투자 경영분석』（韓国輸出銀行2012『2011年度 海外直接投資経営分析』）、より作成。

き、全体の売上の約1割程度しか占めていない。つまり、日本の海外現地法人による本国親会社への輸出割合は韓国のそれと比べると比較的少ないが、現地の関係企業への販売比率は韓国のそれより多いということである。アジアにおける日本と韓国の海外現地法人による企業内貿易の割合は大きな差がなくそれぞれ全体の35.2%、35.7%である。しかし、日本の海外現地法人による内部取引（35.2%）は「本国親会社向けの13.5%」と「現地関係企業向けの21.7%」から構成され、韓国の海外現地法人による内部取引（35.7%）は「本国親会社向けの25.1%」と「現地関係企業向けの10.6%」から構成されている。換言すれば、韓国企業に比べると、日本企業は本国への逆輸入が比較的少ない代わりに、中国、ASEANなどを中心とした新興国での企業内国際分業を急速に拡大している。そして日本企業に比べると、韓国企業は本国への逆輸入が比較的多く、本国の親会社を中心とした分業体制を行っていると考えられる。こうした日韓の企業内貿易の差異は、近年、日本企業の国際生産分業の進展や円高による輸出採算性の低下、そして韓国の輸出主導政策やウォン安による輸出採算性の大幅な改善などを反映していると思われる。この問題については次節でさらに詳しく検証することにする。

表4は日韓企業の現地法人の地域別仕入内訳の推移を示したものである。アジアにおける日韓現地法人の仕入先分布をみると、日本のアジア現地法人の仕入先について、現地からはおよそ5割強、日本からは3割弱程度、そして第3国からはおよそ2割弱となっ

表4 日韓企業の海外現地法人の地域別仕入内訳の推移

単位%

	地域	内 訳	2007	2008	2009	2010	2011
日本企業の現地法人	アジア	現地から	52.6	46.7	56.3	54.0	55.7
		日本から	28.5	33.8	26.8	28.3	26.6
		第3国から	18.9	19.5	16.9	17.7	17.8
	北米	現地から	52.1	48.6	49.9	49.1	49.5
		日本から	37.0	39.3	38.0	40.0	39.2
		第3国から	10.9	12.1	12.1	10.8	11.3
	欧州	現地から	25.2	22.6	22.7	22.2	26.3
		日本から	35.8	40.0	42.0	40.9	38.1
		第3国から	39.0	37.3	35.3	36.9	35.6
韓国企業の現地法人	アジア	現地から	46.3	47.4	52.3	50.5	47.2
		韓国から	40.8	36.7	31.3	32.2	34.7
		第3国から	12.9	15.8	16.4	17.3	18.1
	北米	現地から	24.6	31.0	26.1	39.6	43.0
		韓国から	62.0	59.1	59.9	51.5	53.6
		第3国から	13.5	9.9	13.9	8.9	3.4
	欧州	現地から	20.7	21.3	16.4	20.6	24.1
		韓国から	55.3	51.5	48.9	42.6	38.9
		第3国から	24.0	27.2	34.6	36.8	37.1

資料：表2に同じ。

ている。韓国のアジア現地法人は日本と類似する傾向にあり、特に現地からの仕入は5割弱を占めている。しかし、韓国親会社からの仕入は3割強で日本よりやや本国に依存している。次いで日韓企業にとって大きな消費市場である北米をみてみよう。表4からわかるように、日本に比べると、韓国の北米現地法人は本国に依存する傾向がやや強いようである。日本の北米現地法人において現地からの仕入は一貫して5割くらいを占めているのに対し、韓国のそれは2007年の2割から2011年の4割に増加している。そして日本の北米現地法人による本国からの仕入は4割弱であるが、韓国のそれは2007年の6割から2011年の5割と低下しているものの、依然として本国への依存度が高いのである。欧州における日本の現地法人の仕入は現地から2割強、本国と第3国からそれぞれ4割弱と大きな変化はみられない。これに対し、欧州における韓国の現地法人の本国からの仕入は2007年の55.3%から2011年の38.9%に低下しているが、第3国からの仕入は2007年の24%から2011年の37.1%に上昇している。このことは近年東欧に対する韓国企業の積極的な進出を反映していると推測できる。

表5は2011年度日韓企業の海外現地法人の地域別仕入の詳細な内訳を示したものである。表5からわかるように、多くの多国籍企業の生産拠点にあるアジアにおける日韓企業の海外現地法人の本国から仕入の中で、日本親会社からの仕入は23.7%を占めているのに対し、韓国親会社からの仕入は全体の31.7%に達している。そして現地での仕入状況を見てみると、日本現地法人の現地関係企業からの仕入は全体の19.2%を占めているのに対し、韓国のそれは全体の12.0%を占めている。日本の海外現地法人による本国親会社からの仕入は韓国のそれに比べると比較的に少ないが、現地の関係企業からの仕入は韓国のそれより多い。日本と韓国の海外現地法人によるグループ企業からの仕入は全体として大きな差がなく、それぞれ全体の46.7%、48.7%である。しかし、日本の海外現地法人からの内部取引（46.7%）は「本国親会社からの29.9%」と「現地関係企業からの16.8%」から構成され、韓国の内部取引（48.7%）は「本国親会社からの37.1%」と「現地関係企業からの11.6%」から構成されている。つまり、日韓企業の現地法人の仕入は依然として3～4割程度親会社に依存しているが、韓国企業は日本企業より親会社への依存度が高いということである。

図3はアジアにおける日韓企業の現地法人の企業内貿易の流れを示したものである。図3からわかるように、親会社に関連する売上と仕入を含む企業内貿易は、日本企業がそれぞれ13.5%と23.7%、韓国企業がそれぞれ25.1%と31.7%である。そして現地の関連企業に関わる売上と仕入を含む企業内貿易における日韓企業の割合は、日本の21.7%と19.2%、韓国の10.6%と12.0%である。つまり、国際分業体制において、韓国企業の親会社への依存度は日本企業と比べてかなり高くなっている。前述したように、この日韓の企業内貿易の差異の主な原因は、日本企業の国際生産分業の進展や円高による輸出採算性の低下、韓国の輸出主導政策やウォン安による輸出採算性の大幅な改善にあると考えられる。次節では日韓企業のこうした企業内貿易の違いがそれぞれの利益パフォーマンスにどのような影響

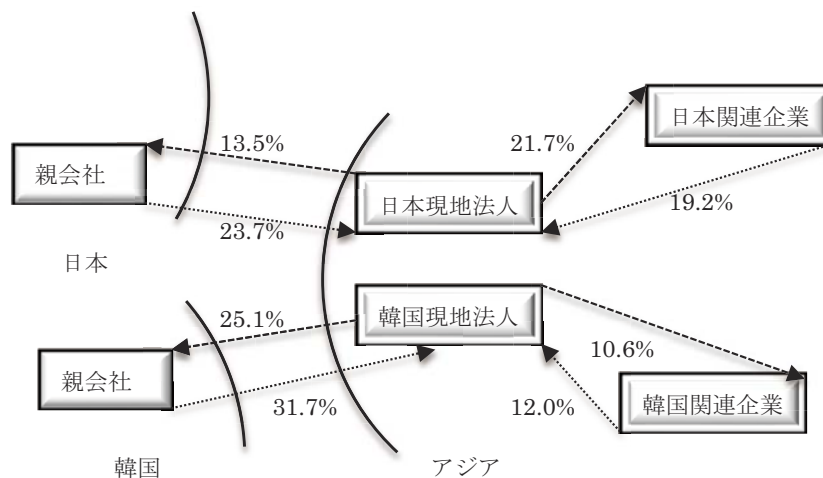
表5 日韓企業の海外現地法人仕入の内訳（2011年度）

単位：％

		本国から仕入		現地仕入		第3国から仕入
		親会社から	その他企業から	関係企業から	その他企業から	
アジア	日本	23.7	2.8	19.2	36.5	17.8
	韓国	31.7	3.0	12.0	35.2	18.1
中 国	日本	22.8	2.3	24.6	41.4	8.9
	韓国	26.3	3.6	15.4	42.7	12.0
香 港	日本	25.9	4.2	12.9	19.5	37.6
	韓国	37.9	2.9	2.6	28.1	27.6
ASEAN	日本	22.0	2.7	20.4	33.5	21.5
	韓国	31.9	2.5	10.1	26.6	28.9
ASEAN4	日本	20.1	3.0	23.3	40.5	13.1
	韓国	21.7	6.3	18.9	21.5	31.6
北 米	日本	37.9	1.3	20.5	29.0	11.3
	韓国	51.5	2.1	13.8	29.2	3.4
米 国	日本	39.3	1.1	20.3	28.7	10.6
	韓国	51.7	2.3	15.2	27.4	3.5
欧 州	日本	34.2	3.9	10.7	15.6	35.6
	韓国	38.2	0.6	10.0	14.1	37.0
BRICs	日本	21.0	2.0	19.9	45.8	11.4
	韓国	28.0	3.4	15.6	39.4	13.5
全 体	日本	29.9	2.8	16.8	31.4	19.1
	韓国	37.1	2.5	11.6	28.9	19.9

資料：表3に同じ。

図3 アジアにおける日韓企業の現地法人に関する企業内貿易の流れ



を与えるかを検証する。

II 企業内貿易と企業パフォーマンス

企業が海外直接投資を行うと、親・子会社間、子会社間の取引すなわち企業内貿易がしばしば行われることになる。企業内貿易における移転価格設定の仕方によってグループ企業間の資金の流れが変化する。そして特にこの資金の流れが国境を越えると様々な問題が発生し、いわゆる移転価格の問題として提起されている。多国籍企業が移転価格を調整する動機およびそれによる様々な効果は一般的に次のようにまとめることができる。まず、グローバル規模での節税目的のためには移転価格の調整を行うことによりグループ全体としての税負担を最小化することが可能である。次に、多国籍企業は移転価格の設定を用いて下落傾向のある通貨の保有を極力回避することにより、為替相場の変動から生じる損失を最小限にすることができる。そして新設あるいは赤字子会社に対して輸出価格を低めに設定し、当該子会社に競争上の優位性あるいは成長のテコともいえるべき大幅な利益マージンを与えることもある。多国籍企業がこれらの戦略を実行する際に親子会社間の資金の流れおよびその利益率は変わることになる。

以下では、多国籍企業による移転価格設定が企業全体の利益にどのような影響を与えるかを単純なモデルで考察する。また、実際の貿易取引をより反映するために本国と現地との法人税、関税、および為替相場の変動をモデルに組入れることにする。そして問題の所在をより明確にするため、ここでは多国籍企業が一つの子会社しか持たないと仮定する。また、親会社と海外子会社は両方とも最終消費財を生産するが、海外子会社は同時に親会社からその最終消費財を輸入して販売する。したがって、最終消費財を輸出する親会社とそれを輸入する子会社の税引き後の本国通貨建ての利益はそれぞれ (1) 式と (2) 式で表すことができる。

$$\pi_1 = [R_1(X_1 - Z) - C_1(X_1) + PZ](1 - t_1) \quad \dots\dots (1)$$

$$\pi_2 = \left[R_2(X_2 + Z) - C_2(X_2) - P(1 + \tau) \frac{Z}{e_0} \right] (1 - t_2) e_1 \quad \dots\dots (2)$$

$$\text{s.t. } MC \leq P \leq \text{Market Price}$$

π_1 と π_2 はそれぞれ親会社と子会社の利益である。 R_1 と R_2 は親会社と子会社の収益関数であり、 C_1 と C_2 はそれぞれの費用関数である。 X_1 と Z はそれぞれ親会社の最終消費財の生産量と輸出量であり、 X_2 は子会社の最終消費財の生産量である。 t_1 と t_2 はそれぞれ本国と海外現地の法人税率である。 e_0 は本国通貨の直物為替レート、 e_1 は本国通貨の先物為替レートである。そして、 P は移転価格、 τ は関税率である。また現実問題として、移転価格を市場価格より高くあるいは限界コストより低く設定することは難しい。というのは、

多国籍企業はそのような価格を設定すれば、移転価格税制を適用されるおそれがあるからである。(1) 式と (2) 式によって、企業全体の本国通貨建ての税引き後利益 π は (3) 式になる。

$$\pi = [R_1 (X_1 - Z) - C_1 (X_1) + PZ] (1 - t_1) + \left[R_2 (X_2 + Z) - C_2 (X_2) - P (1 + \tau) \frac{Z}{e_0} \right] (1 - t_2) e_1 \dots\dots (3)$$

次に、移転価格設定と企業全体の利益との関係をみてみよう。(3) 式を P により偏微分すると、(4) 式になる。

$$\frac{\partial \pi}{\partial p} = Z \left[(1 - t_1) - (1 + \tau) (1 - t_2) \frac{e_1}{e_0} \right] \dots\dots (4)$$

(4) 式からわかるように、多国籍企業はグループ全体の利益を最大にしようとするれば、 $(1 - t_1)$ と $(1 + \tau) (1 - t_2) e_1/e_0$ との関係を考慮しなければならない。具体的に、 $(1 - t_1)$ が $(1 + \tau) (1 - t_2) e_1/e_0$ より大きければ多国籍企業は輸出価格を市場価格までに切り上げ、 $(1 - t_1)$ が $(1 + \tau) (1 - t_2) e_1/e_0$ より小さければ多国籍企業は輸出価格を限界コストまでに切り下げるべきである。

$$(1 - 0.4) - (1 + 0.1) (1 - 0.25) \times \frac{65}{100} > 0 \dots\dots (5)$$

$$(1 - 0.25) - (1 + 0.1) (1 - 0.25) \times \frac{110}{100} < 0 \dots\dots (6)$$

次に、必ずしも厳密とは言えないが、(4) 式に実際の法人税率、輸出先の関税税率および為替相場を用いて日韓企業の移転価格設定の方向性を考える。2001年から2010年にかけて日韓の実効法人税率は平均してそれぞれ約40%と25%である。日韓両国は特に中国への輸出が多いため、ここでは日韓の輸出先国関税として中国の関税税率を用いることにする。経済産業省の資料によると、中国の1998年から2010までの全品目単純平均課税率はおよそ10%である。中国の法人税率は25%である。そして為替レートについて国際決済銀行(BIS)のデータによると、1999年から2011年にかけて実効為替相場における円の上昇率は約35%で、韓国ウォンの下落率は約10%である。これらの数値を(4)式に代入して計算すると、日本企業は正の値((5)式)、韓国企業は負の値となっている((6)式)。つまり、この10年間に於いてグループ全体の利益最大化を図るために日本企業は移転価格をなるべく引き上げ、利益を本国の親会社に残したほうが合理的である。逆に韓国企業にとっては移転価格をなるべく引き下げて利益を海外子会社に移転したほうがグループ全体の利益が最大になる。

法人税率の国際的格差だけに注目するなら、日本企業は利益を税率の低い海外子会社に

移転したほうが有利になる。韓国企業にとって国内と海外との税率の格差は大きな差異が見られないため、移転価格の調整は日本企業ほど必要がないと思われる。しかし、為替相場の激しい変動を考慮にすると、日本企業にとっては円高による利益の変動幅が法人税率の格差による余分な納税額を上回ったため、利益を本国に移転するインセンティブを有していると考えられる。韓国企業にとっては、国内外の法人税率格差に大きな格差がないが、ウォン安傾向が強いため、利益を海外に移転するインセンティブを有していると思われる。換言すれば、企業内貿易を行うほど、日本企業の親会社の利益が増加するのに対し、韓国企業の親会社の利益が減少する可能性があると思われる。

また、前述したように日韓企業の企業内貿易において韓国企業の親会社への依存度は日本企業のそれと比べてかなり高くなっている。韓国企業グループの親会社とその現地法人との関係は日本企業のそれより緊密になると考えられる。そこで、韓国企業の企業内貿易における移転価格の調整機会は日本企業のそれより多くなると考えられる。韓国企業による本格的な海外直接投資は2000年代に入ってからであるため、海外進出の歴史や経験はまだ初期段階にあると思われる。つまり、韓国企業の移転価格戦略において、海外現地法人に対する親会社からの輸入価格は低めに設定され、当該現地法人に競争上の優位性と成長のテコともいうべき大幅な利潤マージンを与えるインセンティブを有していると思われる。

プラザ合意を契機とした1985年以降の日本企業の積極的な海外直接投資に伴った国際分業体制は成熟期を迎えつつある。その一方、97年のアジア通貨危機を乗り越え、2000年に入ってから急速に海外直接投資を伸ばしている韓国企業の国際分業体制はまだ初期段階にある。日韓企業の移転価格戦略の違いおよび海外進出の歴史などの要素から考えると、この相違点はそれぞれの親会社や現地法人の利益パフォーマンスに異なった結果をもたらしていると考えられる。周知のように、移転価格設定などのデータは企業機密で公表されていないため入手が困難である。以下では、移転価格に関する資料の代わりに企業が公表しているセグメント情報によりその売上総額に占める地域別内部取引の割合を用いて当該企業のパフォーマンスとの関係を検証する。

Ⅲ 日韓企業における企業内貿易と利益パフォーマンス

以下では、日韓企業の国際分業体制の違いがそれぞれの利益パフォーマンスにどのような影響を与えるかを検証する。具体的には、2001年から2010年の内部取引などに関するセグメント情報を公表する日本製造業企業529社（日経 NEEDS Financial QUEST）と韓国製造業企業356社（韓国企業情報データベース（KOCOinfo））をサンプル企業として、その売上高営業利益率に対する企業内貿易の影響を検証する。

企業のパフォーマンスに関する指標は一般的に ROE、ROA、あるいは MBR（Market to Book Ratio）などがよく使われているが、ここでは日韓企業のセグメント情報において公

表された比較可能な業績関連指標である日韓親会社売上高営業利益率（Return On Sales: ROS）を用いることにする。また、独立変数については内部取引比率（Intra-Firm Trade Ratio: IFTR）、規模（ln_Sales）、売上高研究開発費比率（Ratio of R&D Expenditures to Sales: R&D_Sales）、労働分配率（Labor Relative Share: LRS）、付加価値率（Value-Added to Sales Ratio: VASR）、資本集約度（ln_Capital Intensity: ln_CI）を用いることにする。以下では独立変数としての選択理由を述べる。

(1) 内部取引比率（Intra-Firm Trade Ratio: IFTR）

企業内貿易はしばしば企業に移転価格調整の機会を与えている。内部取引の割合が高ければ高いほど、企業はそれに関連する移転価格設定の機会を多く持つようになる。これまでの多国籍企業の移転価格戦略に関する文献の多くは、その戦略を企業全体の利益最大化に焦点を合わせて議論を行っている。例えば、Nieckels [1976] は移転価格の調整によって多国籍企業が業績を改善させていることを明らかにしている。また、これと同じような結論を導出したのは、Horst [1971, 1977]、Copithorne [1971]、Booth and Jensen [1977]、Eden [1978] である。王 [2006] は海外進出している日系電気機器企業136社の6年間（2000-2005年）のセグメント情報からその地域別企業内貿易総額、地域別営業利益率などのデータを抽出することによって、企業パフォーマンスに対する企業内貿易の影響を検証した。その結果、特に完全所有による進出の少ないアジア地域において企業内貿易の割合が高いほど、その現地法人の利益率が低くなる傾向があることがわかった。また日本にある親会社・子会社間の企業内貿易の割合が高ければ高いほど親会社の利益率は高くなることを明らかにしている。これは日本の親会社が国内外の内部取引を通じてその利益を親会社に移転する可能性があるということを示唆している。ここでは内部取引比率を独立変数として用いて日韓企業の利益パフォーマンスへの影響を検証する。

(2) 規模（ln_Sales）

海外直接投資の決定要因の研究において企業規模は説明変数として常に取り上げられている（Grubaugh [1987]）。規模の大きな企業は市場支配力を比較的容易に行使するため、当該企業の収益性に正の影響を与えていると多くの実証研究によって明らかにされている（Buzzell & Gale [1987] ; Geringer et al., [2000] ; Ravenscraft [1983] ; Samiee & Walters [1990]）。ここでは企業の売上高の自然対数を企業規模の代替指標として用いることにする。期待される回帰係数の符号は正である。

(3) 売上高研究開発費比率（Ratio of R&D Expenditures to Sales: R&D_t-2）

知識や技術に関する企業特殊的優位性は特に企業競争力に大きな影響を与えている。売上高研究開発費比率は特殊優位性を体现する新技術に関する開発の重視度合、企業技術レベルなどを表す指標としてよく使用されている。研究開発活動を積極的に行う企業はそう

でない企業よりも高い成長を達成でき（Morbey and Reithner [1990]）、さらに企業価値を高める効果がある（Chauvin and Hirschey [1993]）という。つまり、研究開発の度合いが高い企業ほどその企業のパフォーマンスも高くなると考えられる。一般的に研究開発は何年か後に当該企業の製品やサービスに反映されると考えられるため、ここでは研究開発費を売上高で除したものに2年のラグをとり独立変数として用いることにする。期待される回帰係数の符号は正である。

(4) 労働分配率（Labor Relative Share: LRS）

人件費は企業の利益パフォーマンスに影響する直接要素である。多くの多国籍企業はより安価な人件費を求めて海外直接投資を積極的に行っている。そのため、人件費の格差は直接投資の重要な決定要因の一つであり（Wheeler and Mody [1992]）、直接投資は人件費の高い地域から低い地域に流れていく傾向がよくみられる（Larudee and Koechlin [1999]）。周知のように、1985年のプラザ合意を契機とした急激な円高によって輸出の採算が大幅に悪化したため、多くの日本企業は生産コストを削減するために海外に生産拠点を移し、特に人件費の低いアセアン諸国に積極的に投資を行った。ここでは付加価値に占める人件費の割合を独立変数として用いることにする。期待される回帰係数の符号は負である。

表6 日韓企業の年度別サンプル内訳

単位：社

年 度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本企業	407	415	438	438	444	448	459	489	490	477
韓国企業	222	216	244	220	230	229	221	211	208	187

表7 日韓サンプル企業の業種別内訳

単位：社

日 本 企 業	食料品	繊維 製品	パルプ ・紙	化学	医薬品	石油・ 石炭	ゴム 製品	ガラス・ 土石	鉄鋼	非鉄 金属	金属 製品	機械
	15	17	4	71	12	4	14	20	10	15	27	93
韓 国 企 業	電気 機器	輸送用 機器	精密 機器	その他 製品								合計
	120	61	15	31								529
日 本 企 業	食料	飲料	たばこ	繊維 (衣服を 除く)	衣服・ 衣服ア クセサ リー・ 毛皮	皮カバ ンおよ び履物	木材・ 木製品 (家具 除く)	パルプ 紙・紙	コーク ス練炭 ・石油 精製	化学物 質・化 学製品 (医薬品 除く)	医療用 物質・ 医薬品	ゴム製品・ プラス チック
	24	5	1	11	11	4	3	15	4	54	25	17
	非金属 鉱物	1次 金属	金属加 工製品 (機械家 具除く)	電子部 品コン ピュー ター映 像音響 通信機 器	医療精 密光学 機器時 計	電気 機器	その他 機械・ 機器	自動車・ トレーラ	その他 運送装 備	家具	その他 製品	合計
	17	36	7	36	4	15	23	33	5	5	1	356

表8 日韓サンプル企業の変数相関マトリックス

Japan	ROS	IFTR	ln_Sales	R&D_Sales	LRS	VASR	ln_CI
ROS	1.000						
IFTR	0.050	1.000					
ln_Sales	-0.024	0.175	1.000				
R&D_Sales	0.212	0.221	0.117	1.000			
LRS	-0.523	-0.031	-0.188	-0.049	1.000		
VASR	0.576	-0.095	-0.269	0.159	-0.234	1.000	
ln_CI	0.307	0.128	0.403	0.132	-0.374	-0.088	1.000

Korea	ROS	IFTR	ln_Sales	R&D_Sales	LRS	VASR	ln_CI
ROS	1.000						
IFTR	-0.024	1.000					
ln_Sales	0.210	0.076	1.000				
R&D_Sales	-0.173	0.083	-0.008	1.000			
LRS	0.085	-0.066	-0.247	0.128	1.000		
VASR	0.468	-0.009	0.002	-0.045	0.406	1.000	
ln_CI	0.066	0.131	0.342	-0.100	-0.557	-0.126	1.000

(5) 売上付加価値率 (Value-Added to Sales Ratio: VASR)

売上付加価値率は売上高に占める付加価値の割合を表すもので、当該企業の事業や製品の加工度を計測する指標である。一般的に、製品の加工度が高ければ高いほど、企業は設備能力・技術水準や生産性が高く、同じ産業において他社より競争力が高く、製品の市場競争力が優位にあるということを意味する。つまり、売上付加価値率は当該企業の製品の「質」を規定する重要な指標であり、企業の付加価値率が高いほど、その利益パフォーマンスも高くなると考えられる。期待される回帰係数の符号は正である。

(6) 資本集約度 (ln_Capital Intensity: ln_CI)

資本集約度（総資産／従業員数）は、企業の機械化程度を表す指標であり、企業の特殊な優位性を表す指標として有用である。一般的に資本集約度が高い産業は資本集約的であり、資本集約度が低い産業は労働集約的であるという傾向がある。また資本集約度は規模の経済性による利益を実現することと強い関連を持っているため、資本集約度が高い企業ほど労働生産性は高く、そしてその企業収益も高くなると考えられる。したがって、企業の資本集約度はその利益パフォーマンスに正の影響を与えられる。

以下では、日韓企業の内部取引の違いがそれぞれの利益パフォーマンスにどのような影響を与えるかを検証する。

使用するデータの期間は2001年から2010年までである。しかし、サンプル企業は企業内貿易のデータを公表した年と公表しなかった年があり、大半のサンプル企業は何年かのデータが欠落した（本稿末付録を参照）。本稿ではパネルデータ分析を行うためのデータの

連続性を確保できないため、サンプル企業のクロスセクションデータをプールした OLS 分析を行うことにした。表 6 は 2001 年から 2010 年にかけて日韓企業の有価証券報告書における企業内貿易の内訳を公表したサンプル企業数を示したものである。

表 7 は日韓サンプル企業の業種別構成を示したものである。表 7 に示されたように、日本企業において「電気機器」、「機械」、「化学」、「輸送用機器」など 4 つの資本集約産業は全サンプルの 65% を占めている。韓国企業において「化学」、「電子部品・コンピューターなど」、「一次金属」、「自動車」、「医薬品」、「その他機械」など 6 つの資本集約産業は全サンプルの 58% を占めている。つまり、サンプル企業の特徴として資本集約産業はおよそ全体の 6 ～ 7 割以上を占めている。

表 8 は各期間の変数間相関マトリックスを示したものである。独立変数間に多重共線性を判断する尺度は厳密に定義されていないが、一般的に相関係数が高ければ（およそ 0.7 ～ 0.9）多重共線性があると判断されている。表 8 からわかるように、各独立変数間の相関の中で特に大きく相関している変数は見られないため、これらの変数間では多重共線性が存在しないと考えられる。しかし、OLS 分析における分散不均一性（heteroskedasticity）の問題について Breusch-Pagan / Cook-Weisberg test を行った結果、「誤差項の分散は均一である」という帰無仮説は棄却されたため¹⁾、ここでは分散不均一性を許容する White (1980)

表 9 日韓サンプル企業データの基本統計量

Japan	Obs	Mean	Std. Dev.	Min	Max
ROS	4355	6.621	7.519	-9.970	87.850
IFTR	4355	14.930	15.807	0.000	91.470
ln_Sales	4355	11.264	1.538	7.750	16.000
R&D_Sales	4355	3.658	3.257	0.010	34.430
LRS	4355	63.768	24.640	1.640	752.060
VASR	4355	25.424	10.682	0.890	90.510
ln_CI	4355	8.926	0.659	7.050	13.770
Korea	Obs	Mean	Std. Dev.	Min	Max
ROS	2574	4.756	11.428	-248.500	38.500
IFTR	2574	12.122	16.706	0.000	98.070
ln_Sales	2574	12.156	1.343	8.188	17.420
R&D_Sales	2574	0.594	1.365	0.000	21.905
LRS	2574	7.715	5.898	0.320	31.430
VASR	2574	18.971	20.083	-367.750	359.600
ln_CI	2574	6.182	0.724	3.573	9.040

¹⁾ Breusch-Pagan / Cook-Weisberg 分散不均一 Test

Ho: Constant variance		Variables: fitted values of ROS	
Japan		Korea	
chi2 (1)	= 1654.49	chi2 (1)	= 7.24
Prob > chi2	= 0.0000	Prob > chi2	= 0.0071

修正標準誤差であるロバスト（Robust）検定を行うことにする。表10は分析結果を示したもので、括弧内は White（1980）の分散不均一調整済み t 値を表したものである。

表10をみてみると、まず日韓企業の内部取引比率（IFTR）はそれぞれの親会社売上高利益率に対して異なった影響を与えていることがわかった。日本企業において企業内貿易は親会社の利益パフォーマンスに対して統計的に有意に正の影響を与えている一方、韓国企業では企業内貿易が親会社の利益パフォーマンスに対して統計的に有意に負の影響を示している。日本企業の場合は王〔2006〕の検証結果と一致している。つまり、日本において親会社・子会社間の企業内貿易の割合は高ければ高いほど親会社の利益率が高くなる。これは親会社が国内外の子会社、関係会社との内部取引を通じてその利益を本社企業に移転する可能性があるということを示唆している。一方、韓国企業の場合、親会社・子会社間の企業内貿易の割合が高いほど親会社の利益率は低くなる。前述したように、国際分業体制において韓国企業の親会社への依存度は日本企業と比べてかなり高いのである。韓国企業の直接投資は2000年代に入ってから本格的に増加し（図1）、比較的に初期段階にあるため、親会社は積極的に子会社や関係会社を支援するインセンティブを有しており、企業内貿易において子会社や関係会社に有利な価格設定を行っている可能性があると考えられる。しかし、この問題についてはさらに調査を行い、データを収集する必要があるという

表10 分析結果

<i>Linear regression (Robust)</i>	<i>Dependent variable: ROS</i>			
	<i>Japan</i>		<i>Korea</i>	
<i>IFTR</i>	0.021 (3.62) ^a	0.032 (6.27) ^a	-0.022 (-1.75) ^c	-0.029 (-2.51) ^b
<i>ln_Sales</i>	-0.371 (-4.96) ^a	-0.280 (-4.13) ^a	1.559 (5.05) ^a	1.573 (5.69) ^a
<i>R&D_ (t-2)</i>	0.284 (6.26) ^a		-0.411 (-1.37)	
<i>IRS</i>	-0.089 (-3.81) ^a	-0.097 (-4.13) ^a	0.015 (0.13)	-0.093 (-0.77)
<i>VASR</i>	0.341 (11.62) ^a	0.362 (14.95) ^a	0.186 (2.95) ^a	0.280 (3.92) ^a
<i>ln_CI</i>	2.702 (4.47) ^a	2.823 (5.55) ^a	0.921 (2.62) ^a	0.679 (1.78) ^c
<i>Constant</i>	-17.469 (-2.49) ^b	-18.883 (-2.9) ^a	-22.967 (-5.10) ^a	-22.809 (-5.63) ^a
<i>R-squared</i>	0.536	0.540	0.154	0.268
<i>F-Stat.</i>	149.44	154.03	16.43	25.84
	N=3303	N=4355	N=2047	N=2574

a: 1% 有意、b: 5% 有意、c: 10% 有意。() 内は White（1980）の分散不均一調整済み t 値

ことを断っておきたい。

その他の独立変数が企業パフォーマンスへどのような影響を及ぼすかについては以下の通りである。まず、規模（ $\ln_Sales$ ）と売上高研究開発比率（ $R\&D_ (t-2)$ ）については、日韓企業では異なる影響を与えていることがわかった。日本企業の場合、規模は必ずしも利益率に貢献していないが、特に経済全体が財閥企業に支配されている韓国の場合、規模は企業パフォーマンスに統計的に有意に正の影響を与えている。そして研究開発比率（ラグ2年）は、日本企業のパフォーマンスに有意に正の影響を与えているが、韓国企業の場合には統計的に有意な結果を得られなかった。利益に対する労働分配率（IRS）の影響について日本企業では期待された通り、統計的に有意に負の影響である。しかし、韓国企業の場合では統計的に有意の結果が得られなかった。そして日韓企業では売上付加価値率（VASR）が利益に対して統計的に有意な正の影響を与えている。つまり、企業の製品質を表す付加価値率が高ければ高いほど、企業の利益パフォーマンスも高くなる。

最後に資本集約度（ $\ln_CI$ ）をみると、日韓企業とも資本集約度が利益パフォーマンスに統計的に有意に正の影響をあたえることがわかった。資本集約度が高い企業ほど労働生産性は高く、そしてその企業収益も高くなると考えられる。

おわりに

本稿では、日韓企業の国際生産分業体制の違いを明らかにしながら、2001年から2010年にかけて日韓企業の内部取引データを用いてそれぞれの企業内貿易が利益パフォーマンスにどのような影響を与えるかを明らかにした。

日韓企業の国際分業体制ないし移転価格設定は、為替相場の変化方向、直接投資の発展状況および政府の政策などの違いによって異なった様相を呈している。具体的に、親会社に関連する売上と仕入を含む企業内貿易の割合において日本企業は韓国企業より低くなっている。そして現地の関連企業に関わる売上と仕入を含む企業内貿易の割合において日本企業は韓国企業より高くなっている。つまり、韓国海外現地法人の親会社への依存度は日本のそれと比べて高くなっている。この日韓企業の国際生産分業体制の違いはそれぞれの移転価格戦略の方向性を規定し、企業の利益パフォーマンスに影響を与える可能性があると考えられる。本稿では、2001年から2010年にかけて内部取引などのセグメント情報を公表する日本製造業企業529社と韓国製造業企業356社をサンプル企業としてその売上高営業利益率に対する企業内貿易の影響を検証した。その結果、日本企業の企業内貿易は親会社の売上高営業利益率に正の影響を与えている一方、韓国企業の企業内貿易は親会社の売上高営業利益率に負の影響を与えることがわかった。前述したように、アジア地域において特に日韓企業による積極的な海外直接投資に伴い、国際生産分業における企業内貿易は大幅に増加している。実証結果では、日韓の企業内貿易の構造が親会社の利益パフォーマンスに相反する影響を与えることを明らかにした。

しかし、この実証結果は企業の実際の移転価格を用いて推論されたものではなく、内部取引額と親会社の利益率との関係から導かれたものである。移転価格設定に関するデータが企業内部機密という制約では、企業パフォーマンスに対する企業内貿易ないし国際分業構造の影響を解明するために、インタビュー調査やヒアリング調査などを実施しなければならない。また、日韓企業の企業内貿易構造の違いはどのようなメカニズムでそれぞれの利益パフォーマンスに影響を与えるか、日韓企業の海外直接投資の発展段階の違いはどのようなメカニズムでそれぞれの移転価格設定に影響を与えるかということをさらに検討する必要があると思われる。これらの点は今後の課題としておきたい。

企業内貿易と企業パフォーマンス

資 料

日本企業の年度別サンプル数の内訳

単位：社

産 業	会社数	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
食料品	15	8	10	10	10	10	11	11	13	14	14
繊維製品	17	5	8	9	8	6	7	8	12	15	16
パルプ・紙	4	3	4	3	3	3	3	3	2	3	3
化 学	71	48	43	48	45	47	45	45	63	69	69
医薬品	12	3	6	6	5	2	3	4	9	10	12
石油・石炭	4	1	1	1	1	1	1	1	3	3	4
ゴム製品	14	13	13	14	14	14	14	14	14	14	14
ガラス・土石	20	12	13	13	15	15	19	19	18	19	19
鉄 鋼	10	3	4	7	3	3	3	6	6	7	9
非鉄金属	15	12	13	14	14	14	14	14	14	13	14
金属製品	27	9	15	17	17	19	21	23	24	24	21
機 械	93	88	82	86	90	92	91	92	92	88	72
電気機器	120	114	109	112	113	116	115	117	116	108	107
輸送用機器	61	59	60	60	61	61	61	61	61	61	60
精密機器	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
その他製品	31	14	19	23	24	26	25	26	27	27	28
合 計	529	407	415	438	438	444	448	459	489	490	477

韓国企業の年度別サンプル数の内訳

単位：社

	会社数	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
食料品	24	17	11	14	14	15	15	15	15	14	13
飲 料	5	3	3	3	2	2	3	2	2	4	4
たばこ	1	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0
繊維製品（衣服を除く）	11	5	4	7	7	10	9	8	7	8	4
衣服・衣服アクセサリ・毛皮製品	11	4	5	7	5	7	8	6	5	5	4
皮カバンおよび履物	4	4	3	3	2	2	2	1	1	0	1
木材および木製品（家具を除く）	3	3	3	2	2	2	3	3	2	2	2
パルプ紙および紙製品	15	6	6	6	6	7	9	8	10	9	9
コークス練炭および石油精製品	4	3	3	4	3	3	2	2	2	2	2
化学物質・化学製品（医薬品を除く）	53	37	39	44	36	38	39	40	36	33	28
医療用物質および医薬品	25	15	15	17	18	18	17	17	18	19	19
ゴム製品およびプラスチック製品	17	12	10	12	11	12	12	13	13	13	14
非金属鉱物製品	16	11	11	12	11	11	11	9	8	9	7
1次金属	36	20	24	24	26	25	22	22	22	24	21
金属加工製品（機械および家具を除く）	7	3	2	4	5	4	2	2	2	2	0
電子部品 PC 映像音響・通信機器	35	26	23	26	21	18	21	21	21	19	19
医療精密光学機器および時計	4	3	4	2	2	3	3	3	2	1	2
電気機器	14	10	9	10	6	6	6	6	5	5	4
その他機械および機器	23	15	14	17	18	20	19	15	15	16	13
自動車およびトラクタ	32	18	20	22	19	18	17	19	16	15	14
その他運送装備	5	4	4	4	2	4	4	4	4	4	3
家 具	4	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3
その他製品	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合 計	350	222	216	244	220	230	229	221	211	208	187

参考文献

- ・ Booth, James R & Jensen, O. W, (1977), Transfer Prices in The Global Corporation Under Internal and External Constraints, *Canadian Journal of Economics*, Vol.10, August, pp. 434-46.
- ・ Buzzell, R. D & Gale, B. T, (1987), *The PIMS principles*, New York, NY: Free Press.
- ・ Chauvin, K & Hirschey, M, (1993), Advertising, R&D expenditures and the market value of the firm, *Financial Management*, 22, pp. 128-138.
- ・ Chung I, Wang(拙著), (1997), Transfer Pricing Strategy of the Multinational Enterprise, *Proceedings of the eighth International Conference on Comparative Management*, May, pp. 10-16.
- ・ Comanor, W. S & T. A. Wilson, (1967), Advertising market structure and performance, *Review of Economics and Statistics*, 49, pp. 423-40.
- ・ Copithorne, L, (1971), International Corporate Transfer Pricing and Government Policy, *Canadian Journal of Economics*, Vol. 4, August, pp. 324-341.
- ・ Eden, Lorraine, (1978), Vertical Integrated Multinational: A Microeconomic Analysis, *Canadian Journal of Economics*, Vol. 11, August, pp. 534-546.
- ・ Geringer, J. M., Tallman, S & Olsen, D. M, (2000), Product and international diversification among Japanese multinational firms. *Strategic Management Journal*, 21, pp. 51-80.
- ・ Gould, J, (1964), Internal Pricing in Firms Where There are Costs of Using an Outside Market, *Journal of Business*, Vol.37, pp. 61-67.
- ・ Grubaugh, S. G, (1987), Determinants of direct foreign investment, *Review of Economics and Statistics*, 69, pp. 149-152.
- ・ Grubert, Harry, (1998), Taxes and The Division of Foreign Operating Income among Royalties, Interest, Dividends and Retained Earnings, *Journal of Public Economics*, 68, No.2, pp. 269-290.
- ・ Hines, James R. Jr & Eric M. Rice, (1994), Fiscal Paradise: Foreign Tax Havens and American Business, *Quarterly Journal of Economics*, 109, No.1, pp. 149-181.
- ・ Hirshleifer, J, (1956), On The Economics of Transfer Pricing, *Journal of Business*, Vol.29, pp. 172-184.
- ・ Horst, T, (1971), The Theory of Multinational Firm: Optimal Behavior under Different Tariff and Tax Rates, *Journal of Political Economy*, Vol.79, pp. 1059-1072.
- ・ Horst, T, (1977), American Taxation of Multinational Firm, *The American Economic Review*, Vol.67, No.3, pp. 376-389.
- ・ Larudee Mehrene & Tim Koechlin, (1999), Wages, productivity, and foreign direct investment flows, *Journal of Economic Issues*, Vol.33, 2, pp. 419-426.
- ・ Morbey, G & Reithner, R, (1990), How R&D affects sales growth, productivity, and profitability, *Journal of Engineering and Technology Management*, May-June, pp. 11-14.
- ・ Nieckels, Lars, (1976), *Transfer Pricing in Multinational Firm*, Stockholm, Almqvist and Wiksell.
- ・ Ravenscraft, D. J, (1983), Structure-profit relationships between business and industry level, *The Review of Economics and Statistics*, 65, pp. 214-224.
- ・ Samiee, S & Walters, P. G. P, (1990), Influence of firm size on export planning and performance, *Journal of Business Research*, 20, pp. 235-248.
- ・ Wheeler, D & Mody, A, (1992), International investment location decisions: The case of U.S. firms, *Journal of International Economics*, 33/1-2, pp. 57-76.
- ・ White, H, (1980), A heteroschedasticity-consistent covariance matrix estimator and a direct test for heteroschedasticity, *Econometrica*, Vol.48, No. 4, pp. 817-830.
- ・ 拙著 (2002)、『日系多国籍企業の財務戦略と取引費用』九州大学出版会。
- ・ 拙著 (2006)、「日系多国籍企業の企業内貿易と企業パフォーマンス」『商学論集』第53巻第2号、西南学院大学学術研究所、39-60頁。

韓国移行期正義における司法の機能

— 大法院長交代の影響を中心に — *

Influence of the Chief Justice of the Supreme Court on the Function of the Judiciary in the Transitional Justice in Korea

木 村 貴

KIMURA Takashi

Abstract

Over 160 Zainichi Koreans were falsely accused of being North Korean spies between the 1970s and 80s in South Korea. What was worse, the courts at the time made no attempt to listen to their appeal. It was only in the 2000s when their innocence was finally proved in court. In particular, Chief Justice of Korea, Lee Yong-hoon (2005-2011), who served under the Roh Moo-hyun and the Lee Myung-bak administration, actively pursued measures for the acquittal of those falsely accused of espionage. The judiciary was very much active compared to the passive legislature and executive. Such measures are still being pursued by the judiciary under Chief Justice Yang Sung-tae (2011-incumbent), who was appointed by conservative President Lee Myung-bak. Rather, the criteria for appeal have been eased. Such phenomenon demonstrates that the Korean judiciary is functioning independently from other political powers. Moreover, it implies that the present judiciary is functioning as a force driving the transitional period of justice in Korea.

要 旨

韓国では、1970-80年代に160名以上の在日韓国人が北朝鮮のスパイにねつ造された。中央情報部などの拷問により自白を強制された被害者らは、「人権の最後の防壁」である司法に拷問の事実など無実を訴えたが、司法も彼らの訴えに耳を傾けることはなかった。彼らの無実が証明されたのは、2000年代に入ってからである。1987年以降の「民主化」の流れの中で、「真実和解委員会」などの真相究明委員会が軍事政権時代の人権弾圧事件を調査し、彼らの名誉が回復された。

特に、ノ・ムヒョン政権下の2005年に就任したイ・ヨンフン大法院長のもとでは、移行期正義に積極的な立法・行政・司法により多数の犠牲者の真相が究明され、名誉が回復された。司法においては、イ大法院長就任前と就任後で判決内容に大きな変化がみられ、イ大法院長就任の影響は無視できない一つの要因であった。そして、イ大法院長をトップとする司法は、保守的なイ・ミョンバク政権下でも、移行期正義に消極的な立法・行政とは異なり積極的な対応を

* 本稿は、本学会「徳島千穎会長『東北アジア国際協力賞』受賞記念懸賞論文」奨励賞受賞論文に若干の修正を加えたものである。

取り続けた。

このような司法の対応は、イ・ミョンバク政権下で就任したヤン・スンテ大法院長のもとでも後退することはなかった。むしろ、再審開始決定基準などに関してはより緩和された。これは、過去とは異なり、韓国司法が他権力から独立して機能していることを示す一つの事例であり、現在の司法が、韓国移行期正義の牽引役として機能していることを示している。

はじめに

2012年は、韓国のイ・ミョンバク（이명박）大統領の竹島（韓国名「独島」）上陸を契機とする日韓領土問題や尖閣諸島（中国名「釣魚島」）をめぐる中国・台湾と日本間の領土問題が、東アジアにおける紛争事例として注目された年であった。さらに、これらの領土紛争のみならず、「従軍慰安婦」問題などの歴史認識に関する対立も激化した年でもあった。しかし、東アジア、特に日韓間においては、紛争・対立問題も重要な懸案事項ではあるが、むしろ、両国に共通する課題も大変深刻なものとなっている。たとえば、日本、韓国ともに少子・高齢化が急速に進みつつあり、雇用問題における非正規職の増大、それにとまなう格差問題の深刻化が喫緊の問題として認識されている。さらに、2011年3月11日の東日本大地震にとまなう原発問題をはじめ、日韓における原子力発電所トラブルは単に一国内の問題ではなく日韓両国の共通の課題ともなっている。つまり、日韓間には、国家単位での紛争・対立問題と国家の枠を超えた共通の課題が共存しているといえる。日韓両国にとって、前者が結果のいかにに関わりなく勝者と敗者に分かれる結末が予想されるのに対して、後者はともに勝者となり得る結果をもたらす可能性のある問題である。さらに、前者が国家を主体とするのに対して、後者は個人・市民をも主体とするのが、その特徴でもある。

本稿の目的は、後者に注目して、国家主体ではない個人・市民主体の「東アジアの平和と共生」について一考する糸口を提供することである。つまり、人権という観点から「東アジアの平和と共生」のあり方を模索するための事例を提供することをその目的とする。具体的には、現在韓国において再審が進行中である「在日韓国人スパイねつ造事件」について検討する。日本の朝鮮半島植民地支配が終焉することにより日本と韓国・北朝鮮間に国境が生まれ、38度線により分断された韓国と北朝鮮間の「国境」が日本国内に在日大韓国民団（民団）と在日朝鮮人総聯合会（朝鮮総連）という更なる「分断」をもたらし、その狭間で犠牲になった被害者たちが本稿の主人公たちである。彼らは、日本において在日韓国人¹として生活し、70・80年代に留学・ビジネスで渡韓した後、不法連行・拘

¹ 本稿では、「在日韓国人」の呼称を使用するが、日本植民地支配などの関係で日本に滞在する韓国人・朝鮮人をめぐる呼称は複数存在し、それこそが、在日韓国人・朝鮮人を語る上での困難さを内包している。この点に関しては、金泰植「在外国民国政参政権と在日朝鮮人の国籍をめぐる政治」『マテシス・ユニウェルサリス』第13巻第2号、2012、96頁参照。

禁、拷問により「北のスパイ」との「自白」を強要され、韓国の刑務所で貴重な時間を奪われた。当時、在日韓国人だけが、このような被害を受けたわけではない。韓国国内に居住する多くの韓国人も政治的弾圧の犠牲となった。1980年の5・18光州民主化運動弾圧事件など大学生中心の民主化運動に対する弾圧、さらには「疑問死」と呼ばれる個人単位での拷問死・暗殺事件などが、その具体例である。

これら韓国国内の政治的弾圧事件は、1987年の韓国民主化以降、段階的に解決されていった。5・18光州民主化運動は、民主化直後の国会聴聞会における真相究明にはじまり、1990年の「光州民主化運動補償法」、1995年の「5・18民主化運動等に関する特別法」にいたる過程で大統領による謝罪が行われ、被害者に対する名誉回復・賠償が実行された。1999年には、「疑問死真相究明に関する特別法」の制定とそれともなう真相究明委員会の発足により多くの「過去」が明らかになり、被害者たちの名誉回復がなされた。そして、2005年の「真実和解のための過去事整理基本法」（「過去史法」）の制定により、本稿で扱う在日韓国人スパイねつ造事件の真相究明への道が開かれ、その結果、2010年以降再審により名誉回復ならびに国家賠償が現実のものとなった。

在日韓国人スパイねつ造事件に関しては、これまで当事者らによる著書²があるだけであった。しかし、韓国において真相究明や名誉回復が進展するにつれて、本件を検証対象とする研究論文が発表され始めた。たとえば、チョン・ミョンヒョク（전명혁）は、歴史的観点から在日韓国人スパイねつ造事件の中でも代表的な事例である「11・22事件」³を詳細に検討しており、本研究における基礎史料としても大変貴重なものである⁴。さらに、イ・リョンギョン（이령경）は、1970・80年代の事件発生とその背景、さらには再審の進行状況を包括的に整理している⁵。イ論文の特徴は、在日韓国人スパイねつ造事件を被害者の立場から描き出そうとしている点であり、被害者たちがどのようにして再審を提起するまでに至ったのかを詳細に記している。筆者は、このような先行研究を発展させるものとして、事件自体に注目するのではなく、2010年から本格的に始まった再審に重点を置いて本事例を扱ってきた。その結果、以下のような結論にいたった。

「韓国『民主化』のなかの在日韓国人 — 南で作られた北のスパイたち —」⁶では、再審無罪確定第1号であるイ・ジョンズ（이종수）事件と同2号のユン・ジョンホン（윤정헌）事件、さらにはキム・デジュン（김대중）元大統領の死刑判決の前提となったキム・ジョンサ（김정사）事件を扱い、まず、事件発生の原因として次の3点を挙げた。まず、当時

² 代表的なものでは、徐勝『獄中19年 — 韓国政治犯のたたかい —』、岩波新書、1994；金丙鎮『保安司 — 韓国国軍保安司令部での体験 —』、晩聲社、1988などがある。

³ 「11・22事件」とは、1975年11月22日に中央情報部によって公表されたスパイ事件で、在日韓国人犠牲者のなかには死刑判決を宣告された者もいる。

⁴ 全明赫「1970년대 ‘재일교포유학생 국가보안법 사건’ 연구 — 11・22 사건을 중심으로 —」『韓日民族問題研究』、2011。

⁵ 李昡京「日韓現代史の影、在日韓国人『スパイ』捏造事件の再審」『インパクション』185、2012年6月。

⁶ 拙稿「韓国『民主化』のなかの在日韓国人 — 南で作られた北のスパイたち —」『東アジア学会創立20周年記念事業 北東アジアにおける平和と共生』、東アジア学会政治部会編、2012、97－149頁。

の韓国が暴力による支配構造下にあった点、次に、当時の韓国社会において「反共イデオロギー」が支配的であった点、最後に、在日韓国人社会には北朝鮮と韓国を信奉する集団が複雑に同居しており、そのため北との関係をねつ造するのが大変容易であった点の3点である。さらに、司法府による移行期正義（transitional justice）の限界も指摘した。司法府は1970・80年代「権力の侍女」に堕落していた自らの行為を反省し「司法の独立」を強調するあまり、被害者の立場に立った判断というよりは、司法府のための立場に立った判断に固執してしまっており、そのため再審開始へのハードルが高く、被害者は再審開始のために真相究明委員会などの調査結果を求めるほかない。しかし、真相究明委員会が解散し存在しない現在、再審申請自体が非常に困難な状態に陥る可能性がある。要するに、司法の独立への固執は、公権力による人権侵害事件に対する再審無罪判決をもたらす一方で、再審開始の要件を満たしていない事件の再審請求を困難にするという副作用をもたらす可能性があるということである。

さらに、“Seeking Transitional Justice in South Korea: Study on *Zainichi* Koreans accused of espionage”⁷では、本件再審の進展に韓国大法院長（日本の最高裁判所長官に相当）の交代が少なからず影響している可能性を指摘した。それは、イ・ジョンズ事件の再審では裁判長が被害者に対して謝罪したのに比べて、その後無罪判決が下されたユン・ジョンホン事件では、裁判長が謝罪をしなかったからである。その要因として、これまで司法府による移行期正義を積極的に進めてきたイ・ヨンフン（이용훈）大法院長の退官が迫っている点を挙げた。

本稿では、以上の先行研究によって導かれた韓国移行期正義における司法府の機能を最新の事例をもとに検証する。具体的には、2012年に宣告された2つの事件を中心にイ・ヨンフン大法院長退官後の再審現況を検討し、大法院長の交代が再審にいかなる影響をもたらしているのかを明らかにする。この検討を通じて、韓国移行期正義における司法府の機能をより明白にし、「東アジアの平和と共生」における韓国の貢献の可能性を指摘する。

1. イ・ヨンフン大法院長下における再審

日本による植民地支配期、多くの朝鮮半島出身者が日本に渡って来た。日本政府の関与の有無に関わりなく自分の意志とは別に日本に連れて来られた者、日本の大学教育を受けようと渡って来た者、職を求めて渡って来た者、さらには、1948年の済州島の混乱⁸または1950年から始まった朝鮮戦争による混乱を避けようとして密入国した者など、日本にやって来た背景・理由は多種多様である。植民地支配期間中日本国籍を有していた彼らは、「解放」とサンフランシスコ講和条約により日本国籍を喪失し、その後、韓国籍もしくは

⁷ Takashi, Kimura, “Seeking Transitional Justice in South Korea: Study on *Zainichi* Koreans accused of espionage”, *The Annual Report, Research Center for Korean Studies*, 2012, pp.43-49.

⁸ 1948年4月3日から始まった「4・3済州島虐殺事件」のこと。

は「朝鮮籍」を持つことになった。彼らは、日本において外国人となり、一般的に「在日韓国人」もしくは「在日朝鮮人」などと称されるようになった。

多くの在日韓国人・朝鮮人は制度的・社会的差別により苦勞することになり、一部の人は1959年以降北朝鮮に「帰国」した。一方、1970年代以降は、多くの若者が韓国に「母国留学」することになった。本稿で扱う在日韓国人スパイねつ造事件被害者の多くが、この留学生の一部であり、またはビジネスや親族訪問で「帰国」していた人々であった。被害者の数は160人以上であるといわれるが、2013年2月現在、再審により無罪を宣告された被害者は16人にすぎない（表1）。彼らが再審を請求し、無罪判決により名誉回復される

（表1）在日韓国人スパイねつ造事件被害者 再審現況（2013.2.3 現在）⁹

	再審現況	判決日	法 廷
イ・ジョンズ 李宗樹	<無罪確定>	2010. 7.15	ソウル高裁
ユン・ジョンホン 尹正憲	無罪判決 無罪判決 <無罪確定>	2011. 1.10 2011. 3.31 2011.11.10	ソウル地裁 ソウル高裁 最高裁
イ・ホンチ 李憲治	無罪判決 <無罪確定>	2011. 1.13 2012. 9.27	ソウル高裁 最高裁
キム・ジョンサ 金整司	無罪判決 最高裁係留中	2011. 9.23	ソウル高裁
ユン・ソンサム 柳成三	無罪判決 最高裁係留中	2011. 9.23	ソウル高裁
キム・ドンフィ 金東輝	無罪判決 <無罪確定>	2011.12.16 2012. 5.24	ソウル高裁 最高裁
パク・バク 朴博	無罪判決 <無罪確定>	2011.12.22 2012. 5.24	ソウル高裁 最高裁
ユ・ヨンス 柳英数	無罪判決 <無罪確定>	2011.12.22 2012. 5.10	ソウル高裁 最高裁
キム・ウォンジュン 金元重	<無罪確定>	2013. 3.29	ソウル高裁
チョウ・イルチ 趙一之	無罪判決 <無罪確定>	2012. 4.26 2012. 9.27	ソウル高裁 最高裁
グ・マルモ 具末謨	無罪判決 無罪判決 <無罪確定>	2012. 7.23 2012. 9.28 2012.12.27	ソウル地裁 ソウル高裁 最高裁
ホ・チョルチュン 許哲中	無罪判決 最高裁係留中	2012.10.18	ソウル高裁
コ・ピョンテク 高秉沢	無罪判決 最高裁係留中	2012.10.18	ソウル高裁
キム・チョルウ 金鐵佑	無罪判決 最高裁係留中	2012.11.30	ソウル高裁
キム・ジョンテ 金鐘太	無罪判決 最高裁係留中	2012.12. 7	ソウル高裁
カン・ジョンホン 康宗憲	無罪判決 最高裁係留中	2013. 1.24	ソウル高裁

⁹ 「在日韓国良心囚同友会」 <http://www.e-sora.net/korea/saisinsaibanzyokyou.pdf>（2013年2月18日閲覧）

までの過程を以下整理する。

(1) 真実和解委員会による真相究明

1970・80年代に中央情報部や国軍保安司令部により不法連行・監禁され拷問によって「北のスパイ」であると自白させられた被害者たちは、日本に戻ったあと日々の生計を維持するために忙しい毎日を過ごした。1987年の韓国民主化やその後の韓国国内の移行期正義の進展とは関わりなく、彼らは元「北のスパイ」としてのレッテルを張られたままであった。しかし、韓国移行期正義に積極的な姿勢を示すノ・ムヒョン（노무현）大統領の登場により、彼らがおかれている状況は変化していった。

ノ・ムヒョン大統領が2003年に就任し移行期正義の実現に意欲的な姿勢を示すと、翌年には与党・野党ともに関連法律案を国会に提出した。審議の結果、2005年5月に「過去史法」が制定・公布され、同年12月に施行された。また、同法の施行とともに、「真実と和解のための過去事整理委員会」（「真実和解委員会」）が設立された。過去史法は、それまでの関係法規とは異なり調査対象事案を包括的に設定したため、在日韓国人スパイねつ造事件被害者も初めて真相究明の対象となることができた¹⁰。

2006年11月30日イ・ジョンスとユン・ジョンホンは、真実和解委員会に真相究明を申請した。しかし、この委員会の設立を知った被害者の中には、現在の日本での平穏な日々が壊されることへの不安、依然強く残る韓国政府への不信、痛ましい過去を思い出すことへの苦痛などにより、真相究明申請に対して大変消極的な対応をとった者もいた¹¹。結局、17人が真相究明を申請し、そのうち6人は真相が明らかになり、4人については一部だけ真相が確認された。それ以外の7人に関しては、途中で委員会が解散したため調査自体が開始されなかったり途中で中止されたりしている。さらに、真実和解委員会以外にも、中央情報部（1961－1981）・国家安全企画部（1981－1999）による不法行為について国家情報院（1999－）が独自に真相究明委員会を設立し、国防部過去事真相究明委員会もキム・ジョンサなど一部の在日韓国人スパイねつ造事件の真相究明を行っている。

¹⁰ 過去史法第1条の「目的」では、「本法は、抗日独立運動、反民主的または反人権的行為による人権蹂躪と暴力・虐殺・疑問死事件などを調査し、歪曲もしくは隠ぺいされた真実を明らかにすることによって、民族の正統性を確立し、過去との和解を通じて未来へと進むための国民統合に寄与することを目的とする」と規定し、さらに具体的に真相究明の範囲を第2条1項で次のように規定している。1）日帝植民地期またはその直前に行われた抗日独立運動、2）日帝植民地期以降、本法施行日まで韓国の主権を守り国力を伸張させるなどの海外同胞史、3）1945年8月15日から韓国戦争前後の時期に不法になされた民間人集団犠牲事件、4）1945年8月15日から権威主義統治時まで憲政秩序破壊行為など違法または明らかに不当な公権力の行使により発生した死亡・傷害・失踪事件、その他の重大な人権侵害事件とねつ造疑惑事件、5）1945年8月15日から権威主義統治時まで、大韓民国の正統性を否定もしくは大韓民国を敵対視する勢力によるテロ・人権蹂躪と暴力・虐殺・疑問死、6）歴史的に重要な事件で、第3条規定による真実・和解のための過去事整理委員会が、本法の目的達成のために真実究明が必要であると認めた事件。つまり、日本による植民地支配開始前から2005年までのあらゆる事件がその調査対象となっている。同法の制定により、初めて在日韓国人スパイねつ造事件が真相究明調査対象となった。

¹¹ 拙稿、「韓国『民主化』のなかの在日韓国人」、『世界』No.835、2012年10月号、288頁。

(2) 再審による名誉回復

真実和解委員会などで真相究明された被害者らは、それぞれの確定判決を宣告した裁判所に再審開始を申請することになる。そもそも、1987年の民主化以降、民主化運動の象徴である5・18光州民主化運動弾圧事件からはじまり、「民主化運動と関連して疑問の死」¹²を遂げた疑問死である国内「北のスパイ」事件、そして、在日韓国人被害者も含むすべての「北のスパイ」事件が真相究明・名誉回復の対象へと段階的に拡大されてきた。これは、北朝鮮との関係が希薄で民主化運動との関係が深い政治的弾圧事件から優先的に移行期正義の対象に選別されてきたことを示している。このような韓国民主化の延長線上に在日韓国人スパイねつ造事件の真相究明や再審による名誉回復を位置づけることができる。

具体的には、表1のように、2010年7月から2013年2月まで16人の被害者が再審により名誉回復を遂げている。しかし、検察の上告などにより依然として7人の被害者に対する無罪が確定していない。16人のうち再審無罪判決に対して検察が控訴もしくは上告していないのはイ・ジョンス事件とキム・ウォンジュン（김원준）事件だけである。なぜ、この2つの事件だけが検察の上告を免れたのであろうか。韓国の検察関係者に尋ねても明確な答えは出てこない。ただ、この2つの再審に共通しているのは、再審において無罪判決が宣告される際、裁判長が謝罪を述べている点である。

(3) 司法府による謝罪

被害者は、尊厳回復にあたって真相究明・名誉回復・賠償とともに国家による謝罪も強く求めている。この場合の国家とは、主に大統領や総理大臣などの行政のトップを指すのが一般的である。もしくは、国会などの立法府が決議という形で被害者への謝罪の念を表すことも可能であろう。しかし、行政・立法による謝罪が行われないなか、司法府が国家を代表して判決文の中でまたは法廷において被害者に謝罪を行う行為は、ここ数年の大きな変化のうちのひとつである。

在日韓国人スパイねつ造事件に関する再審で司法府による謝罪がなされたケースは、イ・ジョンス¹³、パク・パク（박박）、ユ・ヨンス（유영수）、キム・ウォンジュン¹⁴、キム・ジョンテ（김종태）の5件である。2010年以降、司法府が在日韓国人スパイねつ造事件被害者に対して謝罪を行っている点が注目されるが、司法府が過去の政治的弾圧事件被害者に対して謝罪を行うのはこれらが初めてではない。例えば、2008年11月25日無罪判決が宣告された「オソンフェ（오송회）事件」の判決では、無罪を宣告した後に、「被告人らが無辜に本件で有罪判決を受け服役し、それによって被告人とその家族が韓国社会にて耐

¹² 「疑問死真相究明に関する特別法」第2条。

¹³ イ・ジョンスに対する謝罪の内容は、拙稿「韓国『民主化』のなかの在日韓国人 — 南で作られた北のスパイたち —」『東アジア学会創立20周年記念事業 北東アジアにおける平和と共生』、東アジア学会政治部会編、2012、108-109頁参照。

¹⁴ キム・ウォンジュンに対する謝罪の内容は、拙稿、「韓国『民主化』のなかの在日韓国人」、『世界』No.835、2012年10月号、285頁参照。

え難いほどの壮絶な苦痛を受けた点について、我が司法府は被告人とその家族に深い謝罪の念を表します」¹⁵と謝罪の言葉を付け加えている。

これらの謝罪で注目される点は、裁判長が個人的に謝罪をするのではなく、司法府が国家を代表して謝罪している点である。なぜ、司法府はこのように政治的弾圧事件の被害者に対して謝罪を行うようになったのであろうか。この要因の一つとして、イ・ヨンフン大法院長の就任を挙げることができる。イ・ヨンフン大法院長は、2005年9月26日の就任式において、「独裁と権威主義時代という歴史の荒波のなかで、司法府は政治権力から十分に独立を守ることができずに、人権保障の最後の防壁としての役割を果たすことができないという過去を持っている」と司法府が政治権力から独立していなかった過去を反省し、「我々は、司法府が行った法の宣言に過ちがなかったのか、外部の影響によって正義が歪曲されなかったのか振り返らなければなりません。権威主義時代に国民の上に君臨した間違った遺産をきれいに清算し、国民の傍らで国民の権利を守る本来の姿へと戻らなければなりません」と、今後司法府が積極的に移行期正義の実現を目指していくことを宣言している¹⁶。もちろん、イ・ヨンフン大法院長の就任がどれほど個別の判決または謝罪に影響を与えているのかは定かではない。三権分立にもとづく司法の独立同様、司法府内部における裁判官の独立も保障されている韓国司法制度において、大法院長が個別事件担当裁判長の司法判断に介入することは禁止されている。しかし、その一方で、イ・ヨンフン大法院長就任後、再審審議のなかで裁判長が司法府の過去の過ちを認め被害者に同情的な態度をとるようになったのは事実であり、イ・ヨンフン大法院長の就任と移行期正義への決意がその契機になっていると推測することは十分に可能であろう。

(4) 大法院長の交代

イ・ヨンフン大法院長を任命したノ・ムヒョン政権の次に誕生したイ・ミョンバク政権は、真実和解委員会を解散させるなど韓国移行期正義に大変消極的な姿勢を堅持した。2011年9月26日、イ・ミョンバク大統領によって任命された新しい大法院長がヤン・スンテ(양승태)大法院長である。ヤン・スンテ大法院長については、「保守的な判決が主流であるが、合理的な人物である」¹⁷と評価されていた。人権問題などについて概ね理解を示すような決定を下していたが、在日韓国人スパイねつ造事件などの「北のスパイ」事件に対する司法府の態度にどのような影響が及ぶのか大変不安視されていた。移行期正義に積極的な姿勢を示すノ・ムヒョン大統領に任命されたイ・ヨンフン大法院長就任が司法府に大統領の意向と同様の姿勢をとらせたように、移行期正義に消極的な姿勢を示すイ・ミョンバク大統領に任命されたヤン・スンテ大法院長の就任が司法府に大統領同様の姿勢を取ら

¹⁵ 광주고등법원 2008.11.25. 선고 2007 재노 2, 226 쪽.

¹⁶ 就任挨拶全文は、『산따라 길 따라...』(http://www.mymins.com/?mid=page2&page=7&document_srl=1758) 参照。(2013年2月12日閲覧)

¹⁷ 『한겨레』(http://www.hani.co.kr/arti/society/society_general/492557.html) (2013年2月12日閲覧)

せるような影響を与えないとも限らないからである。以下、ヤン・スンテ大法院長の下で再審が進行したキム・ウォンジュン事件とグ・マルモ（구말모）事件を通して、大法院長の交代が在日韓国人スパイねつ造事件の再審にどのような影響を与えたのか検討する。

2. キム・ウォンジュン事件

(1) 事件の経緯

キム・ウォンジュンは、1974年3月法政大学を卒業し、翌月ソウル大学附属在外国民教育研究所に入った。彼は、母国語である韓国語を習得したいという思いで母国留学を決意するが、両親や家族は当初反対したという。1971年にはソ・スン（서승）兄弟事件が発生し、1973年には東京でキム・デジュンが拉致される事件が発生していたからである。また、韓国独裁への批判を展開していた『民族統一新聞』に関わっていた彼にとって韓国留学決断は簡単なものではなかったが、「ある種のだいじょうぶだという思い込み」¹⁸があり、留学を決意した。

1975年3月ソウル大学大学院に入学したキム・ウォンジュンは、夏休み後に「最近留学生が何人か情報機関に連行され、調査を受けて帰って来ないのが多い」という話を聞く。さらに、大学時代の「韓国文化研究会」の先輩も中央情報部に連行され、そこでキム・ウォンジュンの名前が挙げられたという話を聞き、友人からは学校に戻らないように忠告を受けている。しかし、彼は、韓国の学生も公安当局の弾圧の中にいるのだから、在日韓国人だけが除外されるはずはないと、それを当然のことのように入れ、連行されたり殴られることもあるだろうと覚悟していた。さらに、調査の後に何もなかったことが分かれば、マークはされるだろうが捕まることはないだろうという「期待」ももっていた¹⁹。

しかし、彼の「期待」は裏切られることになる。1975年10月17日早朝、寄宿舎に中央情報部員数名が来て黒いセダンに乗せられナムサン（남산）の中央情報部に連れて行かれ、拷問を加えられたうえで他の被害者とともに「11・22事件」の一員にねつ造された。

同年12月11日、ソウル刑事地方裁判所に国家保安法違反、反共法違反、スパイ罪で起訴され、翌年4月30日判決が下された。彼は、法廷において情報部や検事作成調書内容を否定したが、そもそも弁護士との公判対策も十分にできていない状態であった²⁰。結局、懲役10年及び資格停止10年の有罪判決が下された。これに対し、キム・ウォンジュンと検察双方が控訴し、ソウル高等裁判所は、1976年9月6日被告人による事実誤認と法理誤解の主張及び検事の量刑不当の主張すべてを却下し、被告人の量刑不当の主張のみ受け入れ、

¹⁸ 韓国良心囚を支援する会全国会議、『全国会議ニュース』第9号、2001年7月23日、4頁。

¹⁹ 同上、4頁。

²⁰ 特に、最初親戚の紹介でやってきた弁護士は、「悪いことをしたのだから法廷では素直に頭を下げて情状酌量を願うのが被告の本来あるべき姿だ」と説得するようなキム・ウォンジュンにとっては全く「頼りない」弁護士であった。同上、6頁。

原審判決を破棄し懲役7年及び資格停止7年に減刑した。これに対して、キム・ウォンジュンは大法院に上告したが、大法院は1976年12月28日これを棄却し、本件再審対象判決が確定することになった²¹。7年余りの刑務所生活を送った末に「転向書」を書いた彼は、1982年12月19日出所し、翌年春日本に戻った。

出所後約30年が経過した2011年4月28日、キム・ウォンジュンは、自身の無実を証明するために上記再審対象判決に対する再審請求を行った。これに対して、ソウル高等裁判所は、真実和解委員会の「在日同胞キム・ウォンジュンに対するスパイねつ造疑惑事件調査進行結果報告書」²²などをもとに、キム・ウォンジュンが1975年10月17日中央情報部捜査官たちによって連行されて以来、拘束令状が發布された11月7日まで不法拘禁状態で捜査を受けた事実を認め、中央情報部捜査官らのこのような行為は刑法第124条の不法逮捕・不法監禁罪に該当するため、再審対象判決には公訴のもととなった捜査に関与した司法警察官がその職務に関して罪を犯した事由があり、その時から不法逮捕・不法監禁罪の公訴時効である5年が経過することによって、この罪に対する確定判決を得ることができない場合に該当するので、刑事訴訟法第420条第7号²³、第422条²⁴にて規定されている再審事由があるとして、2011年11月10日に再審開始決定を行った²⁵。

(2) 司法府の判断

再審において、ソウル高等裁判所は、以下のような判断を下した。

まず、キム・ウォンジュンに対する警察及び検察の被疑者尋問調書については、中央情報部員による不法連行と不法拘禁があったことを認め、その後拷問により自白を強要した点を確認した。そして、警察から検察へ送致されるとき、「中央情報部で体験もしくは見聞したことを一切外部に知らせない。もし、外部に知らせた時には、いかなる処罰も受ける」という内容の誓約書を中央情報部捜査官の強要により作成し提出したため、中央情報部で調査されたままの陳述をするほかない雰囲気であった点も認定した²⁶。

警察被疑者尋問調書内容については、「令状なく不法拘禁された状態で拷問、暴行及び過

²¹ 서울고등법원 2012.3.29. 선고 2011 제노 73 (以下、『キム・ウォンジュン判決文』)、2 号。

²² 委員会は、2010年7月30日付報告書の中で、キム・ウォンジュンに対する不法拘禁や拷問を認めたが、委員会の調査期間満了によりそれ以上の調査を行うことができず、結局、調査開始を行わない決定を下した。

²³ 韓国刑事訴訟法第420条（再審理由）では、7つの項目に分けて再審理由を挙げており、その中の一つに該当するときは、「有罪の確定判決について、その宣告を受けた者の利益のために請求することができる」としている。第420条第7号：「原判決、前審判決またはその判決の基礎となった調査に関与した裁判官、公訴の提起またはその公訴の基礎となった捜査に関与した検事や司法警察官が、その職務に関する罪を犯したことが確定判決によって証明されたとき、但し、原判決の宣告前に裁判官、検事または司法警察官に対して公訴の提起がある場合には、原判決の裁判所がその事由を知らなかったときに限る」。

²⁴ 刑事訴訟法第422条（確定判決に代わる証明）：「前二条の規定により、確定判決によって犯罪が証明されることを再審請求の理由とする場合で、その確定判決を得ることができない時には、その事実を証明し再審の請求をすることができる。但し、証拠がないという理由で確定判決を得ることができない時には、例外とする」。

²⁵ 『キム・ウォンジュン判決文』、2-3 号。

²⁶ 同上、5-6 号。

酷行などを受ける過程で本件公訴事実を自白もしくはこれに符合する陳述を行ったとみるべきで、その結果作成された被告人に対する各警察被疑者尋問調書はその任意性を認めることができず、被告人も原審法廷でその内容を否認した。よって、これら証拠は、どのようにみても証拠能力を認めることができない²⁷とした。

検察の尋問調書に関しても、大法院判例²⁸を引用しつつ、「仮に、被告人が検事の前で調査を受けた時、自白を強要されていないとしても、検事以外の捜査機関で調査を受けた時に拷問による任意性のない虚偽の自白をし、その任意性のない心理状態が検事の調査段階にまで継続した場合には、検事の前での自白は任意性がない²⁹としたうえで、「任意性に争いがあるときには、その任意性を疑うだけの合理的かつ具体的な事実を被告人が証明するのではなく、検事はその任意性の疑問点を失くす証明をしなければならないが、検事がそのような証明をできないときには、その陳述証拠の証拠能力は否定³⁰され、「記録上、陳述証拠の任意性に関して疑うに十分な事情がみられるときには、裁判所は職権でその任意性の是非に関して調査しなければならない、任意性が認められず証拠能力のない陳述証拠は、被告人が証拠とすることに同意したとしても証拠とみなすことはできない³¹との前提を提示している。この前提のもと、本件に関して、「仮に、検察に送致された後、被告人が直接検事の前で拷問など過酷行為を受けたことがないとしても、上記認定事実のような状況に照らしてみたとき、被告人としては、検事の尋問段階でも任意性のない心理状態が続き、中央情報部においてと同様の趣旨で陳述するようになったと疑うだけの十分な理由があり、特に、その任意性に関する疑問点を解消するだけの検事による立証もない³²として、検察作成の各調書の証拠能力も否定した。

公訴内容に関しては、会合（反共法第5条第1項）・潜入（反共法第6条第3項第4項）・スパイ（旧国家保安法第2条、刑法第98条第1項）・金品授受（旧国家保安法第5条第2項）の罪について判断を下している。判断の前提として、これらの犯罪は、「被告人が、反国家団体である北朝鮮または朝鮮総連の指令を受けたキム・ジュンテ（김중태）と接触したことにとまなう行為をその内容または前提事実とするもので、その構成要件として、キム・ジュンテが北朝鮮または朝鮮総連の指令を受けた者であるということのほか、被告人が、そのような指令を受けた者であると認識していたことを必要とする。ここで、北朝鮮または朝鮮総連の指令を受けた者であることを認識するというのは、単に、北朝鮮または朝鮮総連に同調する親北朝鮮的な人物であるということを知っているという程度ではなく、北朝鮮または朝鮮総連の指令を受け活動する人であることを意味する³³とし

²⁷ 同上、6 쪽。

²⁸ 대법원 1992.11.24. 선고 92 도 2409 판결, 대법원 2006.11.23. 선고 2004 도 7900 판결等。

²⁹ 『キム・ウォンジョン判決文』、6 쪽。

³⁰ 同上、6 쪽。

³¹ 同上、6-7 쪽。

³² 同上、7 쪽。

³³ 同上、9 쪽。

たうえで、この点が立証されなければならないと指摘した。

その上で、原審法廷におけるキム・ウォンジュンの陳述を再検討した。まず、彼が原審法廷において、キム・ジュンテと会った点、キム・ジュンテから3万円を受け取った点、数回韓国に入国した点、キム・ジュンテとの会話の中で韓国で見聞きし新聞紙面で報道された内容を伝えた点の4つの事実について発言していることを確認した。続いて、法廷においてスパイ容疑を否認するキム・ウォンジュンの陳述³⁴を引用しながら、「キム・ジュンテが反国家団体である北朝鮮または朝鮮総連の構成員であるという事実を知っていたという点を認める直接的な証拠とはならない」と、原審の判決内容を否定する判断を下した³⁵。

また、キム・ウォンジュンが探知・収集したと言われる内容³⁶に関しても、「このような事項は、被告人が日常生活または旅行を通じて目撃もしくは自然と知り得る事実にすぎないようにみえ、さらに誰に対しても公開され簡単に知り得る周知の事実であり、機密として保護すべき実質的価値を持っているとみることは難しい」として、その国家機密性を否定した³⁷。

そして、裁判所は、これらの証拠能力について、「検事が提出した証拠のうち、証拠能力が認められる証拠及び被告人の原審法廷陳述だけでは、キム・ジュンテが、北朝鮮または朝鮮総連の指令を受けた者であるという事実を被告人が知っていたとは断定しがたく、特にそれを認めるだけの証拠もないため、その犯罪事実に対する証明がない場合に該当する」³⁸とし、「それにもかかわらず、原審がこれとは異なり公訴事実を有罪と認定したのは事実誤認もしくは採証法則に違反する違法である」³⁹と原審の判断を正面から否定した。

³⁴ 「キム・ジュンテが朝鮮総連系の人物もしくは北朝鮮とつながっているという事実に関しては全く知らず、立派な先輩であるということぐらいしか知らなかった」「キム・ジュンテが韓国を南半部と言ったことはなく、南朝鮮共産化闘争に貢献しろと言ったこともない」「私も韓国語を一生懸命勉強して社会主義路線のもとづく祖国統一闘争に積極的に参加しますという言葉はキム・ジュンテに言ったことはない」「キム・ジュンテが被告人にピョンヤンに行って来いと言ったこともない」「キム・ジュンテが、北朝鮮または朝鮮総連と手を結んで、被告人を利用しているのではないかと疑ったこともない」「韓国で観光し見聞きしたことと感じた点をキム・ジュンテに話しただけで、スパイの目的で探知、収集したのではない」「日本でも、東亜、朝鮮、ソウル新聞などの新聞と新東亜、週刊誌、ソウル建設実態などが掲載されているあらゆる資料がすべてあり、そのようなものは機密とはなりえない」「キム・ジュンテがくれた3万円は、賤別金または経済学サークルを組織するのに飲食代に使えたとくれたものとして受け取った」「被告人が日本法政大学経済学部を卒業後韓国に留学したのは、被告人が一人で決心し父が承諾したものである」「私の留学目的は、母国語の習得と経済学者になるためにはそれまでマルクス経済学を研究していたのでその反対である近代経済学を研究しなければならないと考え、ソウルでも近代経済学を学ぶことができたので、勉強しようと思い留学したのであって、キム・ジュンテからの指示や彼に報告するためでは決してなかった」など。

³⁵ 『キム・ウォンジュン判決文』、10 号。

³⁶ 「在外国民教育研究所は、ソウル市トボン区コンヌンのソウル大学工学部内にあり、150名の在日同胞母国留学生がいるという事実」「庶民生活は日本に比べて生活レベルが低く、貧富の差が大きく、チュンラン橋付近には貧民街が多いという事実」「ソウル市内から研究所に行くチュンラン橋一帯と研究所付近には、セマウル事業により道路が確定されており、アパートもたくさん建築されているという事実」「ソウル工科大学正門とソウル医科大学正門にソウル大学生の維新反対デモを阻止するための機動警察約100人が配置されている事実、警察の服装、携帯武器など装備とデモ阻止方法」など。

³⁷ 『キム・ウォンジュン判決文』、12-13 号。

³⁸ 同上、13 号。

このように、キム・ウォンジュンの有罪の根拠となった証拠がひとつずつその証拠能力を否定された。そして、裁判長は彼に無罪を宣告し、次のように謝罪した。「これまでの苦痛に対して、どのように慰労の言葉を掛けていいのかわかりません。失われた時間を取り戻す方法がないことが大変残念であります。この判決によって、その痛みを少しでも取り除くことができれば、幸いです」⁴⁰とキム・ウォンジュンの目の前で謝罪の言葉をかけた。そして、この無罪判決に対して、検察も上告することなく、無罪が確定することになった。

ヤン・ステンテ大法院長の下で進められたキム・ウォンジュンの再審は、無罪決定と裁判長による謝罪、そして、検察の判決受容により幕を閉じた。2010年イ・ヨンフン大法院長のもとで下されたイ・ジョンスに対する無罪決定と裁判長による謝罪、検察の判決受容と全く同じ形をとった。つまり、再審に対する大法院長交代の影響はなかったことがわかる。

3. グ・マルモ事件

2012年7月23日ソウル中央地方裁判所において、またもう一つの注目される判決が下された。これまでの再審と異なり、北朝鮮を訪問したことを認めている被害者に対して無罪の決定が下されたのである。

(1) 事件の経緯

グ・マルモは、日韓青年学生交流日本訪問団を率いて韓国を訪問中の1971年11月9日⁴¹、下宿において陸軍保安司令部所属の捜査官たちにより令状もない状態で逮捕され、保安司ソビンコ(서빙고)分室に連行され、1971年11月20日に拘束令状が執行されるまで不法拘禁状態であった。グ・マルモは、このような不法拘禁のなかソビンコ地下室で拷問され「犬死にしなければ、転向して協力しろ!」と脅迫され、ついに、北朝鮮のスパイであることを「自白」することになった⁴²。彼は自白に至る過程を「一日も早く出してもらおうと捜査に迎合した。恐怖で哀願もした。屈強な男が黒い手袋をはめて、その後は覚えていない…。志士のように戦うべきだったのに、思い出したくもない卑屈な人間になってしまった」⁴³と回顧する。

グ・マルモ事件で注目されるのは、彼自身が北朝鮮訪問を認めているという点である。1970年7月末、彼は青森の海岸で2人の工作員とともにゴムボートで北朝鮮へ渡った。彼は北朝鮮にいる2番目の姉に会い、南北統一を提唱する論文執筆の資料を手に入れるため

³⁹ 同上、13 号。

⁴⁰ 拙稿、「韓国『民主化』のなかの在日韓国人」、『世界』No.835、2012年10月号、285頁。

⁴¹ グ・マルモは、1971年11月5日であると主張している。서울중앙지방법원 2012.7.23. 선고 2011 재고합 38 (以下『グ・マルモ判決文』) 3 号。

⁴² 同上、3 号。

⁴³ 『47News』 (<http://www.47news.jp/47topics/ningenmoyou/181.html>) (2013年2月2日閲覧)。

「北が自分を取り込もうとするのを逆利用した」⁴⁴。17日間北朝鮮に滞在し、北朝鮮の憲法構造に関する資料を探そうとした彼を北朝鮮の指導員は、「共産主義的教養が足りない」と批判した⁴⁵。つまり、北には行ったが、スパイに相応しい思想をもっていたわけでもなく、そのような教育を受けたわけでもなかった。

結局、この北朝鮮密航という事実をもとにスパイ行為がねつ造され、彼はソウル刑事地方裁判所に国家保安法違反と反共法違反で起訴され、同裁判所は1972年5月10日グ・マルモに対して懲役15年及び資格停止15年の刑を宣言した。これに対してグ・マルモは控訴したが同年9月19日棄却され、翌日大法院に上告した。しかし、彼は結局10月4日に上告を取り下げ、地方裁判所判決がそのまま確定することになった⁴⁶。特赦で81年に保釈されるまで、約10年間を韓国の刑務所で過ごした。

その後、彼は2011年5月13日ソウル中央地方裁判所に上記判決に対する再審を請求した。これに対して裁判所は、上記判決が刑事訴訟法第420条第7号、第422条で定める再審事由に該当するとして再審開始を決定した。2012年7月23日ソウル中央地方裁判所が無罪判決を下し、検察側の控訴・上告にも関わらず、同年12月27日大法院において無罪が確定した。

(2) 司法府の判断

グ・マルモ再審において注目される点は、北朝鮮訪問の有無にかかわらず無罪判決が下された点と、再審開始決定自体の判断が被害者側に有利に変化した点である。

前者と関連して、グ・マルモ側は「北朝鮮にいる二番目の姉に会い、統一関連の論文資料を収集できるという期待のもと一度だけ北朝鮮を訪問したことがあるだけで、本件公訴事実のように、指令を受けたり受けるために脱出、潜入したり国家機密を探知、収集、漏洩したことは全くない」⁴⁷と、一度の北朝鮮訪問を認めているが、その目的は姉に会うことと論文資料の収集であるとスパイ活動自体は否定し、これに対して検察側は、グ・マルモ本人の陳述書や参考人の陳述書を証拠として、スパイ容疑を主張していた。

ソウル中央地方裁判所は、再審において次のような判断を示した。まず、グ・マルモに対する保安司また警察での調査に関して、「(グ・マルモは、) 民間人に対する捜査権限のない保安司令部捜査官に連行されたのち、長期間令状なく不法拘禁され、脅迫、暴行及び過酷行為などを受ける過程で本件公訴事実を自白またはこれに符合する陳述をしたとみることができるため、その結果作成された各陳述書は、その任意性を認めることができず証拠能力がない」⁴⁸として、保安司・警察での「自白」内容を証拠として認めなかった。さらに、裁判長は、検察調査に関しても「警察調査とほとんど同じ内容で進められ、検事は、一審

⁴⁴ 同上。

⁴⁵ 同上。

⁴⁶ 『グ・マルモ判決文』2 等。

⁴⁷ 同上、2 等。

公判が始まる直前と公判進行中に公訴事実をすべて認めれば出ていくことができるという趣旨の話をした⁴⁹として、「検察送致後、被告人が直接検事の前で拷問など過酷行為を受けたことがないとはいっても、このような認定事実状況に照らしてみたとき、被告人は検事の尋問段階でも任意性のない心理状態が続き、保安司令部におけるのとはほとんど同様の趣旨で陳述するようになったと疑うだけの十分な理由があるとみることができ、特にその任意性に関する疑いを解消するだけの検事による立証もない」⁵⁰とし、キム・ウォンジュン事件同様、検事作成の各種調書の証拠能力を認めなかった。

さらに、公訴事実自体についても、「本件公訴事実は、このような脱出、潜入、国家機密漏洩、スパイなどの行為を行ったのみならず、被告人が反国家団体である北朝鮮または朝鮮総連の指令を受けた金某などと接触したことともなう行為をその内容または前提事実とするものであり、その構成要件として、金某が北朝鮮または朝鮮総連の指令を受けた者であることのほかに、被告人にそのような指令を受けた者であるということに対する認識があったことを必要とする。ここで、北朝鮮または朝鮮総連の指令を受けた者であることを認識するとは、単に、北朝鮮または朝鮮総連に同調する親北朝鮮的な人物であると知っているにとどまらず、北朝鮮または朝鮮総連の指令を受け活動する者と認識することを意味する」⁵¹と最高裁判例⁵²を提示しつつ、本件の起訴内容を「そのまま信ずることができない」⁵³という判断を示した。この点に関してもやはり、キム・ウォンジュン事件と同様の判断であった。

結局、『判決文』は、「検事が提出した一部証拠は証拠能力がなく、証拠能力のある証拠もその内容をそのまま信じ難く、あるいはこのような証拠だけで被告人が金某が北朝鮮または朝鮮総連の指令を受けた者であるという事実を知ったうえで彼と接触して、本件公訴事実記載の脱出、潜入、国家機密漏洩、スパイ未遂の犯行を犯したと認定するには不十分であり、特にこれを認めるだけの証拠がない」⁵⁴として、グ・マルモに対して無罪を宣告した。これは、単に北朝鮮に渡ったというだけでは有罪にはならないという解釈を示したものと理解できる。

もう一点注目される点が、再審開始決定における裁判所の判断基準の緩和である。これまでの在日韓国人スパイねつ造事件に関する再審では、どんな形であれ真実和解委員会などによる真相究明調査に着手した事件がその対象となっていた。しかし、グ・マルモ事件に関しては、真相究明委員会による調査結果がないにもかかわらず裁判所は再審開始を決定した。これまで、再審開始決定において新事実の提示が求められていたのに比べ、本件

⁴⁸ 同上、4 号。

⁴⁹ 同上、3 号。

⁵⁰ 同上、4-5 号。

⁵¹ 同上、6-7 号。

⁵² 대법원 1990.9.25. 선고 90 도 1586 판결など。

⁵³ 『グ・マルモ判決文』 8-9 号。

⁵⁴ 同上、10 号。

では、原判決における立証過程に疑問点があると判断した裁判所が有罪の立証を再度検察側に要求した。再審開始決定の判断基準が緩和されることにより、今後より多くの被害者が再審を請求するであろう。

おわりに

以上、ヤン・スンテ大法院長下でのキム・ウォンジュン事件とグ・マルモ事件の再審過程を検討した。その結果、次のような結論が得られた。

まず、大法院長の交代が再審の結果に否定的な影響を与えていないことは明らかである。イ・ヨンフン大法院長の退任後も、無罪判決が宣告され続けているからである。では、そもそもイ・ヨンフン大法院長の就任自体、再審開始や無罪判決の宣告とは関係がなかったのであろうか。仮に、そうであるとすれば、問題設定自体が無意味なものとなってしまふ。この点に関しては、今後の課題として検討していくべきであろうが、一点言えるのは、イ・ヨンフン大法院長の就任以来、移行期正義と関連する裁判において司法府が下す判断が急激に変容したという点である。単に、司法府が下す判決内容の変容とイ・ヨンフン大法院長の就任が重なっただけかもしれないが、それを単なる偶然であると結論付けるのにも無理がある。本稿で注目したいのは、移行期正義に積極的な姿勢を示していたノ・ムヒョン政権から、その反対の姿勢を堅持するイ・ミョンバク政権に代わってからも、イ・ヨンフン大法院長の下ではもちろん、イ・ミョンバク政権下で任命されたヤン・スンテ大法院長のもとでも、再審において無罪判決が宣告されて続けている点である。つまり、これは、軍事政権期とは異なり司法の独立が機能していることを示している。

次に、再審開始基準が緩和される傾向にある点を指摘できる。キム・ウォンジュン事件は、真実和解委員会の解散により調査自体が中断され、不法拘禁などのみを認める報告書をもとに司法府は再審開始を決定した。さらに、グ・マルモ事件に関しては、真実和解委員会による調査自体全く行われておらず、真相究明はおろか再審を請求する「新真実」のない状況で再審の請求がなされたにもかかわらず、裁判所は再審開始を決定した。これは、原審において採択された証拠が不十分であり、検察による犯罪の立証が要件を満たしていないと裁判所が判断し、検察による立証を再度求めたものと解釈することができる。このように再審開始基準が緩和されることにより、真実和解委員会の調査などを経なくても再審の請求が可能となった。つまり、これは、立法府や行政府の調査なしでも司法府単独による移行期正義の実現が可能であることを示している。

最後に、グ・マルモ事件では、本人が北朝鮮を訪問したことを認めているにもかかわらず、司法府がその自白の任意性を否定し証拠不十分として無罪判決を宣告した点も注目される。これまで再審の対象となった事件では、北朝鮮に行った点を被害者自身が認めたものはなかった。しかし、グ・マルモは、姉に会いに一度北朝鮮に渡ったことを再審の法廷でも認めている。これに対して再審法廷は自白の任意性自体を認めず、証拠として採用す

ることができないとして自白の証拠採用を認めなかった。今後、実際に北朝鮮に渡った被害者であっても拷問による自白が唯一の証拠である場合、再審の中で検察が再度有罪を立証できない限り無罪判決が下される可能性が高いと思われる。

さらに、キム・ウォンジュン事件とグ・マルモ事件に共通しているのが、「北のスパイ」として活動するよう接触してきた人物がたとえ北朝鮮とつながりがあったとしても、それを被害者らが認識していなかったのであれば、それはスパイ行為に該当しないという判断である。また、「スパイでないこと」を被害者が証明するのではなく、「スパイであること」を検察が証明すべきである点を再審の中でも強調している点も被害者らにとって有利な判断である。自らが「北のスパイ」でないことを立証する証拠を探すことが困難であった在日韓国人スパイねつ造事件被害者らにとって、この判断は大変意義ある判決である。そして、今現在再審申請に消極的な態度をとっている被害者らが再審請求に踏み出すまた一つの大きな契機になると思われる。

以上のように、大法院長交代後も韓国の移行期正義が司法府を中心に進められていることが確認された。そして、それは更なる発展の可能性も期待される内容である。移行期正義は、単に過去の不法行為が是正されることだけを意味するのではない。過去の不正を是正し、今後このような人権侵害を再発させないという意味を示すものでもある。韓国司法府の移行期正義促進機能が韓国の「民主化」を深化させ、今後、人権保障機関としての司法府の機能を強化させるという韓国司法府の強い意思がここに認められる。韓国は東アジアにおいて唯一国家人権委員会を設置している国である。東アジアの平和と共生の発展のためにも、「人権促進国家」としての自覚を持って、東アジアの人権伸長を率先して推進させることが期待される。

参考文献

著書・論文

李在承、「韓国における過去清算の最近の動向」『立命館法学』342号、2012

李吟京、「日韓現代史の影、在日韓国人『スパイ』捏造事件の再審」『インパクション』185、2012年6月
韓国良心囚を支援する会全国会議、『全国会議ニュース』第9号、2001年7月23日

金泰植、「在外国民参政権と在日朝鮮人の国籍をめぐる政治」『マテシス・ウニウェルサリス』第13巻
第2号、2012

金丙鎮、『保安司 — 韓国国軍保安司令部での体験 —』、晩聲社、1988

木村貴、「韓国『民主化』のなかの在日韓国人 — 南で作られた北のスパイたち —」『東アジア学会創立20
周年記念事業 北東アジアにおける平和と共生』、東アジア学会政治部会編、2012

——、「韓国『民主化』のなかの在日韓国人」、『世界』No.835、2012年10月号

Takashi Kimura, “Seeking Transitional Justice in South Korea: Study on *Zainichi* Koreans accused of espionage”,
The Annual Report, Research Center for Korean Studies, 2012

徐勝、『獄中19年 — 韓国政治犯のたたかい —』、岩波新書、1994

全明赫、「1970년대 ‘재일교포유학생 국가보안법 사건’ 연구 — 11·22 사건을 중심으로 —」『韓日民族問
題研究』、2011

判決文

대법원 1990.9.25. 선고 90 도 1586 판결

대법원 1992.11.24. 선고 92 도 2409 판결

대법원 2006.11.23. 선고 2004 도 7900 판결

광주고등법원 2008.11.25. 선고 2007 재노 2

서울고등법원 2012.3.29. 선고 2011 재노 73

서울중앙지방법원 2012.7.23. 선고 2011 재고합 38

Web

「在日韓国良心囚同友会」(<http://www.e-sora.net/korea/saisinsaibanzyokyou.pdf>)

「47News」(<http://www.47news.jp/47topics/ningenmoyou/181.html>)

「산따라 길따라」(http://www.mymins.com/?mid=page2&page=7&document_srl=1758)

「진실·화해를위한과거사정리위원회」(http://www.jinsil.go.kr/appdealing/app_index.asp)

「한겨레」(http://www.hani.co.kr/arti/society/society_general/492557.html)

東北アジアの地域経済協力と地域の安定化

Regional Economic Cooperation and Political Stabilization in Northeast Asia

小 川 雄 平

OGAWA Yuhei

Abstract

The normalization of Sino-Korean diplomatic relations leads to the conclusion that the close economic interdependence of two countries yields the improving relations between the two countries. Owing to a territorial issue creating tensions, relations between Japan and China (or Korea) deteriorated. I think that the territorial issue creating tensions was caused by Japan not sharing a border with China (or Korea). In contrast with this, China cannot share a long border with Russia (or North Korea) without keeping a relationship in good repair. Nowadays both China and Russia promote their joint projects with North Korea in their border area. I discuss in this paper that the close economic interdependence as a result of their joint projects among countries in Northeast Asia yields the improving relations with neighboring countries in this area.

要 約

中・韓の国交正常化過程の分析から得られる命題は、関係国の経済的相互依存関係の緊密化が当該国相互間の関係改善をもたらすというものである。日中・日韓関係は何れも領土問題の顕在化を契機に険悪化しているが、領土問題の顕在化は、日本が島国で中国・韓国と陸上で直接国境を接していないという位置関係と無関係ではない。というのは、中国とロシア、中国と北朝鮮の関係は何れも良好であるが、ともに長い国境線で直接国境を接していて、国境を守るためには相手国との良好な関係を維持せざるを得ないからである。本論では、現在、中国とロシアが夫々北朝鮮との間で推進している国境地域の経済協力事業を取り上げ、日本を含めた、東北アジアの関係改善の途もまた、このような地域経済協力によって創り出される経済的相互依存関係の緊密化の結果として切り拓かれることを論じている。

はじめに

本論は、地域の政治的安定化が関係国の経済的相互依存関係の緊密化によってもたらされたとの問題意識に基づいて展開されている。後述するように、経済関係の緊密化によって政治の壁が崩壊し、両国の関係改善が成就されたという中国と韓国の事例はよく知られているからである。ここから、FTA（自由貿易協定）・EPA（経済連携協定）の締結による

経済統合の進展や、エネルギー共同体・物流共同体の形成等によって関係国の相互依存関係が何重にも重層化し、いわば「抜き差しなくなる」ことで、当該地域の政治・外交関係は著しく安定化すると考えられるのである。加えて、経済統合の進展や経済共同体の形成の結果、人々の間に共同意識や連帯意識が醸成されると、当該地域の安定化は盤石となり、地域の平和も達成・維持されることになる。

ところで近年、冷戦構造溶解を象徴する国際プロジェクトとして、UNDP（国連開発計画）と吉林省がロシア・北朝鮮とともに1992年から取り組んできたものの、所期の成果を挙げ得なかった「図們江開発」が、中国やロシアの手で、夫々国家プロジェクトとして再措定され、改めて北朝鮮を巻き込んで推進されるようになった。両プロジェクトに共通しているのは、北朝鮮の羅津港を借り上げて国内外の物流に利用しようと企図していることである。こうした計画の進展によってもたらされるのは、北朝鮮を巻き込んだ物流共同体の形成である。ロシアの計画に対しては、最近の両国の首脳会談で韓国企業による出資・参画も決定されたので¹、この計画に日本企業も協力することになれば、北朝鮮の羅津港を起点にシベリア鉄道へと続く露朝国境の鉄道路線は、ロシア・中国・北朝鮮・韓国・日本の利用を俟って、5ヶ国を繋ぐ物流共同体を構成することになるが、その結果、これら5ヶ国相互間の関係改善が図られることになり、地域の安定化は著しく促進されよう。

しかしながら、他方では、北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射実験（2012年4月・12月）や核実験（13年2月）の強行に加えて、日中間・日韓間の領土問題が顕在化した結果、地域の政治・外交関係はこれまでになく不安定化し、対立の様相を呈するに至っている。李明博大統領（当時）の竹島（韓国名：独島）訪問を契機に冷え込んだ日韓関係に加えて、日中関係までもが、日本政府による尖閣諸島（中国名：釣魚島）国有化を契機に、著しく険悪化しているのは、周知の通りである。

尖閣諸島を巡って対立する日中の関係は、日本政府による同諸島の民間人からの買上げ・国有化と「日中間に領土問題は存在せず」の公式声明に反発する中国側の威嚇、度重なる領海侵犯、さらには尖閣諸島上空域を含む地域の防空識別圏設定²といった対抗措置もあって、一触即発の危機的状況にある。

中国の世論動向を把握するのは困難であるが、比較的冷静だと思われる中国の経営者の意識を窺ってみると、ほぼ6割の経営者が、国家間の対立という状況下では、日本企業との協力は出来ないと考えているという³。日本の世論調査でも、日本人の80.7%が中国に「親しみを感じない」と回答しており、世論の中国に対する意識・感情は最悪である⁴。領土問題に限らず、両国民の相互不信が敵意や嫌悪の感情に転化するのを許してしまえば、

¹ 『日本経済新聞』2013年11月12日。

² 日本の防空識別圏と重なり、日中間の緊張の高まりが危惧される（『日本経済新聞』2013年11月24日）。

³ 日本経済新聞社が韓国の毎日経済新聞社、中国の環球時報社と共同で実施した「日中韓経営者アンケート」による。詳細は『日本経済新聞』2014年1月8日を参照されたい。

⁴ 2013年9月26日～10月6日に実施された内閣府の外交に関する世論調査による。

日中間の全面戦争へと突入した1920年代末から30年代の昭和初期の歴史を紐解けば明らかに、熱狂的な世論を前にして局地的な暴発にも歯止めが掛けられなくなり、事態は收拾不可能な方向へと突き進むことになるのである⁵。

これまで表面化しなかった日韓・日中の領土問題が相次いで顕在化し、日中韓3国共に政権が交代した後も收拾されるどころか、一層対立を深めているのは何故であろうか。それは、日韓関係・日中関係共に元々相互の関係が脆弱・不安定で、日韓の場合は李大統領（当時）の竹島訪問が、日中は日本政府による尖閣諸島の国有化が、夫々に対立を煽る具体的な契機となって、一気に相互不信を増幅させたからに他ならない。それでは、このように挟れてしまった相互の不信関係を改善し、地域の安定を取り戻すにはどうすればよいのだろうか。本論では、筆者の現地調査の成果にも依りながら、この問題にアプローチすることにしたい。

I 顕在化した領土問題

1. 公文書に見る領土問題の起源

先ず、日韓間・日中間に横たわる領土問題を解きほぐすことから始めよう。

日本政府は、尖閣諸島については1895年に、清国の支配が及んでいない「無住の地」であることを確認して「先占」し、自国領に編入、竹島については1905年、民間人の建議に基づいて、閣議決定の上、竹島と命名して島根県に編入したとしている⁶。しかし韓国側は、1900年の勅令で竹島を「石島」とし、その領有権を確認していたとされ⁷、日本の主張と対立する。実際、韓国が1952年に「李承晩ライン」を設定し、竹島の実効支配を進めたことは周知の通りである。また、中国も、尖閣諸島は「無住の地」ではなく中国領であったが、日清戦争末期の1894年11月末、清朝政府が敗戦の受容れを余儀なくされた段階で日本が掠め取り、翌95年1月14日の閣議決定で沖縄に帰属させたとしている⁸。

これに対して日本政府は、「無住の地」を「先占」するのは国際法でも認められている行為であると反論し、領土問題の決着は国際司法裁判所の判断に委ねても良いとするが、中国・韓国は同意しない。「先占」というのは植民地獲得の常套手段として利用された帝国主義時代の列強の論理であり、日本の「先占」も全て無効だとするからである。この文脈か

⁵ かつて、済南での国民革命軍による在留邦人惨殺事件を過大に報じた新聞記事で増幅された日本国民の憎悪の感情が、日本軍と国民革命軍との武力衝突「済南事件」を許し、同事件で多数の中国民間人が犠牲になったことから中国国民も日貨排斥運動を展開してこれに応じるという、相互に憎悪と敵意の感情が醸成されていたところに、1931年の中村陸軍歩兵大尉の殺害を契機に沸騰した対中世論を利用する形で満州事変が勃発、37年には盧溝橋事件が起きて日中が全面戦争に突き進んだことは、周知の通りである。相互不信が敵意や憎悪の感情に転化すると、それが容易に武力衝突の導火線となることを忘れてはならない。

⁶ 日本の公式見解。詳しくは、外務省 HP を参照。

⁷ 内藤正中稿「竹島（独島）問題」（環日本学会編『北東アジア事典』世界書院2006年）。

⁸ 新華網（http://news.xinhuanet.com/ziliao/2004-03-/26/content_1386025_1.htm）を参照。

らすると、日本は「ポツダム宣言」を受諾して、その領土を北海道・本州・四国・九州及び周辺の島々に限定されたのであるから、尖閣諸島と竹島に対する領有権も放棄したことになる。しかし、「サンフランシスコ講和条約」の条文には両島に関する記載は無く、領有権は失っていないとする日本側の解釈をも許容するものとなっている。

とするなら、問題は日本の「先占」の中味にあらう。日本の「先占」の論理が列強の植民地獲得と同一で、中国が主張するように「掠め取った」ものなのかどうかである。これに対して、最近、村田忠禧氏による詳細な日本政府の公文書の研究成果が出版されたので、専ら同書に依りながら、検討を加えることにしよう。

村田氏は、尖閣諸島の問題を沖縄（琉球国）の日本への帰属との関連で捉えている。というのは、薩摩の支配下に入るも、宗主国である中国（清）への朝貢を維持するという、いわゆる「両属」の状態にあった琉球国を、いわば強権的に日本国に編入（琉球藩を廃して沖縄県と改称した1879年の「琉球処分」）した明治政府としては、改めて日本国の領域確定を行う必要があったからである。折しも欧米列強が東アジアへの進出を本格化させており、琉球国の帰属は、周辺の無人島の調査・領有による領域確定作業を急がせることになった。

内務省の命を受けた沖縄県は先ず、沖縄本島の東に位置する南大東島と北大東島の調査を行い、1885年8月29日と31日に、「沖縄県管轄」という国標を設置した。こうして両大東島は、沖縄県が管轄する日本領に編入されることになった。手続き的には、「沖縄県管轄」と明示した沖縄県の国標建設行為を、内務省が追認するという形を採ったが、何処からも異議申し立てはなかった。なお、大東島の国標建設の件は、官報にも新聞紙上にも一切掲載されなかったという〔村田 153～155頁〕。

続いて、内務省から沖縄県に、沖縄県と清国との間に散在する無人島の調査及び国標の建設が要請される。尖閣諸島に対する実地調査と国標の標杭建設の要請である。これに対して、沖縄県の西村捨三県令は、大東島と同じ扱いは出来ないので、実地調査はするが国標の建設は再考して欲しいと回答する。その所以は、問題の尖閣諸島は冊封使（中国からの公式使節）が琉球に来航する際の航海の目標として記載されている島々であり、国標の建設は清国との間で問題になるからだというのである。回答を受けた内務省は、山県有朋内務卿名で井上馨外務卿に文書を出し、国標建設に対する外務省の見解を照会する。これに対する井上外務卿の回答は、直ぐに国標を建設するのは清国の疑惑を招くので、差し当たりは実地踏査に止めること、またこの件も、大東島の際と同様に、官報や新聞には掲載しないように、という内容だった。その結果、山県内務卿は国標の建設を思い止まり、沖縄県には、国標建設の必要なしとの指示を出した〔村田 175頁〕。

こうして、尖閣諸島の国標建設＝日本領編入は中止されることになった。しかし、日清戦争で日本側の勝利が決定的になり、清国に何等気兼ねをする必要がなくなった1894年12月、内務省は、当時（1885年）と事情が大きく変わったとし、尖閣諸島の国標建設を外務省と協議、同意を得る。次いで内閣の承認を得るための文書が起草され、閣僚全員の署名

が完了した翌95年1月21日、尖閣諸島の日本領編入は閣議を通過した。この閣議の決定も、大東島と同様に、官報には不掲載、新聞報道もされなかったという。さらに興味深いのは、沖縄県が閣議決定後直ちに国標の標杭建設をしなかったことである。標杭建設は、国連アジア極東委員会（ECAFE）が周辺海域の海底資源の調査報告書を発表した翌年の1969年5月9日になって、沖縄県石垣市が「慌てて」行った〔村田 194～200頁〕。

上のように見て来ると、日本政府の尖閣諸島の領有は、明治政府が清国による異議申立てを承知しながらも、異議を唱え難い状況下で、密やかに実行したことが明らかとなる。しかしながら、だからと言って、中国が主張するように、尖閣諸島が中国固有の領土であったことにはならない。中国人による居住や利用あるいはその痕跡も無く、中国による実地調査も行われていないのであるから、尖閣諸島は、明治政府が認識したように、何処にも所属しない「無住の地」であったと見るべきである。問題は、明治政府の公文書に依っても日本による「先占」は正当化できないのであるから、日本政府は領土問題の存在を認め、中国との間で、その解決に向けた話し合いを始めるべきなのである。

韓国との間で係争中の竹島も、尖閣諸島と同じく、無住地の「先占」という形で日本領に編入された。尖閣諸島の場合と違うのは、1905年1月の閣議決定が翌2月に島根県告示40号で公にされ、新聞紙上でも報道されたことである。したがって「先占」は有効だと考えられるが、後に日本領編入の事実を知った大韓帝国の官僚達は驚愕し、日本領編入は根拠が無いと憤慨したといわれる〔池内 271頁〕。必ずしも日本の「先占」が問題なく是認されていたわけではないようである。とするなら、竹島についても、領土問題の解決に向けた話し合いを始めなければならない。

実際、国交正常化の際には、日本政府は領土問題の存在を認めていた。だからこそ、1965年の「日韓国交正常化」も、72年の「日中国交正常化」も共に、領土問題を「棚上げ」にするというコンセンサスを得て推進され、夫々に「日韓基本条約」と「日中共同宣言」の締結に漕ぎ着けることが出来たのであった。もちろん、日本の植民地支配が完全に清算されないままに国交が正常化されたことは、中・韓両国内に何等償いがなされていないという不満を残し、周知のように、後に「強制連行」に対する補償や「従軍慰安婦」への謝罪・賠償を請求する動きとなって顕在化したのであった。植民地支配の未清算という「棚上げ」は、後々まで政治問題化し、大きな禍根を残すことになったのであるが、領土問題の「棚上げ」の結果も同じである。両国の関係が脆弱で不安定であると、何等かの切っ掛けで容易に顕在化して政治問題化し、関係も一気に悪化することになるからである。

しかしながら、逆に関係が改善されると、顕在化した領土問題は「棚上げ」にされる。場合によっては、次に見るように「解決」され、最終決着をみることもあり得るのである。節を改めて、検討を加えてみよう。

2. 国境線の地政学

1969年に、ダマンスキー島（中国名：珍宝島）という、国境河川ウスリー川の小さな中

洲の領有を巡って戦火を交えたこともある中国とロシアは、「中ソ対立」の解消した80年代後半から関係改善に努めた結果、91年5月に「東部国境協定」を締結し、中国領とすることで合意した。さらに、ロシアが実行支配していたことから、同協定では合意できず「棚上げ」にされてきた大ウスリー島（中国名：黒瞎子島）・タラバーロフ島（同：銀龍島）・ボリショイ島（同：阿巴該図島）についても、両国の良好な関係を背景に交渉が続けられた結果、01年7月に「善隣友好条約」、04年10月に「東部国境補充協定」を締結し、タラバーロフ島は中国領に編入、大ウスリー島とボリショイ島は双方が分割領有することで、領土問題は最終決着された⁹。

この事例からも明らかなように、両国家間の関係が不安定だと、領土問題の顕在化が関係を一気に悪化させ、戦火を交える事態に発展する可能性があるも、逆に、関係改善が進むと、領土紛争も容易に解決され得ることが理解されよう。日中間・日韓間に横たわる領土問題の解決に、この中露の事例が大きなヒントを示しているように思うのは、一人筆者のみではないであろう。

とはいえ、中露間と日中間・日韓間とは置かれた地政学的条件が違う。中露両国は4,300kmという長い陸上の国境線で接しているからである。中朝両国も1,400kmの長い国境線を境に陸続きで接していて、海に隔てられた日中間・日韓間とは、置かれた状況は決定的に異なる。逆にいうと、国境線で直接対峙している中国とロシア、あるいは中国と北朝鮮は、陸続きの長い国境を維持するためにも、相互の関係改善を図り、良好な関係を保たざるを得ないのである。国境が長くて有事の際に守れないのであれば、不測の事態を引き起こさないように常に関係改善に努め、良好な関係を維持することこそが、国境を守る最善の方法となるからである。中国が、ロシア・北朝鮮に止まらず、陸地で国境を接する国々とは積極的に関係改善・信頼醸成を図り、関係強化を進めていることは、例えば中央アジア諸国とは「上海協力機構」¹⁰を通じて、インドシナ諸国とはインフラ整備やFTA締結によって共に地域経済協力を進めていることや、国境紛争が再燃したインドとは首脳会談を設けて「国境防衛協力協定」に署名し¹¹、国境地域の不測の衝突を避け、関係の安定と経済協力を進めていることから明らかであろう¹²。

これに対して、「一衣帯水」とはいえ海洋に隔てられた日本や、ASEANでも直接陸地で国境を接していないフィリピンとの間では、中国は、海洋が国境線の役割を果たしていることもあって、国境防衛の意識を希薄化させてしまい、したがって日本やフィリピンとの関係改善は死活問題とは認識され難いのである。中国でもそうなのであるから、周りを海に囲まれて他国と直接国境を接していない島国の日本は尚更である。隣国との間で何事も

⁹ 新華網（http://news.xinhuanet.com/ziliao/2003.08/25/content_104400.htm）による。

¹⁰ 上海協力機構については、差し当たり〔堀江則雄2010〕を参照されたい。

¹¹ 中印首脳は2013年10月23日、北京で会談し「国境防衛協力協定」を締結した（『日本経済新聞』2013年10月24日）。

¹² インドもまた、中国企業を誘致する、税制面で優遇措置のある特区「中国ビジネスパーク」を設置し、中国との融和・信頼の醸成を図ろうとしている（『日本経済新聞』2013年10月14日）。

起こらなければ、国境を意識することは皆無だといってよい。しかし、一度有事となれば、海上の国境を守るほど困難なことはないであろう。そのことに思いをいたせば、隣国との関係改善を図り、良好な関係を維持する努力を払うことが最善の国境防衛策となることは自明である。

にもかかわらず日本は、中国・韓国との関係が極度に緊張化することもなかったことから、良好な関係を維持するための外交努力も必要不可欠だとは認識し得なかった。だからこそ、日本政府にも国民にも、日中関係や日韓関係が、何もしなければ脆弱かつ不安定であるとの認識はなく、その結果、相手国を徒に刺激して領土問題を顕在化させるも、中国や韓国の対応を一方的で強硬だと非難する他なく、対立の溝を一層深めることになったのである。

それでは、脆弱かつ不安定な状態にある日中関係や日韓関係を、良好で安定的な関係にする方途は何であろうか。筆者は、①経済的相互依存関係を緊密化して地域経済圏を創出し、人々の間に共同意識・連帯意識を醸成すること、②その結果創出された良好で安定的な関係を維持するための外交努力を怠らないこと、であると考えている。ここでいう外交努力は政府間のそれに限らない。かつて「自治体外交」と称されて注目を集めた都市間交流は関係改善の大きな力になり得るし、様々な民間団体の交流もまた、相互理解の促進に大きな役割を果たし得るからである。我々が認識すべきは、地方や民間による交流の必要性和そのための潜在力が、我々には十分に備わっているということである。以下、いまいし具体的に問題提起しておこう。

Ⅱ 中・韓の関係改善と地域経済圏の形成

1. 中韓貿易の発展と関係の改善

まず、経済的相互依存関係の緊密化が両国間の政治的対立を解消させ、国交樹立にまで導いた中韓の事例を見ておきたい。

朝鮮戦争で直接戦火を交えて以来、北朝鮮と友好関係を維持する中国と、北朝鮮と対峙する韓国とは敵対関係にあったが、地理的に近く、経済的にも大きな相互補完関係を有することから、中国の「改革開放」政策の実施を契機に始まった両国間の貿易は¹³、北朝鮮の中国への抗議の結果、82・83年と一時的に中断・停滞するも、以後は一貫して増勢を続けた¹⁴。国交が無かったことから、貿易取引は香港等を経由する間接取引を余儀なくされたが¹⁵、取引量は年々拡大を続け、直接取引への移行を必至とするまでに発展を見せ、終

¹³ 韓国の貿易統計に中国との取引が計上されるのは1975年の輸入であるが、輸出が初めて計上されるのは79年（輸出400万ドル・輸入1,480万ドル）であるから、中韓貿易は事実上79年に始まったと見てよい。

¹⁴ 中韓の貿易拡大を懸念した北朝鮮が中国に第三国経由による対韓貿易の中止を要請、これを受けて中国が韓国からの輸入を中断したために82・83年の中韓貿易は不振を極めたが、83年5月の「中国民航機ハイジャック事件」を経て、84年は復旧、以降貿易額は急増する。詳しくは〔小川雄平1985〕を参照。

¹⁵ 経由地は香港が多かったが、シンガポールや、釜山に近い日本の港も利用されたようである。

には、経済関係の緊密化が政治の壁に風穴を開ける形で関係を正常化するのである。その背景を述べることは、紙幅の都合もあって他に譲るが¹⁶、両国が近接していることに加えて、近代化の途を直走る中国にとっては韓国の鉄鋼・家電等の重化学工業品は必要不可欠、逆に韓国にとっても、至近距離にある遼東・山東半島地域の農・鉱産物が垂涎の的であるという、極めて大きな経済相互補完性の存在を指摘しておかねばならない。

中国の対韓輸出品の太宗は、韓国に近い山東・遼寧・吉林省等で産出される原油・原料炭や飼料穀物である。遠隔の地である香港を経由するのはもちろんのこと、近隣の日本の港湾経由であっても、直接取引でなければ輸送コストは極めて高くなる。ここから、取引量が増大すると、韓国からの直航貨物であっても、書類上は香港経由にすることで、中国側が黙認して通関手続きを進めるという、事実上の直接取引が87年頃から始まった。翌88年7月には、終に、中国側が上海・青島港からの対韓輸出品に船荷証券（B/L）の発給を認め、直接取引が可能となった¹⁷。

中国側の直接貿易取引、直接投資の受容れと、それに伴う人の交流は、「政経分離」ではなく、国家間の関係と民間の関係は別だとする「官民分離」の原則の下に、地方レベルで進められた。すなわち、「官」である中国政府は韓国とは如何なる関係も持たないが、「民」である地方政府や国有企業による韓国との経済交流は黙認するというのである。韓国からのバイヤーや観光客の入国に必要なビザも、中韓フェリー航路の到着港である山東省威海市の税関や民間組織を標榜する「国際商会」に代理発給させるという形を採り、「官民分離」を貫いた¹⁸。このようにして、中国は、友好国北朝鮮に配慮しつつも、山東・遼寧省と開放都市天津に韓国との貿易取引や外資導入の権限を付与して経済交流の実を取った。韓国もまた、87年末に大統領に就任した盧泰愚が、西南部の発展による国内融和を企図した「西海岸地域開発基本構想」を発表し、対中経済交流を地域発展の梃子としたことから、両国の経済交流は、黄海を挟んだ地方間で担われることになった。こうして民間・地方レベルの直接的経済交流が緊密化し、1992年に両国は国交正常化に踏み切らざるを得なくなるのである。

2. 「環黄海経済圏」から「東アジア地中海経済圏」へ

1988年に筆者は、折しも始まった中韓の地方間の経済交流に、地理的にも歴史的にも関

¹⁶ 〔小川雄平2006〕の第1章を参照されたい。

¹⁷ 実際に、中国山東省勝利油田産の原油35万バレルが青島港から韓国の麗水港に直航されている（『日本経済新聞』1988年7月2日）。なお、直接取引が行われるためには、直航航路の開設に加えて、銀行相互間にコルレス契約（Correspondent Arrangement）が締結され、直接決済が実行されなければならないが、88年10月に中国銀行と韓国外換銀行との間でコルレス契約が締結され、中韓間の直接決済が可能となる。詳しくは、〔小川雄平2006、35頁〕を参照されたい。

¹⁸ 筆者の経験によれば、フェリーが威海港の沖合に停泊すると威海税関の職員が乗り込んできて、フェリー内で韓国人に入国ビザを発給した。また、国際商会のソウル事務所での聞き取り調査では、筆者の質問に徐大有代表は、ビザの発給を代理していると回答した。詳しくは、〔小川雄平2006、34頁及び37・38頁〕を参照。

係の深い北部九州・山口地域の参画を促し、「環黄海経済圏」の形成を提唱した¹⁹。その所以は、黄海沿岸地域の経済交流が活性化し、日中韓の経済的相互依存関係が緊密化することで3国相互間の関係改善が進み、地域の安定化が著しく促進され则认为たからである。

「環黄海経済圏」は、行政による取り組みもあって域内の経済交流を活発化させたが²⁰、他方では環境汚染の進行にも対応を迫られるようになった。地域の汚染の進行は河川の汚染を引き起こし、最終的に河川の流入先である海洋の汚染を結果する。したがって、沿岸地域に豊饒をもたらす黄海の汚染防除にも真剣に取り組まなければならなくなった。しかし、黄海の汚染防除に努めても、黄海は渤海・日本海・東中国海（東シナ海）とも繋がっており、これら海域で一斉に汚染防除に取り組まなくては無意味である。そこで筆者は、これらの海域を統一的に捉える必要に迫られ、「東アジア地中海」と呼称した。東アジア地中海は、緯度（北緯30～45度）・面積（223.5万 km²）共にヨーロッパ地中海とほぼ同じであり、西側をロシア・中国大陸、東北側を日本列島、南側を琉球列島・台湾と三方を陸地・島嶼に囲まれ、出口が一方にしかないという形状もよく似ているからである。

こうした形状の海は内海といわれ、汚染が始まるとその進行が速いことで知られている。事実、ヨーロッパ地中海では、1970年代に沿岸諸国によって汚染防除のための「バルセロナ条約（汚染に対する地中海の保護に関する条約）」（76年採択、78年発効）が締結され、汚染防除に取り組まれている。翻って、東アジア地中海はどうであろうか。日本と北朝鮮は国交がなく、日本とロシアとは国交はあるが、領土問題が未解決で平和条約も結ばれておらず、汚染防止条約の締結は難しい。北朝鮮と韓国も和解のテーブルに着いたことはあるが、信頼関係の醸成には至っておらず、如何なる条約であれ、締結の可能性は極めて小さい。日本はまた、中国・韓国との間でも領土問題を顕在化させており、信頼関係が再構築されるまでは、汚染防止条約締結の機運はない。

このように、東アジア地中海の沿岸地域にあっては、汚染防止条約の締結は極めて困難である。とするなら、我々は、沿岸地域に暮らす人々の間に、東アジア地中海の恵みを受けているという共同意識・連帯意識を醸成させる仕組み作りに取り組まなければならない。「環黄海」から「東アジア地中海」への展開は、次に見るように、域内にエネルギーと物流という二つの経済共同体を構想させることになる。この二つの共同体によって関係国間の経済的相互依存関係が決定的なものとなれば、当該地域の人々の間にも共同意識・連帯意識が醸成されよう。その結果、汚染防止条約が締結されなくても、人々は連帯して東アジア地中海の汚染防除に取り組もう。同時に、地域の政治的安定は強固なものとなり、持続可能な多民族共生社会の構築も現実味を帯びるのである。

¹⁹ 詳しくは、〔小川雄平1988〕を参照されたい。

²⁰ 筆者の提案は、北九州市に設立された（財）国際東アジア研究センターの最初の共同研究課題に採択され、北九州市の国際化の指針となった。経済産業省九州経済産業局も、九州地域の経済団体や地方自治体を糾合して「環黄海産業・技術交流会議」を組織し、中国・韓国との相互経済交流の活性化を図っている。

Ⅲ 地域安定化のための二つの経済共同体：エネルギー共同体と物流共同体

1. エネルギー共同体

(1) パイプラインによる天然ガスの共同利用

エネルギー共同体とは、「東アジア地中海」の北端に位置するロシア極東地域の、確認埋蔵量世界最大と目される豊富な天然ガスの共同利用を指す。ロシア極東地域→中国東北地域→朝鮮半島→九州地域と順次パイプラインを敷設して天然ガスの共同利用が可能になれば、ロシア・中国・北朝鮮・韓国・日本は、ガス・パイプラインで繋がれたエネルギー共同体を形成する結果、相互の依存関係は決定的となろう²¹。実際、中国と韓国は、ロシア極東からの天然ガスの購入に関心を寄せ、東シベリアのコビクタ・ガス田から中国東北地域の工業地帯へ、さらには大連から黄海を経て韓国西海岸の平澤に至るまでの区間にガス・パイプラインを敷設して、中国が年間200億 m^3 、韓国が同100億 m^3 を共同購入しようとしたが、価格面で折り合いが付かず頓挫したという²²。しかし、06年3月の胡錦濤主席とプーチン大統領との首脳会談の結果、中国向け石油パイプラインの優先建設に加えて、西シベリアから中国東部への全長3,000kmのガス・パイプラインと東シベリアのコビクタ・ガス田から中国沿岸部までの全長4,200kmのガス・パイプラインの建設で合意をみた。

ロシアはその後、日中韓への天然ガスの輸出に備え、極東地域最大のサハリンのガス田から港湾都市ウラジオストクまでのガス・パイプラインの敷設を完了させたので、共同利用のための新たなガス・パイプラインの敷設は、ウラジオストク→中国東北→北朝鮮→韓国のおよそ2,000kmである。北朝鮮領内を通過することになるが、通過料として外貨収入が得られるので、北朝鮮にとっても悪い話ではない。実際、ロシアは国営ガス企業ガスプロムの代表団を北朝鮮に派遣し、北朝鮮領内を通過して韓国に天然ガスを供給するパイプラインの建設構想に理解を求めたのに対して、北朝鮮側は、金正日総書記（当時）のロシア訪問時（2011年7月）の首脳会談の場で、ウラジオストクからソウルまでのガス・パイプラインが北朝鮮領内を700kmに渡って縦断することに同意したという²³。

これを受けて、ガスプロムと韓国ガス公社（KOGAS）は、2011年秋に、年間輸送能力100億 m^3 のガス・パイプラインを敷設し、2017年に稼働させることで合意したが、韓国政府が北朝鮮領内のガス輸送の安全性に懸念を抱いたことから、計画は中断された。韓国政府は、代替案として、北朝鮮領内を通過しない海底ガス・パイプラインの建設を考慮しているようだが、ロシア側は陸上パイプラインか、LNG輸出が妥当だという²⁴。注目の両国

²¹ 北朝鮮は、ロシア大統領との首脳会談の場で、ウラジオストクから韓国ソウルまでのパイプラインの北朝鮮領内縦断通過（700km）に同意している（『日本経済新聞』2011年7月7日及び同8月25日）。

²² 詳しくは、〔本村眞澄〕を参照されたい。

²³ 『日本経済新聞』2011年7月7日及び同8月25日。

²⁴ （財）環日本海経済研究所HP「北東アジアウォッチ」（原資料：『コメルサント・ディリー』2013年10月17日）。

の首脳会談（2013年11月）では結論は出ず、ガス・パイプラインの建設は中長期的な推進事業とされ先送りされたようである²⁵。北朝鮮領内を通過する陸上パイプラインが建設され、北朝鮮も共同購入に参加することになれば、天然ガスのパイプラインで繋がれたエネルギー共同体に組込まれて相互の依存関係が決定的となる結果、地域が著しく安定化することはいうまでもない。

ロシア極東の天然ガス採掘事業は、既に「サハリンⅠ」や「サハリンⅡ」という、欧米石油メジャーや日本企業が参画する国際開発プロジェクトとして稼動しており²⁶、特に「サハリンⅡ」からの天然ガスは、現地で液化されて日本の電力会社やガス会社向けに輸出されている。天然ガスは、パイプラインを通して気体のまま輸送できなければ、マイナス162度に冷却して液化天然ガス（LNG）に変換し、専用船で輸送することになる。一般に、パイプライン輸送の損益分岐点を超えるような遠距離輸送の場合には、液化してLNGにするが、近距離の場合はガス・パイプラインの敷設によって直接輸送される²⁷。日本の場合は、天然ガスの用途の70%以上が発電用であり、国内に韓国のようなガス・パイプライン網も整備されていないので、液化・輸送・貯蔵・気化といった高コストのLNGチェーン供給体制の下で輸入されている。したがって、近距離にあるロシア極東の天然ガスを中国・北朝鮮・韓国とともにガス・パイプラインで共同購入することにしても、日本は国内のガス・パイプライン網の整備を迫られ、必ずしも天然ガスを低コストで確保できることにはならない。そこで、ガス・パイプラインに替わる新たな構想が考えられる。

（2）超電導ケーブルの開発と電力共同体

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、原子力発電が安全で低コストだという「神話」は壊れ²⁸、クリーンな天然ガスによる発電に期待が集まっている。ロシア極東産の天然ガスを使って現地で発電し、得られた電力を、ロシア極東地域→中国東北地域→朝鮮半島→九州地域へと送電できれば、今度は、ガス・パイプラインに代わって送電線で繋がれた「電力共同体」が出現することになる。その場合、発電効率の高い複合型のガスタービン発電機で発電すれば、小さな環境負荷で高出力の電力が得られよう²⁹。実際、伊藤忠商事と東洋エンジニアリングが、三菱重工製の高効率の「ガスタービン・コンバインド・サイクル」発電装置を提案してロシアの大型ガス火力発電所の建設を受注し

²⁵ 『日本経済新聞』2013年11月12日。

²⁶ サハリン・プロジェクトについては、〔（財）環日本海経済研究所〕及び北海道庁 HP を参照されたい。

²⁷ アジア太平洋エネルギー研究センターのレポートによると、輸送距離5,800km が LNG とパイプラインの分岐点であるが、その後の LNG 関連技術の発展を考慮すると分岐点はかなり短縮されよう（Asia Pacific Energy Research Center, "Natural Gas Pipeline Development in Northeast Asia", April 2000）。

²⁸ 原発は、使用済み核燃料を10万年間地中深く埋設する必要がある等、核廃棄物の処理コストを考慮すれば、決して安価な発電方式ではない。〔大島堅一〕も、併せて参照されたい。

²⁹ 三菱重工が開発したJ型ガスタービン機は、蒸気タービンと組み合わせた複合型発電で効率60%、出力46万 kw、石炭火力発電に比べて二酸化炭素排出量を半減できるという（『日本経済新聞』2009年3月13日）。その後、三菱重工は発電効率を61%に向上、GE との間で発電効率70%を目標に競争が激化しているといわれる。

たといわれ、ロシア国内の火力発電は、天然ガスを燃料とする高効率の複合型ガスタービンに切り替わりそうである³⁰。

ロシアの動きは、最近の米国内の「シェール・ガス革命」の進行と無関係ではない。安価なシェール・ガスの急増による、天然ガスの価格低落を目の当たりにしたロシアは、天然ガスを液化し、LNGの輸出を段階的に自由化する方針を打ち出した³¹。同時に、天然ガスを燃料に発電した電力の輸出にも乗り出し、原発停止で電力需給が逼迫している日本にも購入を打診しているという。サハリンに発電所を建設して、前記の「サハリンⅠ」や「サハリンⅡ」のプロジェクトで産出する天然ガスを燃料に発電し、得られた電力を北海道まで大容量の海底ケーブルで輸送するというのである。加えて、ロシアの民間エネルギー企業には、東シベリアの水力発電所と中国・韓国・日本を広域の送電線で結ぶ「電力の輪」の建設を提唱する向きもあるという³²。

問題は、電力の長距離輸送はロスが大きいことである。しかしながら、超電導ケーブルによる輸送であれば、送電時に失う電力を大幅に削減できるので、冷却用の電力コストを考慮しても送電効率は大きいとされる³³。ここから、超電導ケーブルを用いて電力を共同利用する「電力共同体」が構想されるのである。実際、電力の長距離輸送に使用される基幹送電線には220～275kvに耐えられる超電導ケーブルの開発が不可欠とされ、近年、日本・韓国・フランス等の送電線会社が、こうした大容量の電力輸送のための超電導ケーブルの開発に凌ぎを削っているようである。そうした中で、新聞報道によれば、古河電気工業が2011年に開発した超電導ケーブルは、これまで世界最高だった仏ネクサンス社製ケーブルの電圧138kvの2倍の電圧275kvに耐えられるとされ、送電容量を飛躍的に高めることが可能となり、1回線で最大150万kwと、大型火力発電所1基分の電力も送電できるという³⁴。実用化されれば、この超電導ケーブルを用いて、ロシア極東のガス田で複合型ガスタービン発電機を使って発電された電力をほとんどロスなく、中国東北地域→北朝鮮→韓国→九州地域へと送電することが可能になり、ロシア極東地域・中国東北地域・北朝鮮・韓国・九州地域は相互に送電線で繋がれた「電力共同体」を形成することになるのである。それも遠い先の話ではない。

³⁰ 『日本経済新聞』2013年10月18日。

³¹ ロシア下院は2013年11月22日、プーチン大統領の意向を受け、国営天然ガス企業ガスプロムが有するLNG輸出独占権を、国営石油企業ロスネフチや国営ガス企業ノバテック等に開放する法案を可決した（『日本経済新聞』2013年11月23日）。

³² 『日本経済新聞』2012年11月19日。なお、「電力の輪」は、ASEANでも加盟国の送電線を連結して電力を融通し合う「ASEAN Power Grid」の建設が進んでいる（『日本経済新聞』2013年8月13日）。

³³ 現在の送電ケーブルは、銅等を線材に交流で送電するが、送電途中で5%が失われる。超電導ケーブルで直流の状態だと、1,000kmの送電でも損失は0.5%に抑えられるという（『日本経済新聞』2012年12月31日）。

³⁴ 『日本経済新聞』2011年6月21日。

2. 物流共同体

いま一つの経済共同体である物流共同体を見てみよう。物流共同体とは、関係各国によるシベリア鉄道の共同利用を意味している。シベリア鉄道はユーラシア・ランドブリッジ（Eurasia Land-bridge：欧亜大陸橋）とも称され、ロシア極東のポスチョヌイ港を起点にロシアを縦断、欧州の鉄道とも繋がる全長約9,300kmの世界一長い広軌鉄道である。旧ソ連の崩壊以後、料金や貨物の紛失が問題とされて利用が廃れていたが、プーチン政権によるシベリア鉄道活性化のための取り組みが功を奏し、2004年11月末に全線電化が完成、運行速度も改善された結果、日本の荷主は貨物が追跡できないことから敬遠するも、中国や韓国の荷主は積極的に利用しているといわれる³⁵。しかし、最近になって、利用を躊躇ってきた日本の荷主も、欧州向け貨物輸送に船舶利用からシフトする可能性が高まってきた。

というのは、エネルギー資源の輸出で増大する高所得者層を狙ってロシアに進出したトヨタ自動車が、日本の関東・東北地域の部品工場からサンクトペテルブルクの自動車組立工場までの部品の輸送にシベリア鉄道を利用するようになったからである。三井物産がロシアの国営鉄道会社と提携して輸送サービス業務を担当し、輸送時間は欧州航路の船舶利用の3分の2の、20日に短縮されるという。物流会社の近鉄エクスプレスも、ロシア鉄道の貨物子会社と提携してロシア西部向けの貨物輸送サービスを開始した³⁶。ロシアの自動車メーカーと合弁でウラジオストクに自動車工場を設置したマツダも³⁷、生産された自動車のロシア西部への販売・輸送にはシベリア鉄道を利用する計画である。

最近の報道によれば、東芝が中国で生産したパソコンのモスクワ向け輸送にシベリア鉄道を利用するという。中国製パソコンを上海港からロシア極東に船で運び、シベリア鉄道に積替えてモスクワに輸送するのであるが、シベリア鉄道輸送だとコストは航空機輸送の半分、所要時間は船舶輸送の半分の1ヶ月、二酸化炭素排出量は航空機輸送の97%も削減できるというのである³⁸。自動車輸送に限らず、シベリア鉄道利用の機運は高まる兆しを見せている³⁹。

ところで、朝鮮半島を縦断する標準軌道の京義線と東海線は、前者は中国内の鉄道を經由して、後者は直接に、共にシベリア鉄道と繋がっている。南北首脳会談の合意を受けて

³⁵ 日本のシベリア鉄道の利用は、1983年に110,683TEUを記録したが、その後は低迷して2006年の利用は7,637TEUに過ぎない。これに対して、06年の韓国の利用は123,479TEU、中国は65,360TEUである。詳しくは、辻久子『シベリア・ランドブリッジ』成山堂書店、2007年を参照されたい。

³⁶ 『日本経済新聞』2008年6月30日。

³⁷ (財)環日本海経済研究所 HP「北東アジアウォッチ」(原資料：『Prima Media』2012年8月28日)。

³⁸ 『日本経済新聞』2013年10月6日。

³⁹ 貨物を追跡できないことが、日本の荷主のシベリア鉄道利用敬遠の主因だと思われるが、ICタグ（電子荷札）が国際物流に活用されるようになれば、GPS（全地球測位システム）と組み合わせることで貨物の位置情報が得られ、荷主の不安も解消しよう。日本政府は、ICタグをAPEC域内の国際物流に活用する構想を関係国に提案して実用化を目指しているという（『日本経済新聞』2010年2月23日）。また、スエズ運河からアデンを航行する日本関係の商船は年間1,800～2,000隻あるというが、近年同付近ではソマリア海賊に襲われる被害が多発し、09年から海上自衛隊の護衛艦による護衛が行われて鎮静化しつつあるともいわれているが、海賊の被害を避けてシベリア鉄道を利用することも考えられよう。海賊の実態については〔竹田いさみ〕を参照されたい。

京義線・東海線は修復・連結され、2007年5月には試運転も行われた。韓国と北朝鮮の関係改善が進み、例えば、北朝鮮の国境都市新義州とソウルを結ぶ京義線の運行が再開されると、我々は釜山港から鉄道に積替えた貨物を、朝鮮半島から中国東北地域を経てシベリア鉄道に託し、ヨーロッパまで運ぶことも可能になる。戦前からの構想である「日韓海底トンネル」が建設されて福岡と釜山が鉄道で繋がれば⁴⁰、日本・韓国・北朝鮮・中国・ロシアは、鉄道で結ばれた物流共同体を形成する。物流共同体の成立で各国間の相互依存関係が緊密化する結果、地域は著しく安定化しよう。鉄道の利用も相俟って人々の往来が頻繁となり、平和産業といわれる観光業が大いに発展を見せ、交流人口は飛躍的に増大する。人々の活発な交流が人々の間に共同意識・連帯意識を醸成させることはいうまでもない。

IV 北朝鮮を巡る中国・ロシアの経済協力と日本海物流共同体

1. 露朝の国境経済協力と日本海物流共同体

物流共同体の形成には朝鮮半島の南北間の関係改善が不可欠である。そこで、北朝鮮と友好関係にある中国とロシアは、南北関係の改善を俟たずとも実行可能な地域経済の活性化に取り組み始めた。ここでは、最近大きく進展を見せている中国・ロシアの北朝鮮との経済協力を取り上げることにする。いずれも北朝鮮の日本海側に位置する羅津港を国内外の物流に利用しようとするプロジェクトであるが、韓国・日本が共同利用に参画することで、新たな日本海物流共同体が形成され、地域の安定化が図られるからである。

まず、ロシアの取り組みを見てみよう。経済発展の鍵をシベリア鉄道の活性化に求めるロシアは、南北関係に囚われないシベリア鉄道利用促進策として、シベリア鉄道と直接に繋がる北朝鮮の不凍港、羅津港の活用を企図している。すなわち、露朝の鉄道連絡事業の実施を謳った2001年8月の「モスクワ宣言」に基づいて、ロシアは北朝鮮と合併（出資比率：ロシア70%・北朝鮮30%）の「羅先コントランス」を設立し、両国の国交樹立60周年を迎えた08年10月4日、ロシア側国境のハサンから羅津港までの、老朽化した54kmの混合線⁴¹の改修工事に着工、11年10月に完了させた。この間に、混合線の北朝鮮側区間の49年間の使用権も獲得している。同区間の試運転も行い、13年9月22日には、北朝鮮の羅先特別市（注53参照）で、ロシア鉄道と北朝鮮政府関係者による鉄道開通式を開き、14年初からの、シベリア鉄道と連結した商業利用を可能にした⁴²。北朝鮮も、11年12月に「国際鉄道貨物輸送法」を制定し、鉄道貨物の輸送契約や損害賠償、運賃、紛争解決、外国人投資

⁴⁰ 日韓海底トンネルは、仁川と中国山東省の威海とを結ぶ中韓海底トンネルとともに、近年韓国内で関心を集めている（『東洋経済日報』2008年11月14日）。

⁴¹ 北朝鮮の羅津港・清津港の利用を考えたロシアは、1989年、国境のハサンから羅津を経て清津までの区間に広軌道を敷設したので、同区間は北朝鮮の標準軌道（1,432mm）とロシアの広軌道（1,520mm）とが並走する混合線区間となっている。今回は、ハサン－羅津間の本線52kmと羅津－羅津港間の支線2kmが改修された。

⁴² 『日本経済新聞』2013年9月23日、及び東アジア貿易研究会『東アジア経済情報』Vol. 2 No. 2、2013年10月（原資料：『朝鮮新報』2013年9月25日）。

家保護等を規定して、羅津港を拠点とする国際的な鉄道輸送に備える措置を採っている⁴³。

改修に引き続き、09年に北朝鮮から羅津港3号埠頭の49年間の利用権を獲得したロシアは、同埠頭に40万 TEU 規模のコンテナ・ターミナルを建設してコンテナ輸送に備えるという⁴⁴。ロシアの狙いは、釜山港からポスト・チヌイ港に運ばれて、シベリア鉄道に積替えられる欧州向け貨物の相当量を釜山港から羅津港に運び、羅津港で鉄道に積み替えてシベリア鉄道に繋ぐ計画である⁴⁵。羅津港－釜山港間のコンテナ航路の試運航も実施されたという⁴⁶。

「ユーラシア・イニシアチブ」構想⁴⁷を提唱する韓国朴槿恵大統領もこのロシアの事業に関心を示し、13年11月の韓露首脳会談においては、韓国の鉄道公社・浦項製鉄(POSCO)・現代商船が露朝合弁の「羅先コントランス」に資本参加の形で参画することで合意している。また、協力の実効性を高めるために、韓国輸出入銀行とロシア開発対外経済銀行等が総額15億ドルの金融支援を行い、韓国企業の積極的な参加を促すことでも合意したという⁴⁸。韓国の鉄道・鉄鋼・輸送の代表企業の参加が決まったことで、コンテナ輸送に備えた鉄道路線の整備や埠頭の改修、さらには航路の開設も、早期の実現が可能となった⁴⁹。近い将来、日本や中国・韓国の欧州向け貨物は釜山港に集約され、羅津港に運ばれて鉄道に積み替えられ、そのまま露朝の国境を越えてシベリア鉄道で欧州に運ばれることになる。シベリア鉄道で運ばれてきた欧州からの貨物も、羅津港で釜山航路の船舶に積み替えられ、釜山港から各地に向うことになる。こうして、日本・中国・韓国・北朝鮮・ロシアを繋ぐ、船舶・鉄道複合一貫輸送の物流共同体が出現するのである。

羅津港とロシアのハサンとの間の鉄道の改修は、中国の琿春・ロシアのウラジオストク・北朝鮮の羅先を結ぶ「中露朝陸海環状国際観光コース」への、中国人・ロシア人観光客の誘致を可能にした。実際、琿春からロシアのウラジオストク・ハサンを観光し、北朝鮮の豆満江・羅先を経て琿春に戻る4日間のコースが実施されている。国際列車の運行は現在週2便だが、観光客の増大に応じて、2014年からは毎日運行されるという⁵⁰。将来、当該コースが羅先から韓国の釜山や日本の福岡まで延長されて「中露朝韓日陸海環状国際観光コース」となれば、「環日本海観光共同体」が誕生することになり、地域に平和がもたら

⁴³ 東アジア貿易研究会『東アジア経済情報』2013年12月（原資料：「聯合ニュース」2013年10月30日）。

⁴⁴ 羅津港の整備の様子は、2012年8月21日に共同通信社に公開されたという。共同通信社のホームページにその模様が動画で掲載されている。

⁴⁵ (財) 環日本海経済研究所 HP（原資料：ノーボスチ・ロシア通信社2011年9月9日、同10月13日）。

⁴⁶ 許虎林「吉林省の長吉図地域における開発開放戦略の現状と対策」『ERINA REPORT』No.103、2012年1月。

⁴⁷ ①シルクロードエクスプレス、②エネルギーネットワーク、③単一市場を建設・構築することで、ユーラシア大陸を一つの経済圏とする構想だという（『東洋経済日報』2013年10月25日）。

⁴⁸ 『日本経済新聞』2013年11月14日及び『東洋経済日報』2013年11月15日。

⁴⁹ 張成沢朝鮮労働党行政部長が2013年12月、中・露に羅津港等を安価に売り渡したことも罪状の一つに肅清され、計画の頓挫が懸念されたが、事業参加予定の韓国企業3社の代表団18人の羅先視察（2014年2月11～13日）が明らかとなった（『日本経済新聞』2014年2月10日）。協力事業は予定通り推進されるようである。

⁵⁰ ちなみに、料金は2,460元（約40,000円）である。詳しくは、朝鮮族ネット「朝鮮族ニュース」（原資料『黒龍江新聞』2012年10月29日及び同12月12日、『吉林新聞』2013年11月28日）を参照。

されるに違いない。

2. 中朝の経済協力と日本海物流共同体

羅津港の利用を企図しているのはロシアだけではない。中国もまた、北朝鮮に働きかけて羅津港1号埠頭の20年間の利用権と、中国国境地域からのアクセス道路の管理・使用権とを獲得して、日本海への出口の確保と「東北振興（東北等旧工業基地振興戦略）」⁵¹下のインフラ整備との連動・一体化を図ろうとしている。すなわち、中国は2009年8月、吉林省が1992年からUNDP（国連開発計画）と進めてきた「図們江開発」を国家プロジェクトに再指定し、翌10年に北朝鮮との間で「羅先経済貿易地帯及び黄金坪・威化島経済地帯の共同開発と共同管理に関する協定」を締結したが、「共同開発・共同管理」を原則とすることで中国側の関与を強化し⁵²、中国東北地域と隣接する北朝鮮の羅先等の沿海地域⁵³とを連動させることで、国境を跨ぐこれら地域を中国の主導下で一体的に開発するのである。

いま少し具体的に見ておけば、次の通りである。2009年11月、吉林省が提起した「中国図們江地域協力開発規画要綱」を認可し、同要綱に謳われた「長吉図開発開放先導区」⁵⁴の建設を国家戦略として承認する形で「図們江開発」の国家プロジェクト化を図った中国は、「長吉図開発開放先導区」建設プロジェクト（2009～2020年）の下で、長春－吉林－延吉間及び延吉－図們－琿春間的高速道路（2010年9月7日開通）と、琿春－圈河間の道路を建設・整備して、中国側国境の圈河と北朝鮮側国境の元汀里に架かる橋梁の輸送力増強のための補強改修工事を2010年6月に完了、12年10月末には、元汀里から羅津港へのアクセス道路50.3kmの舗装を終え、内陸の吉林省から羅津港経由で日本海に抜ける物流ルートを開通させた⁵⁵。実際に2011年1月には、羅津港1号埠頭を賃借する大連創力集団が大連中遠

⁵¹ 東北振興は2003年10月、国务院の文書「東北地区等旧工業基地振興戦略の実施に関する若干の意見」で正式に提起、世界金融危機を経た09年9月には「同戦略を更に推進するための若干の意見」が国务院から出され、経済構造・産業構造の高度化、技術革新、農業の現代化、インフラ整備、環境に配慮した持続的発展等具体的な課題が示された。東北振興が提起された背景としては、①国内の地域間格差の元凶である不均等発展の是正の必要性から、発展の遅れた東北地域の開発が求められたこと、②資源の枯渇や国有企業改革の結果、「下崗」と称される一時帰休が増大し、大型国有企業の多い東北地域では、産業構造の転換による遊休労働力の吸収が急務となっていたこと、等が挙げられる。〔朱永浩〕第3章も参照されたい。

⁵² 筆者の現地聞き取り調査（2012年9月）によれば、2011年3月に投資保護協定が締結されたにもかかわらず、鉦山開発に投資した中国企業の投資資金を北朝鮮側が没収するというトラブルもあり、中国側の関与の必要性を痛感した中国政府が、北朝鮮側に共同開発・共同管理の原則を認めさせた結果だという。

⁵³ 羅津と先鋒は1991年12月に合併されて経済特区「羅先自由経済貿易地帯」となった。99年には「羅先経済貿易地帯」となって権限が縮小されたが、09年に金正日総書記の視察を経て2010年1月4日からは政府直轄の「羅先特別市」に格上げされて権限も拡大された。11年後半には中国の主張する「共同開発・共同管理」原則を北朝鮮側も受容れ、羅先特別市内に総面積470km²の「朝中共同開発・共同管理羅先経済貿易地帯」（中国側通称「羅先経済貿易区」）が設定された（東アジア貿易研究会『東アジア経済情報』No.225、2012年3月（原資料：『朝鮮日報』2012年2月16日）、及び筆者の現地調査（2012年9月））。

⁵⁴ 「東北振興」の下、政府の批准を受けた吉林省の発展戦略。吉林省の国境都市琿春市を窓口に、都市部をなす長春市・吉林市と北朝鮮国境の延辺朝鮮族自治州とを連動させて対外開放と地域開発を推進し、域内総生産を2012年までに2倍増、2020年までに更に2倍増する。対象面積7.3万km²、人口1,090万人で、吉林省全体の3分の1を占める。

⁵⁵ 筆者の現地調査（2012年9月）及びその後の吉林大学・延辺大学の研究者からの聞き取り調査による。

物流有限公司に依頼して、羅津港 1 号埠頭を利用した琿春産石炭（17,290 t）の上海港向け輸送実験を行い、大連港・営口港利用よりも輸送時間を大きく短縮させた結果、輸送コストも大幅に削減されることを確認している⁵⁶。

羅津港の 1 号埠頭は、大連創力集団が朝鮮貿易会社との合併で 2008 年に北朝鮮当局から 10 年間の賃貸契約を得てリースした。翌 09 年に石炭輸送用埠頭に改造し、ガントリークレーンを設置、年間貨物取扱能力も 100 万 t 規模に拡大されたという。その後、賃貸期間は 20 年間に延長された。羅津港を利用する航路は、外交部・商務部・交通運輸部・税関等の協議を経て 2010 年 3 月、中国籍船舶による内外貿易取引兼業の越境国内輸送として税関の認可を受け、琿春－羅津－上海（または寧波）を結ぶ「東海航路」と称された⁵⁷。

将来的には、石炭輸送に留まらず、吉林省内陸部の農・鉱産物や北朝鮮の鉱産物の華中・華南向け輸送、あるいは日本・韓国の日本海側地域との間の物流にも活用されることになる。このルートは、中国からの電力供給を俟って中国企業の本格的進出が見込まれる、中朝共同開発・共同管理の「羅先経済貿易区」⁵⁸へのアクセス・ルートでもあり、道路が舗装・開通した 10 月 26 日から、延吉－羅先間に国際バス路線が開設されて、中朝間の観光やビジネスにも利用されることになった⁵⁹。

3. 中国の羅津港利用と北極海航路の開拓

さらに中国は、ロシア北部のベーリング海峡を抜け、ロシア北方の沖合いを航行して欧州とアジアを結ぶ新たな航路、北極海北東航路の活用に乗り出したが、その起点港として、日本海側に位置し、運航日数が短縮できる北朝鮮の羅津港を利用する計画を持っているという。羅津港の 1 号埠頭は中国、2 号埠頭は釜山港との南北間のコンテナ輸送に⁶⁰、3 号埠頭はロシアに使用されており、4 号・5 号・6 号埠頭については中国による 50 年間の建設・使用権が認められたのを受けて、中国は、2011 年末に羅先特区基盤施設建設契約を締

⁵⁶ 輸送コストは石炭 1 t 当り 60 元（約 1,000 円）削減されるという。詳しくは『日本経済新聞』2011 年 1 月 17 日及び「朝鮮族ネット」（原資料：『黒龍江新聞』2011 年 1 月 17 日）を参照。

⁵⁷ 遼寧省交通庁 HP（<http://www.lncom.gov.cn/jtzw>）及び満海峰「中国の東北地域発展戦略と対北朝鮮経済貿易協力の現状及び展望」『ERINA REPORT』No.107、2012 年 9 月による。なお、満論文では、大連創力集団と記しているが、大連創力集団の間違いであろう。

⁵⁸ 元々北朝鮮が設置した経済特区「自由経済貿易地帯」であったが、港湾・道路・電力供給等インフラが未整備で、飲食店やホテルを除けば、外資の進出は皆無であった。中国との共同開発・共同管理によってインフラ整備が進めば、先ず中国企業の進出が期待されよう。中国側からの道路は舗装が完了、羅津港の整備も進行しており、残るは中国側からの電力の供給である。琿春からの電力供給のための FS 調査は済み、66kv・97.8km の送電線と変電所の設置が予定されている（（財）環日本海経済研究所 HP、原資料：『吉林日報』2012 年 11 月 22 日）。最近では、北朝鮮が中国との共同管理を強調し、広く外資の誘致に努めている（「朝鮮族ネット」（原資料：『吉林新聞』2013 年 9 月 6 日））。なお、注 53 も参照されたい。

⁵⁹ 延吉－羅先間の国際バス路線は、走行距離 200km、所用時間 4 時間、料金 100 元で毎日 1 便中朝双方からバスを運行（「朝鮮族ネット」（原資料：『吉林新聞』2012 年 10 月 8 日及び 11 月 12 日））。

⁶⁰ 2010 年 3 月末の韓国哨戒艦沈没事故が北朝鮮の魚雷攻撃によると結論付ける報告書が 5 月 20 日に出されたのを契機に、韓国政府が開城工業団地関連以外の南北経済交流の断絶に踏み切って以来、南北間のコンテナ輸送も中断し、羅津港 2 号埠頭は使用されていない。

結、7万t規模の4号埠頭の建設に乗り出したといわれ⁶¹、北極海航路の起点となる埠頭は4号埠頭になるものと思われる。

北極海北東航路は、南回りのスエズ運河利用航路に比べ、アジア－欧州間の航路距離を7,000km、運行日数にして10日以上短縮することもあるとあって、近年の温暖化で北極海の夏季の海水が激減していることから各国の関心を集め、北欧とアジアを結ぶ航路として利用が始まっている。最近、ノルウェーから北九州へのLNGの輸送や水島コンビナートへのノルウェー産ナフサの輸送にも利用された⁶²。利害関係の大きいロシアも、商業利用のための航海規則の制定や航路管理に乗り出したという。こうした動きを受けて、中国は砕氷船を北極海経由でアイスランドまで派遣して海水調査を実施、商船による試験運航も経て、2013年夏季から、羅津港を母港に北極海航路の商業利用を始めることになった⁶³。8月8日、中国遠洋運輸集団（COSCO）傘下の多目的船が中国の商船としては初めて、大連港からオランダのロッテルダム港に向けて出港、ベーリング海峡から北極海を航行して9月11日には同港に到着の予定という⁶⁴。とりあえずは大連港が利用されたが、羅津港が整備されれば、日本海側に位置して北極海航路の運航に便利な羅津港が利用されよう。

このように北朝鮮の羅津港は、ロシア・中国による借り上げ・整備によって、シベリア鉄道の起点港、吉林省と華中・華南及び日・韓との日本海物流の拠点港、北極海航路の母港として、ロシア・中国・韓国・日本の利用を促し、疲弊している北朝鮮経済の復興にも大きく寄与する結果、北朝鮮・ロシア・中国・韓国・日本による「環日本海物流共同体」が形成され、地域は著しく安定化するのである。

V 地方間・民間経済協力と中国東北地域

次の問題は、良好かつ安定的な関係を維持するための外交努力であるが、冒頭の中国とロシアの事例を思い起こしていただきたい。中国とロシアの関係改善と良好な関係の維持は、両国の長い国境線にある。前述したように、陸上で国境を接する両国は、一度関係が悪化して有事となれば、長い国境線を守ることは物理的に不可能となり、相互に良好な関係を構築・維持せざるを得ないからである。したがって、中国とロシアは、同様に長い国境線を有する中国と北朝鮮も、共に良好な関係を維持せざるを得ず、そのために常に外交努力を重ねているのである。外交努力は政府間に限らない。実際、中国・ロシアや中国・北朝鮮の国境地域では、両国の地方政府や民間の代表団が相互に頻繁な往来を繰り返し、良好な関係の維持に努めているのである。

⁶¹ 東アジア貿易研究会『東アジア経済情報』No.224、2012年3月及び同No.225、同年4月（原資料：『朝鮮日報』2012年2月16日及び『聯合ニュース』2012年2月15日）。

⁶² スエズ運河経由の南回り航路より運航日数は4割短縮、輸送費用も2割削減されるという（『日本経済新聞』2013年8月16日）。

⁶³ 詳しくは、『日本経済新聞』2013年1月5日を参照されたい。

⁶⁴ 『日本経済新聞』2013年8月13日。

翻って、日本は如何であろうか。周囲を海に囲まれ、隣国と直接国境を接しているわけではない。中国にとっても、日本・韓国は隣国であっても直接国境を接していない。こうした地理的条件は、隣国との良好な関係の維持を死活問題とは認識せず、そのための外交努力をも怠るのである。その結果が領土問題の顕在化である。それでは、中国・ロシア間で見られたような領土問題の解決は無理だとしても、領土問題を対立の火種としないために、我々は如何にすればよいのであろうか。この点に触れて、結びとしよう。

隣国との関係改善を図って安定的なものとし、人々の共同意識・連帯意識を醸成・強化するための経済共同体の形成にはまだ暫く時間を要する上に、政府間外交にも大きな期待が持てないとすれば、我々自身が民間レベル・地方レベルで隣国との関係改善に努め、良好な関係を維持する努力を地道に重ねる以外にはないであろう。具体的に述べよう。

中国との地方レベル・民間レベルの関係改善といっても、広大な中国であるから、地域を限定しなければ実行は難しい。とするなら、我々が交流の相手地域とすべきは東北地域である。前述の、二つの経済共同体に直接関係するのは中国では東北地域であるし、東北地域はまた「東北振興」という地域振興計画に取り組み、九州の経験을求めているからである。というのは、中国東北地域は、①石炭・石油の枯渇、②老朽化した重厚長大型国有企業の存在、③安価な輸入大豆・トウモロコシとの競合、と多岐にわたる問題を抱え、中国のエネルギー基地・重化学工業基地・食糧基地としての役割を果たせないでいるが、それは九州がかつて直面し、克服した問題でもあるからである。

周知のように、北部九州は、かつては石炭を豊富に産するエネルギー基地であり、鉄鋼業を中心に4大工業地帯の一角を占める重化学工業基地でもあったが、国のエネルギー政策の中心が石炭から石油に転換したことから炭坑は閉山に追い込まれ、重化学工業も公害を克服したものの、「鉄冷え」に象徴されるように、環境汚染を惹起し易い重厚長大型産業として衰退の一途を辿り、結果として北部九州の経済は「地盤沈下」を余儀なくされた。食糧基地の南部九州でも、米国の圧力に屈した牛肉・オレンジの輸入自由化が、酪農家や蜜柑農家を直撃した。しかしながら、北部九州は、IC・自動車といった新たな加工組立型産業や、過去の経験を活かした汚染防除産業を創設・誘致することで、また南部九州も食肉のブランド化や蜜柑の品種改良によって、共に地域再生を果たし得た。この九州の経験は、同じ問題に直面する中国東北地域でこそ有効に活かそう。

「東北振興」に取り組んでいる中国東北地域は、最近、インフラ整備が次々に完成をみている。空港の建設は一段落し、主要都市相互間を結ぶ高速道路も既に供用された。遅れていた鉄道建設も相次いで工事が完成した。第一に、東北地域の人流・物流の大動脈である大連－ハルビン線の輸送余力の向上を図るべく、同路線と並行に建設が急がれていた高規格鉄道は2012年9月に工事を完了、慎重な点検を経て12月1日に営業を開始した⁶⁵。その

⁶⁵ 筆者の経験（2013年3月）によれば、冬季ダイヤ（12月～翌3月）では、運行速度は時速200km（夏季ダイヤは時速300km）に制限されていた。

結果、大連－ハルビン間は最速3時間で結ばれることになった。他方で、在来線はその余力を貨物輸送に振り向けることが可能となり、貨物輸送力が増強された。

次に、長年の悲願であった、ロシア・北朝鮮との国境に沿って東北地域の東部を縦断する東北東部鉄道も完工、2012年9月26日に開通した⁶⁶。この鉄道は、旧満州時代に建設されたが、部分的に合計320km相当分が建設されないままに残されてきたという。途中が欠落したまま放置されて来たこともあって、長らく鉄道としての役割を果たし得なかったが、欠落部分の修復と新規の路線建設とによって、黒龍江省東部の牡丹江から、ロシア・北朝鮮国境沿いに吉林省東部を縦断し、遼寧省の国境港湾都市丹東を経て大連に至るまでの全長1,380kmが1本の鉄道で繋がることになったのである⁶⁷。この鉄道によって12の地方都市と大都市大連が結び付けられ、恩恵を受ける人口は国境沿い内陸部を中心に2,700万人に上るといふ⁶⁸。それはまた、黄海に面した丹東港や大連港を窓口に、国境沿いの内陸奥地が中国内の華東・華南地域や日本・韓国の黄海沿岸地域と、直接に地方間交流を始め得る条件を整備したことを意味する。逆にいえば、九州が、ロシア・北朝鮮と日常的な交流がある中国国境内陸地域に新たなビジネス・チャンスを求めてアクセスし得る条件を確保したということでもある。

ところで、福岡市とは、海を隔てて僅かに200kmと、指呼の内にある姉妹都市の釜山市は、自身を中心とする韓国東南圏と、福岡市を中核とする九州圏との連携を模索している。韓国においても、日本の「国土形成計画」⁶⁹に倣って「広域経済圏」の策定が行われた結果、釜山広域市・蔚山広域市と慶尚南道からなる「東南圏」が編成された。そこで釜山市は、年間100万人を超える人々が日韓海峡を往来しているという現実を鑑みて⁷⁰、韓国の東南圏と日本の九州圏が国境を超えて経済統合することで形成され得る「超広域経済圏」を構想し、姉妹都市の福岡市に構想実現に向けた働きかけを行うに至ったのである⁷¹。

この韓国東南圏も九州圏と類似の産業構造を持ち、牛肉・オレンジの輸入自由化や米国とのFTAの締結による農業への打撃等似通った経験を有している。とするなら、九州が東南圏と手を携え、ともに中国東北地域に協力する途が考えられよう。周知のように、九州企業の対東北進出は大連に過度の集中が見られる。韓国企業の対東北進出先も大連と朝鮮族の多い吉林省延辺朝鮮族自治州都の延吉市周辺に集中している。両者が連携することで、インフラ整備が進みビジネス・チャンスが広がる処女地、国境内陸地域への進出が考

⁶⁶ (財) 環日本経済研究所 HP「北東アジアウォッチ」(原資料:『大連日報』2012年9月27日)。

⁶⁷ 丹東－大連間は、既存の瀋陽経由であるが、間もなく直行の新線が建設の予定である。

⁶⁸ 筆者の聞き取り調査(2010年3月)による。

⁶⁹ 日本を複数の広域ブロックに分け、各広域ブロックが地域の独自性を生かし、東アジアの活力を取り込みながら自主的な発展を持続できるような国土構造の構築が謳われている。詳しくは、小川雄平「超広域連携と日・中・韓の地域間経済協力」『西南学院大学商学論集』57巻4号、2011年3月を参照されたい。

⁷⁰ 九州運輸局の調べによると、2006年に107万人に達して100万人を超えて以来、09年・11年を除けば毎年100万人規模の往来が続いている。12年には124万4,598人となり、過去最高を記録した(九州運輸局 HP)。

⁷¹ 詳しくは、[小川雄平2011]を参照されたい。

えられよう。ともに「経験」という豊かな潜在力を発揮することで「東北振興」に協力し、中国との関係改善を果たすことが出来れば、日・中・韓の3国間に、文字通りの win-win の関係が構築されよう。その具体的な一環は、最近韓国企業が参画を決めたロシア主導の露朝鉄道協力事業であり、中朝の国境地域の「共同開発・共同管理」事業である。日韓企業がこれらの事業に参画・協力することになれば、地域の相互依存関係は著しく進展を見せ、係争中の尖閣諸島や竹島についても、平和裏に「共同開発・共同管理」を模索しようとする機運が高まることになるのである。

付記：本論は、西南学院大学の共同研究プロジェクト報告書『東アジアにおける平和の構築』（2013年3月）の論考「東北アジアの胎動と平和の構築」に、大幅な加筆修正を行ったものである。

参考文献

- 天児 慧（2013年）『日中対立—習近平の中国をよむ』ちくま新書。
- 池内 敏（2012年）『竹島問題とは何か』名古屋大学出版会。
- 大島堅一（2011年）『原発のコスト—エネルギー転換への視点』岩波新書。
- 小川雄平（1985年）「進展する中・韓の経済交流」、『経済評論』34巻8号。
- 小川雄平（1988年）「『環黄海・日本海経済圏』形成の可能性」、『経済評論』37巻12号。
- 小川雄平（2006年）『東アジア地中海経済圏』九州大学出版会。
- 小川雄平（2000年）『中国東北の経済発展—九州との交流促進をめざして』九州大学出版会。
- 小川雄平（2011年）「超広域連携と日・中・韓の地域間経済協力」、『西南学院大学商学論集』57巻4号。
- 小川雄平（2012年）「震災後九州の東アジア地域経済協力」、東アジア学会経済部会編『東アジア地域経済協力と九州』（東アジア学会『東アジア研究』増刊号）。
- 川本忠雄（2013年）『東アジア統合という思想』文眞堂。
- （財）環日本海経済研究所（2003年）『北東アジア経済白書2003』新潟日報事業社。
- 許 虎林（2012年）「吉林省の長吉図地域における開発開放戦略の現状と対策」、『ERINA REPORT』No.103。
- 高 龍秀（1994年）「東アジアの局地的経済圏と分断国家」、本多健吉・小川雄平編『アジア経済の現代的構造』世界思想社。
- 呉 昊・應 雋（2010年）「長吉図開発開放先導区と中国国境地域開発開放モデルの革新」、『ERINA REPORT』Vol.96。
- 唱 新（1996年）「中国東北地区の経済発展と中（東北）日経済交流」『金沢経済大学論集』30巻1号。
- 朱 永浩（2013年）『中国東北経済の展開—北東アジアの新時代—』日本評論社。
- 高木直人（1997年）『転換期の中国東北経済』九州大学出版会。
- 竹田いさみ（2013年）『世界を動かす海賊』ちくま新書。
- 辻 久子（2007年）『シベリア・ランドブリッジ』成山堂書店。
- 堀江則雄（2010年）『ユーラシア胎動—ロシア・中国・中央アジア』岩波新書。
- 満 海峰（2012年）「中国の東北地域発展戦略と対北朝鮮経済貿易協力の現状及び展望」、『ERINA REPORT』No.107。
- 穆 堯芋（2012年）「中国における地域発展戦略の実態と課題—「中国図們江地域協力開発規画要綱」の事例—」、『ERINA REPORT』No.103。
- 村田忠禧（2013年）『日中領土問題の起源』花伝社。
- 本村眞澄（2005年）『石油大国ロシアの復活』アジア経済研究所。

2013年度学会活動

1. 第23回大会

日時：2013年10月12日（土）10：00～17：30

会場：九州大学・西新プラザ2階大会議室

午前の部（10：00～13：00）

■自由論題研究報告（2階大会議室）

司会：波潟 剛（九州大学大学院比較社会文化研究院准教授）

（第一部）座長：安達義弘（福岡国際大学学長）

第1報告（10：00～10：40）

「日本と台湾の小学校学習指導要領における道德教育的要素の比較」

報告者：荒木雪葉（西南学院大学非常勤講師、西九州大学非常勤講師）

第2報告（10：40～11：20）

「東アジア中日韓三国における無形文化遺産保護の現状と課題に関する一考察」

報告者：白松 強（九州大学大学院人間環境学府博士後期課程）

（第二部）座長：木幡伸二（福岡大学商学部教授）

第1報告（11：30～12：10）

「台湾海峡兩岸問題と台湾經濟の将来」

報告者：松下 愛（久留米大学大学院比較文化研究科博士後期課程）

第2報告（12：10～12：50）

「九州のアジア戦略」

報告者：加峯隆義（九州経済調査協会総務部次長）

午後の部（14：30～17：30）

■シンポジウム（2階大会議室）

司会：総田芳憲（北九州市立大学外国語学部准教授）

（開会挨拶）徳島千穎（東アジア学会会長／㈱トクスイコーポレーション代表取締役会長）

（シンポジウム）「東アジアの文化交流 ― 釜山・大分・福岡における映画祭の現場から ―」

座長：波潟 剛（九州大学大学院比較社会文化研究院准教授）

基調講演（14：40～15：30）

「映画祭を通じた文化交流の意味と成果」

講演者：キム・イソク 氏（Made in Busan 独立映画祭前執行委員長）

第1報告（15：40～16：05）

「日韓相互認識における「3次元」映画交流の意義 ― 大分で実践から」

報告者：下川正晴（日韓次世代映画祭ディレクター）

第2報告（16：05～16：30）

「ゼロ年代の『フィルムアンデパンダン』 ― 福岡と釜山映画実践」

報告者：西谷 郁（福岡インディペンデント映画祭実行委員会 Chairman）

討論・質疑応答（16：40～17：20）

（閉会挨拶）波潟 剛（九州大学大学院比較社会文化研究院准教授）

2. 「福岡～佐賀～長崎 三都連続 北朝鮮問題講演会」（科学研究費補助金助成事業）

日時・会場

7月19日（金）18：00～ 福岡：JR 博多シティ10階大会議室

7月20日（土）14：00～ 佐賀：佐賀大学文化教育学部1号館2番教室

7月21日（日）14：00～ 長崎：メルカつきまち5階プラザホール

（講演1）

「韓日、日朝関係の争点と東北アジアの平和と繁栄」

講演者：李 鍾奭 氏（韓半島平和フォーラム共同代表、元韓国政府統一部長官）

（講演2）

「北朝鮮の核問題と中国：中国は北朝鮮の崩壊を甘受できるか？」

講演者：金 東吉 氏（北京大学歴史学系副教授、韓半島研究中心副主任）

（在日脱北者特別講演）

「帰国、生活、そして脱北」

講演者：春田周香 氏

3. 定例研究会

第61回定例研究会

日時：2013年5月18日（土）14：30～17：30

会場：西南学院大学・西南コミュニティーセンター2階会議室

第1報告

「中国における日系自動車部品サプライヤーの経営課題

― 吉林省長春市の産業クラスターを事例として ―」

報告者：藤川昇悟（阪南大学経済学部准教授）

学 会 活 動

第2報告

「第三回核実験と北朝鮮の未来展望」

報告者：金 東吉（北京大学歴史学系副教授・韓半島研究中心副主任）

第62回定例研究会

日時：2014年3月29日（土）15：00～17：30

会場：西南学院大学・西南コミュニティーセンター2階会議室

第1報告

「インドネシアにおける小水力技術とネットワーク」

報告者：藤本穰彦（九州大学大学院工学研究院助教）

第2報告

「韓国民主化運動と日本人 ― 1970年代の『東亜日報』支援運動を中心に ―」

報告者：森 類臣（立命館大学コリア研究センター専任研究員）

『東アジア研究』 投稿要領

- 1) 『東アジア研究』は、東アジア研究に関する論文・研究ノート・書評などにより構成され、原則として1年に2号刊行する。投稿については随時受け付ける。
- 2) 『東アジア研究』に投稿できるのは、東アジア学会の会員および企画委員会が依頼した者とする。なお、学会員の場合、投稿する当該年度までの会費を投稿前に全て納入しなければならない。
- 3) 投稿原稿は未発表のものでなければならない。投稿者は投稿原稿の不採用が決定される前に当該原稿を他の場所で公刊してならない。
- 4) 『東アジア研究』に掲載された全ての原稿の著作権は東アジア学会に帰属する。
- 5) 原著者か『東アジア研究』に掲載された文章の全部または一部を複製利用しようとする場合には、事前に企画委員長に申請しなければならない。企画委員会は特段の不都合がない限りはこれを受理し、複製利用を許可する。
- 6) 『東アジア研究』に掲載された全ての原稿は、東アジア学会のホームページ (<http://www.eastasia.jp>) において PDF ファイルにて公開する。
- 7) 投稿に際しては、東アジア学会ホームページに掲載の「執筆要領」の内容を踏まえ、これに準拠した完成原稿と論文要旨(1200字程度)を提出する。
- 8) 投稿原稿は、E-mail の添付ファイルとして送付する。ファイル形式は原則として MS-Word とする。採用か決定された原稿の提出方法は企画委員会から再度通知する。
- 9) 投稿された原稿については、レフェリーによる審査結果を考慮の上、企画委員会が採否を決定する。
- 10) 採用された場合、投稿者は約400語の英文要旨を提出する。英文要旨は、提出前に必ずネイティブ・チェックを受ける。
- 11) 執筆者は、別刷り(抜刷)の作成を依頼することか出来る。これに必要な費用は執筆者の自己負担とする。
- 12) 原稿の投稿先および問い合わせ先は次のとおりとする。なお、投稿者は連絡先住所・電話番号・メールアドレスを投稿の際に E-mail にて連絡する。

西南学院大学学術研究所

王忠毅・西田顕生研究室気付『東アジア研究』編集担当

E-mail: cwang@seinan-gu.ac.jp (王忠毅)

nishida@seinan-gu.ac.jp (西田顕生)

印刷全般

(学術書、学会機関誌・ポスター・チラシ、日英翻訳出版、テキスト、名刺等)

学術学会、イベントの運営支援

(最大800人規模の学会用会場提供・運営支援等)

翻訳・通訳 (日↔英)

(翻訳全般、電話通訳、コミュニケーション講座)

西南学院オリジナルグッズ 販売

(ボールペン、ポーチ、扇子、西南チロリアン、セナフィー等)

卒業生の就職支援・アルバイト紹介、 生花販売、保険代理事業 等



株式会社キャンパスサポート西南は
東アジア学会を全面的にサポート。



学校法人 西南学院グループ

株式会社 キャンパスサポート西南

福岡市早良区西新3丁目12-14 (西南子どもプラザ2階)

TEL.092-823-3576 FAX.092-823-3590

URL <http://www.cs-seinan.co.jp>



編集後記

大変遅くなりましたが、2013年度2回目の『東アジア研究』をお届けします。『東アジア研究』は、前号（第13号／第14号合併号）での紙面のリニューアルに引き続き、今号からは本格的な査読付き学会誌に生まれ変わりました。査読でお世話になった会員各位に厚くお礼申し上げます。これを機に紙面の更なる充実に努めたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願い致します。

（編集担当企画委員：王忠毅・西田顕生）

東アジア研究（東アジア学会機関誌）第15号

発行日：2014年3月

発 行：東アジア学会

事務局：〒814-8511

福岡市早良区西新6-2-92

西南学院大学 小川雄平研究室

Tel&Fax: 092-823-4227

Mail: ogawa@seinan-gu.ac.jp

※本書の無断転載は難くお断りいたします。
予め学会事務局あて許諾を求めてください。



East Asian Studies
vol.15 2014 March

On Transformation from Economic Power to Cultural Power
—Preliminary discussion on the protection of intangible cultural
heritage of China, Japan and Korea as three countries in East Asia.

.....**BAI Songqiang**

Intra-firm Trade and Corporate Performance:
The Case of Japanese and Korean Corporations

Chung I, Wang

Influence of the Chief Justice of the Supreme Court on the Function
of the Judiciary in the Transitional Justice in Korea

KIMURA Takashi

Regional Economic Cooperation and Political Stabilization in
Northeast Asia

OGAWA Yuhei

Year 2013 Activity Report